

防整技第6910号
令和5年3月28日
一部改正 防整技第15097号
令和6年6月27日

大臣官房会計課長
地方協力局環境政策課長
防衛大学校総務部会計課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部経理課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部総務部経理課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部総務部会計課長
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部総務部会計課長
防衛監察本部総務課長
各地方防衛局総務部長
北海道防衛局管理部長
東北防衛局企画部長
北関東防衛局管理部長
南関東防衛局管理部長
近中部防衛局管理部長
中国四国防衛局企画部長
九州防衛局管理部長
沖縄防衛局管理部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設技術管理官
(公 印 省 略)

建設工事請負契約書第 27 条の運用に係るマニュアル（案）について（通知）

標記について、別冊第 1 から第 4 までのとおり定めたので、遺漏のないよう措置された
い。

添付書類：別冊 1 ～別冊 4

写送付先：整備計画局施設計画課長、施設整備官、提供施設計画官

建設工事請負契約書第 27 条第 1 項～4 項（全体スライド条項）
運用マニュアル（案）

令和 6 年 7 月

防衛省整備計画局施設整備官

目 次

1	スライド条項の趣旨	・ ・ ・ ・ ・ 1
2	全体スライド条項、インフレスライド条項と単品スライド条項の関係	・ ・ ・ ・ ・ 1
3	適用対象工事	・ ・ ・ ・ ・ 2
4	請求日及び基準日等について	・ ・ ・ ・ ・ 3
5	スライド協議の請求	・ ・ ・ ・ ・ 3
6	請負代金額の変更	・ ・ ・ ・ ・ 4
7	出来高数量の確認	・ ・ ・ ・ ・ 5
8	物価指数	・ ・ ・ ・ ・ 5
9	変更契約の時期	・ ・ ・ ・ ・ 6
10	インフレスライド及び単品スライド条項の併用	・ ・ ・ ・ ・ 6
11	その他留意事項	・ ・ ・ ・ ・ 6
(別紙1)		
建設工事請負契約書第27条第1項～第4項に伴う実施フロー		・ ・ ・ ・ ・ 7

1. スライド条項の趣旨

- ・受注者と発注者とは対等との考えのもと、片務性を解消するため、受注者のみに合理的な範囲を超える価格の変動を負担させないことが基本的な考え方である。

- ・建設工事は、工期が長期にわたるため、その間の事情の変更に左右されることもあるが、通常合理的な範囲内の価格の変動は契約当初から予見可能なものであるとして請負代金額を変更する必要はないというのが基本的な考え方である。しかし、通常合理的な範囲を超える価格の変動については、契約当事者の一方のみにその負担を負わせることは適当でなく、発注者と受注者で負担を分担すべきものであるとの考え方の下、建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第27条が規定されているものである。

2. 全体スライド条項、インフレスライド条項と単品スライド条項の関係

- ・全体スライド条項は、請負契約後12ヶ月を経過した後に賃金水準や物価水準が変動した場合、インフレスライド条項は、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションといった短期的で急激な変動が生じた場合の中間修正的な変更であるのに対し、単品スライド条項は特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の精算的な変更である。

- ・全体スライド条項は、請負契約後12ヶ月を経過した後に賃金水準や物価水準が変動した場合、インフレスライド条項は、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションといった短期的で急激な変動が生じた場合の中間修正的な変更であり、直接工事費の変更に連動して諸経費等の変更を含むものである。
- ・一方、単品スライド条項は、特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の精算的な変更である。すなわち、対象となる材料価格の変動のみが請負代金額変更の要素となるものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。
- ・また、単品スライド条項は企業の規模を問わずあらゆる工事を対象とするものであることから、受注者の負担割合は契約書第31条の「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益までは損なわれることがないように定められた「請負代金額の1%」を採用したものである。

なお、全体スライド条項は、12ヶ月以上の長期間にわたる工事を対象とする規定であり、比較的大きい建設業者が受注していることが前提になっていることから、受注者の負担すべき割合を「請負代金額における残工事費の1.5%」としている。また、インフレスライド条項は、単品スライド条項と同様に、受注者の負担割合は契約書の第31条の「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益までは損なわれることがないように定められた「請負代金額における残工事費の1%」を採用したものである。

3. 適用対象工事

- (1) 工期が12ヶ月を超える工事であること。
- (2) 契約書第27条第1項の請求は、4. (3)に定める残工期が4. (2)に定める基準日から2ヶ月以上あること。
- (3) 減額となる場合、物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が、1,000分の30以上変化していると予想されること。

(参考) 全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な賃金水準等の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後、基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材(鋼材類、燃料油、その他主要な工事材料)	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (31条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能

4. 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日：スライド変更の対象となる場合、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求日を基本とするが、これにより難しい場合は、請求日から14日以内の範囲で発注者と受注者とが協議して定める日とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

・請求日について

請求に際しては、残工事の工期が基準日（請求日とすることを基本とする。請求日から14日以内の範囲で定めることも可とする。）から2ヶ月以上必要であることに留意すること。

・基準日について

発注者と受注者とが協議して定める基準日は、請求日を基本とするが、これにより難しい場合は、請求日から14日以内の範囲で定める。

・残工期について

残工期については、基準日における契約工期の残工事期間を基本とするが、基準日までに変更契約を行っていない場合でも発注者からの指示等により工期延期が明らかな場合には、その工期延期期間を考慮することができる。

5. スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、請負契約締結の日から12ヶ月経過後に書面により行うこととする。

・スライド対象の確認

発注者は工期内で請負契約締結の日から12ヶ月を経過（又は前回スライド基準日以降12ヶ月を経過）した段階で、スライド判定を行い、スライド協議の請求について判断することとする。

スライド判定にあたっては、設計変更に伴う変更契約を行った上で、出来高を確認し、変動前と変動後残工事請負代金額により判定することを基本とする。

・スライド協議の請求について

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面（別紙様式1－1又は1－2）により行うこととする。

・スライド額協議開始日について

発注者は、受注者の意見を聴いてスライド額協議開始日を定め、請求日から7日以内に受注者に書面（別紙様式2）により通知する。

・実施フローについて

別紙1「建設工事請負契約書第27条第1～4項に伴う実施フロー」を参照すること。

6. 請負代金額の変更

- (1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の1000分の15に相当する金額を超える額とする。
- (2) 増額スライド額については、次式により行う。
- $$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 15/1000)]$$
- この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。
- $S_{\text{増}}$ ：増額スライド額
- P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額
- P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額
($P = \Sigma (\alpha \times Z)$ 、 α ：落札率、 Z ：官積算額)
- (3) 減額スライド額については、次式により行う。
- $$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 15/1000)]$$
- この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。
- $S_{\text{減}}$ ：減額スライド額
- P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額
- P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額
($P = \Sigma (\alpha \times Z)$ 、 α ：落札率、 Z ：官積算額)
- (4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

・基準日における特別調査又は見積価格採用単価について

再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価※の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

※類似単価とは、同一地区における類似資材等の単価もしくは、他地区における同一資材等の単価をいう。

・複数回スライドを行う場合について

スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき同様に実施するものとする。なお、その場合基準日における請負代金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。

7. 出来高数量の確認

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとする。
- (2) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うものとする。
 - ・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
 - ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とする。ただし、基準日以降の賃料等については、スライド対象とする。
 - ・契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
- (3) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- (4) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。
- (6) 基準日までに変更契約を行っていないが、先行して書面により指示されている設計量については、スライドの対象とすることができる。

・出来形数量等の確認方法について

基準日における工事の出来形数量の確認については、本項に基づき実施することを基本とする。

・出来形数量等の確認時期について

発注者は、請求日から14日以内に出来高確認を行う。

8. 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

・積算に使用する単価について

変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、発注者が積算に使用している物価資料等の基準日における価格を基礎とする。

・基準日における特別調査又は見積価格採用単価について

再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価※の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

※類似単価とは、同一地区における類似資材等の単価もしくは、他地区における同一資材等の単価をいう。

9. 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。

・精算変更時で行う場合

スライド額に係る契約変更を精算変更時点で行う場合は、基準日における出来形数量を確認し、残工事量を受発注者間で確認すること。

10. インフレスライド及び単品スライド条項の併用

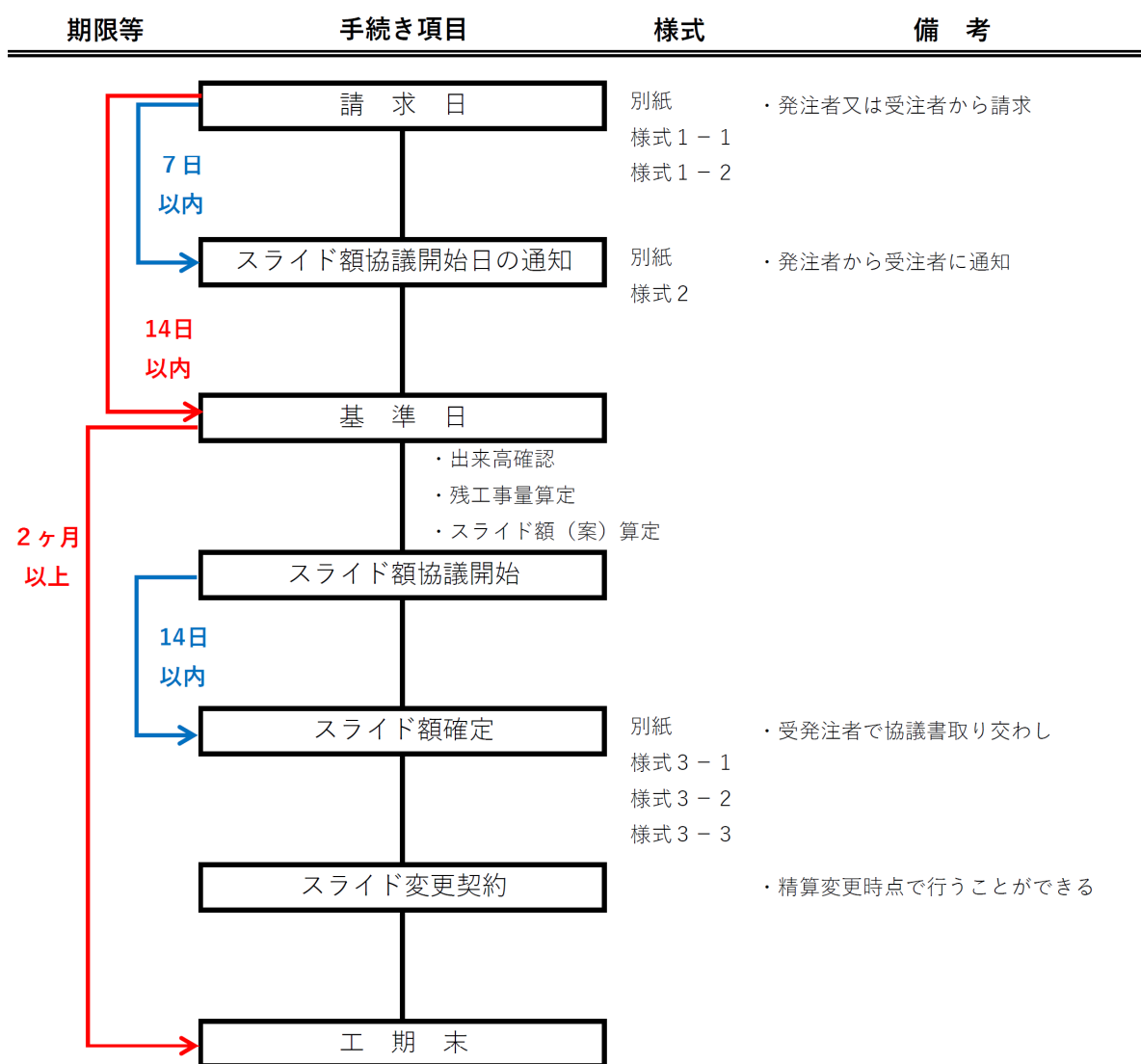
- (1) 契約書第27条第6項に規定するインフレスライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、インフレスライド適用後12ヶ月経過後に、本マニュアルによるスライドを請求することができる。
- (2) 本マニュアルに基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約書第27条第5項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

- ・契約書第27条第1項から第4項に規定する全体スライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まずは全体スライド条項によるスライド額の算出が基本となる。その上で、全体スライド条項と単品スライド条項の重複を防止するため、全体スライド条項で対象とした数量は、単品スライド条項における変動前の単価を全体スライド条項の適用日の単価に置き換えた上で単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。
- ・また、全体スライド条項においては残工事費の1.5%、単品スライド条項においては対象工事費の1%がそれぞれ受注者の負担となる。両スライドのルールをそのまま適用した場合には、受注者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大なものとなる。
- ・このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間においては当該期間の工事費の1%を受注者の負担とするが、全体スライド条項と単品スライド条項が併用される期間においては、全体スライド条項の適用により受注者が負担する残工事費の1.5%をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方に基づき、単品スライド条項に係る1%分の負担は求めない。
- ・さらに、単品スライド条項に係る対象工事費は基本的には最終的な全体工事費であり、全体スライド条項と併用した場合の対象工事費は全体スライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価となる。

11. その他留意事項等

本運用マニュアル（案）の適用にあたり疑義等がある場合は、施設整備官と協議するものとする。

建設工事請負契約書第 27 条第 1 項～第 4 項に伴う実施フロー



※) 契約書で規定

※) 建設工事請負契約書運用基準及び本マニュアルで規定

[受注者からの請求]

(別紙様式1-1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇 殿

〇〇建設 株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇

建設工事請負契約書第27条第1項に基づく請負代金額の変更請求について

令和〇年〇月〇日付けで契約締結した〇〇〇〇〇〇工事については、労務単価等の変動により、建設工事請負契約書第27条第1項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

- | | | |
|---|--|--------------------------------|
| 1 | 請 負 代 金 | ¥ |
| 2 | 工 期 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日から
令和〇〇年〇〇月〇〇日まで |
| 3 | 希 望 基 準 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 4 | 施 工 場 所 | 〇〇県〇〇市 |
| 5 | 変更請求概算額（税込） | ¥ |
| 6 | 概算残工事請負代金額 | ¥ |
| | 概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額 | |

※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

[発注者からの請求]

(別紙様式1-2)

令和 年 月 日

〇〇建設 株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇

建設工事請負契約書第27条第1項に基づく請負代金額の変更請求について

令和〇年〇月〇日付けで契約締結した〇〇〇〇〇〇工事については、労務単価等の変動により、建設工事請負契約書第27条第1項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

- | | | |
|---|--|--------------------------------|
| 1 | 請 負 代 金 | ¥ |
| 2 | 工 期 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日から
令和〇〇年〇〇月〇〇日まで |
| 3 | 希 望 基 準 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 4 | 施 工 場 所 | 〇〇県〇〇市 |
| 5 | 変更請求概算額（税込） | ¥ |
| 6 | 概算残工事請負代金額 | ¥ |
| | 概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額 | |

※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

(別紙様式2)

令和 年 月 日

〇〇建設 株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇

建設工事請負契約書第27条第8項に基づく協議の開始の日について（通知）

令和〇年〇月〇日付けで請求のあった標記について、建設工事請負契約書第27条第8項の規定に基づき、スライド額協議開始日を通知します。

記

- 1 工 事 名 〇〇〇〇〇工事
- 2 スライド額協議開始日 令和 年 月 日
(※スライド額協議開始日は、受注者の意見を聴いて、請求日から7日以内に設定する)

(別紙様式3-1)

令和 年 月 日

〇〇建設 株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇

建設工事請負契約書第27条第2項及び3項に基づく請負代金額
の変更について（協議）

令和〇年〇月〇日付けで請求のあった建設工事請負契約書第27条第2項に基づく請負代金額
の変更について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり協議します。
なお、異存がなければ、別添承諾書へ記名のうえ提出願います。

記

- 1 工 事 名 〇〇〇〇〇〇工事
- 2 スライド変更金額 （増）¥〇, 〇〇〇, 〇〇〇. -
うち取引に係わる消費税及び地方消費税の額 ¥〇, 〇〇〇, 〇〇〇. -
基 準 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(別紙様式3-2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇 殿

〇〇建設 株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇

承 諾 書

令和〇年〇月〇日付けで協議のあった下記工事の建設工事請負契約書第27条第2項及び第3項によるスライド協議変更額に異存ありませんので、承諾します。

記

- 1 工 事 名

〇〇〇〇〇〇工事
- 2 スライド変更金額

(増) ¥

うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥

基 準 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(別紙様式3-3)

令和 年 月 日

〇〇建設 株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇

建設工事請負契約書第27条第2項及び第3項に基づく請負代 金額の変更について（協議）

令和 年 月 日付けで請求のあった建設工事請負契約書第27条第2項に基づく請負代金額
の変更について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり協議します。

記

- 1 工 事 名 〇〇〇〇〇〇工事
- 2 スライド変更適否 スライドの適用が認められない
- 3 理 由 スライド額が請負代金額の1.5%を超えないため

※別紙様式1-1、1-2、3-1、3-3の添付資料

ス ラ イ ド 調 書

工事名	
請負代金額	円(消費税抜き)
	円(消費税込み)
積算価格	円(消費税抜き)
	円(消費税込み)
工 期	自) 令和 年 日
	至) 令和 年 日
基準日	令和 年 日
出来高額	円(消費税抜き)
残工事額(P ₁)	円(消費税抜き)
変更残工事額(P ₂)	円(消費税抜き)

※増額スライド用(スライド調書の添付資料)

〇〇〇〇〇工事に係る
賃金又は物価変動に基づく請負代金額計算書

請負代金額	出来高額	P ₁	P ₂

スライド額(S) = (P₂ − P₁) − P₁ × 15／1000
= (−) − × 15／1000
=
=

(但し、P₁ < P₂)

P₁ : 請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額
P₂ : 変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出したP₁に相当する額

スライド額
(税込み) = × 消費税及び地方消費税率
=

※減額スライド用(スライド調書の添付資料)

〇〇〇〇〇工事に係る
賃金又は物価変動に基づく請負代金額計算書

請負代金額	出来高額	P ₁	P ₂

スライド額(S) = (P₂ − P₁) + P₁ × 15／1000
= (−) + × 15／1000
= +
=

(但し、P₁ > P₂)

P₁ : 請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額
P₂ : 変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出したP₁に相当する額

スライド額
(税込み) = × 消費税及び地方消費税率
=

建設工事請負契約書第 27 条第 5 項（単品スライド条項）
運用マニュアル
（土木工事版）（案）

令和 6 年 7 月

防衛省整備計画局施設整備官

第1章 総論	1
1-1 建設工事請負契約書第27条（スライド条項）の考え方	1
1-1-1 スライド条項の趣旨	1
1-1-2 全体スライド条項、インフレスライド条項と単品スライド条項の関係	1
1-2 適用対象工事	2
1-3 対象品目	2
1-3-1 対象品目の選定の考え方	2
1-3-2 スライド額の算定の対象とする品目	3
1-4 請負代金額の考え方	3
1-5 スライド額算定	4
1-5-1 スライド額算定の方法について	4
1-5-2 出来高部分払いを行った場合の対象数量について	7
1-6 全体スライド条項及びインフレスライド条項併用時の特例	7
1-7 その他	9
第2章 鋼材類	10
2-1 対象材料	10
2-1-1 対象材料の考え方	10
2-1-2 その他市場単価・土木工事標準単価の扱い等	11
2-2 対象数量	11
2-3 受注者への確認事項	13
2-4 単価（実勢価格の算定）	16
2-4-1 変動前の価格の決定方法	16
2-4-2 変動後の実勢価格の決定方法	16
2-4-3 変動後の実勢価格の算出方法	17
2-5 購入価格の評価方法	17
2-6 変動額の算定	18
2-7 計算例	18
第3章 燃料油	19
3-1 対象材料	19
3-2 対象数量	19
3-2-1 対象数量の考え方	19
3-2-2 対象数量の算定方法	20
3-2-3 その他	20
3-3 受注者への確認事項	20
3-4 単価（実勢価格の算定）	21
3-4-1 変動前の価格の決定方法	21
3-4-2 変動後の実勢価格の決定方法	22
3-4-3 変動後の実勢価格の算出方法	22
3-5 購入価格の評価方法	23
3-6 変動額の算定	23
3-7 算出例	23

3-7-1	各種資材の運搬に係る燃料油の算出方法	23
3-7-2	機械運搬に係る燃料油の算出方法	25
3-7-3	直接工事費に計上される運搬費	27
3-7-4	計算事例	28
第4章	その他の主要な工事材料	29
4-1	対象材料	29
4-1-1	対象材料の考え方	29
4-1-2	その他市場単価・土木工事標準単価の扱い等	29
4-2	対象数量	30
4-3	受注者への確認事項	31
4-4	単価（実勢価格の算定）	32
4-4-1	変動前の価格の決定方法	32
4-4-2	変動後の実勢価格の決定方法	33
4-5	購入価格の評価方法	33
4-6	変動額の算定	33
第5章	請求等手続き及び提出様式	34
5-1	請求時期	34
5-2	協議の手続き	34
5-3	既済部分検査	36
5-4	部分引き渡しにかかる指定部分の取り扱い	36
第6章	その他留意事項	36
(参考資料)		
単品スライド条項にかかる実施フロー及び様式		37

第1章 総論

1-1 建設工事請負契約書第27条（スライド条項）の考え方

1-1-1 スライド条項の趣旨

- ・受注者と発注者とは対等との考えのもと、片務性を解消するため、受注者のみに合理的な範囲を超える価格の変動を負担させないことが基本的な考え方である。

- ・建設工事は、工期が長期にわたるため、その間の事情の変更に左右されることもあるが、通常合理的な範囲内の価格の変動は契約当初から予見可能なものであるとして請負代金額を変更する必要はないというのが基本的な考え方である。しかし、通常合理的な範囲を超える価格の変動については、契約当事者の一方のみにその負担を負わせることは適当でなく、発注者と受注者で負担を分担すべきものであるとの考え方の下、建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第27条が規定されているものである。

1-1-2 全体スライド条項、インフレスライド条項と単品スライド条項の関係

- ・全体スライド条項は、請負契約後12ヶ月を経過した後に賃金水準や物価水準が変動した場合、インフレスライド条項は、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションといった短期的で急激な変動が生じた場合の中間修正的な変更であるのに対し、単品スライド条項は特別な要因により特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の精算的な変更である。
- ・全体スライド条項は、請負契約後12ヶ月を経過した後に賃金水準や物価水準が変動した場合、インフレスライド条項は、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションといった短期的で急激な変動が生じた場合の中間修正的な変更であり、直接工事費の変更に連動して諸経費等の変更を含むものである。
- ・一方、単品スライド条項は、特別な要因により特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の精算的な変更である。すなわち、対象となる材料価格の変動のみが請負代金額変更の要素となるものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。
- ・また、単品スライド条項は企業の規模を問わずあらゆる工事を対象とするものであることから、受注者の負担割合は契約書第31条の「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益までは損なわれないよう定められた「請負代金額の1%」を採用したものである。

なお、全体スライド条項は、12ヶ月以上の長期間にわたる工事を対象とする規定であり、比較的大きい建設業者が受注していることが前提になっていることから、受注者の負担すべき割合を「請負代金額における残工事費の1.5%」としている。また、インフレスライド条項は、単品スライド条項と同様に、受注者の負担割合は契約書の第31条の「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益までは損なわれないように定められた「請負代金額における残工事費の1%」を採用したものである。

1-2 適用対象工事

- ・残工期が2ヶ月以上ある全ての工事を対象とする。
- ・単品スライド条項の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む）が2ヶ月以上ある場合に限り、行うことができる。

（参考）全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い

項目		全体スライド（第1～4項）	単品スライド（第5項）	インフレスライド（第6項）
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 （比較的大規模な長期工事）	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な賃金水準等の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後、基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材（鋼材類、燃料油、その他主要な工事材料）	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% （但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし）	残工事費の1.0% （31条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え）
	再スライド	可能 （全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能）	なし （部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない）	可能

1-3 対象品目

1-3-1 対象品目の選定の考え方

- ・対象品目は、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料とする。
- ・各対象品目の対象材料については、受注者から請求があった材料の中から受発注者間で協議の上決定とする。
- ・契約書の第27条第5項に、「主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったとき」とされていることから、公共工事において使用している頻度の高い主要な材料を対象とする。
- ・これは、通常合理的な範囲を超える価格の変動分を、受注者のみの負担とするのは適切ではないという考え方のもと、単品スライド条項の趣旨を適切に踏まえたことによるものであり、価格変動がある材料全てが単品スライド条項の適用対象とはならない点に留意が必要である。
- ・なお、対象となる材料については、受注者から請求があった材料の中から受発注者間で協議の上決定するものであり、請求のない材料まで対象とする趣旨ではないことにも留意が必要である。

1-3-2 スライド額の算定の対象とする品目

・各工事においてスライド額の算定の対象となるのは、品目毎の変動額（増額分又は減額分）が請負代金額の1%を超える品目とする。

- ・個々の工事において、工事の総額に及ぼす影響が現に大きいことが必要条件となり、品目毎の変動額が請負代金額の1%を超える場合について、その品目をスライド額の適用対象とする。
- ・つまり、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料の変動額の合計額が請負代金額の1%を超えるものを適用対象とするのではなく、鋼材類を例にとれば、その変動額だけで請負代金額の1%を超えている場合には鋼材類が適用対象材料になるという趣旨である。
- ・なお、「品目毎」とは、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料で区分し、その他の主要な工事材料の区分は「第4章 その他の主要な工事材料」によるものとする。

1-4 請負代金額の考え方

・請負代金の部分払をした工事における「請負代金額」は、当該工事の請負代金額から当該部分払の対象となった出来高部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来高部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。

- ・出来高として既に部分払いを行った部分については、特段の条件がない限り、発注者と受注者との間で数量及び金額について合意を完了しているものであることから、単品スライド条項の請求対象となる工事においても、その部分まで遡って単品スライド条項を適用できないことには変わりはない。
- ・ただし、通常は、対象材料の価格の変動により請負代金額が不適当となることが判明する時点、すなわち、工事がかなり進捗した時点で単品スライド条項の適用請求を行うこととなるのが一般的であるため、単品スライド条項の適用請求までの間に部分払いが行われることもあり得る。このような場合に対処するため、今後部分払いを行う際には、発注者又は受注者の要請に基づき、部分払いを行う部分についても今後の単品スライド条項の請求対象とすることができるとしている。（第5章 請求等手続き及び提出様式によるものとする。）
- ・また、指定可部分引渡しを行う部分についてはその部分に係る精算を完了させる必要があることから、その部分のみを一つの工事として扱い単品スライド条項を適用することとなる。その際の請負代金額は指定可部分引渡しを行う部分に係る請負代金額となるが、部分払いを既に行っている出来高部分等（特段の規定を設けたものを除く）が請求対象外となるのは、通常の工事と同様である。
- ・このような考え方は、請負代金額だけでなく、スライド額の算定の対象とする数量についても適用される。

1-5 スライド額算定

1-5-1 スライド額算定の方法について

- ・「スライド額」とは、材料価格の変動に伴う変動額のうち、請負代金額の1%を超える額とする。
- ・それぞれの品目毎の変動後の金額は、実勢価格に基づき算出した額と実際の購入金額とのどちらか低い方とする。ただし、受注者が実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合にあっては、実際の購入金額が実勢価格に基づき算出した額よりも高い場合でも、実際の購入金額とする。

① スライド額算定式（実勢価格）

- ・1-3により対象となった鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料のそれぞれの品目毎の請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、主要な工事材料に該当する各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S_{\text{増額}}^{\ast} = (M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{材料}}^{\text{変更}} - M_{\text{材料}}^{\text{当初}}) - P \times 1/100$$

$$S_{\text{減額}}^{\ast} = (M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{材料}}^{\text{変更}} - M_{\text{材料}}^{\text{当初}}) + P \times 1/100$$

※税抜き額を万円未満切り捨てとする

$$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}, M_{\text{材料}}^{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times (100 + \text{消費税及び地方消費税とを合わせた税率}) / 100$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}, M_{\text{材料}}^{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times (100 + \text{消費税及び地方消費税とを合わせた税率}) / 100$$

$S_{\text{増額}}$: スライド額（増額変更の場合）

$S_{\text{減額}}$: スライド額（減額変更の場合）

$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}, M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$: 価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}, M_{\text{材料}}^{\text{当初}}$: 価格変動前の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

p : 2-4、3-4、4-4の規定に基づき算定した設計時点における鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料に該当する各材料の単価

p' : 2-4、3-4、4-4の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料に該当する各材料の実勢価格

D : 2-2、3-2、4-2の規定に基づき鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料に該当する各材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 請負代金額

（増額変更の場合の計算例）

計算例 1		請負代金額：220,000,000		1%相当額：2,200,000	
各品目	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	1,000,000	1,200,000	200,000	×
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	1,500,000	1,800,000	300,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,500,000	2,500,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,900,000	2,900,000	
スライド額 S = 2,900,000 - 2,200,000 = 700,000					

注) 価格は税込み

計算例 2		請負代金額：110,000,000		1%相当額：1,100,000	
各品目	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	5,000,000	6,500,000	1,500,000	○
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	5,500,000	7,100,000	1,600,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,000,000	2,000,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,400,000	2,400,000	
スライド額 S = 1,600,000 + 2,400,000 - 1,100,000 = 2,900,000					

注) 価格は税込み

※対象となる品目の考え方は 1－3－2 スライド額の算定の対象とする品目による。

② 実際の購入金額が $M_{鋼}^{変更}$ 、 $M_{油}^{変更}$ 又は $M_{材料}^{変更}$ を下回る場合について

- 受注者が、2－5、3－5、4－5の規定に基づき、各対象材料を実際に購入した際の代金額を品目毎に合計した金額（消費税等相当額を含む。）を算定し、これら実際の購入金額が $M_{鋼}^{変更}$ 、 $M_{油}^{変更}$ 又は $M_{材料}^{変更}$ を下回る場合にあっては、上記①のスライド額算定式の規定にかかわらず、 $M_{鋼}^{変更}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、 $M_{油}^{変更}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、 $M_{材料}^{変更}$ に代えて受注者のその他の主要な工事材料の実際の購入金額を用いて、上記①のスライド額算定式によりスライド額を算定する。
- なお、実際の購入金額が採用される場合に落札率を乗じないのは、既に落札率が乗じられた請負代金額の範囲内で受注者が購入したものにまで落札率を乗じるのは適当ではないとの考えによるものである。

③ 実際の購入金額が $M_{鋼}^{変更}$ 、 $M_{油}^{変更}$ 又は $M_{材料}^{変更}$ を上回る場合について

- 受注者が鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料について、実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合にあっては、実際の購入金額が $M_{鋼}^{変更}$ 、 $M_{油}^{変更}$ 又は $M_{材料}^{変更}$ を上回る場合であっても、上記①のスライド額算定式の規定にかかわらず、 $M_{鋼}^{変更}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、 $M_{油}^{変更}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、 $M_{材料}^{変更}$ に代えて受注者のその他の主要な工事材料の実際の購入金額を用いて、上記①のスライド額算定式によりスライド額を算定する。
- なお、実際の購入金額が採用される場合に落札率を乗じないのは、上記②と同様である。
- この場合におけるスライド額算定の手順は以下のとおりとする。

（参考フローは別紙－1 参照）

1) 受注者からの申し出

- 受注者は実際の購入金額により価格変動後の金額を算定することを希望する場合は、対象品目及び対象材料を発注者に申し出るものとする。その際、受注者は対象材料毎に実際の購入金額の単価が実勢価格の単価（落札率を考慮）を上回ることを確認するものとする。
- 受注者から申し出があった場合、発注者は対象材料の当該地域における価格上昇の状況やその原因等について受注者から情報提供を求めるものとする。

2) 実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類

- 実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類は、購入実績を証明する書類に加え、原則として、当該地域での市場取引価格が確認できる2社以上の見積りとする。その際、実際の購入先の見積りは含まないものとする。
- 受注者の当初想定した金額を確認するための資料は下記による。

想定した金額が確認出来る契約書等（当初金額算定時に契約を行っていない場合は、見積書とする。なお、見積書を提出する場合は、様式－8の証明書を添付する。）

当初想定した金額が確認出来る契約書等（見積書）の提出が困難な場合は、実際の購入金額が確認出来る書類が提出されていても、実勢価格にて価格変動後の金額を算定するものとする。

＜実際の購入金額の見積りの留意事項＞

- ・見積りの提出は、工期内の代表的な月（１ヶ月以上）とし、工事全期間の提出は要しない。
- ・見積りの有効期間は、実際の購入金額の単価と比較するため、実際に「現場に搬入された月もしくは購入した月」を含むものとする。
- ・見積りは取引価格による金額として提出を要請する。
- ・設計価格として提出された見積書については、市中における取引状況等（実勢価格帯）の確認のため、様式－８の証明書を提出する。（設計価格とは、「公表価格」又は「希望小売価格」をいう。）
- ・地域条件や工事材料の性質等で購入先以外から見積りを徴することができない場合や、購入先を含まない見積りが１社となる場合は、メタサーチサイト等により、当該材料の取扱業者等の所在地により近隣で対応可能な業者が限られることを確認したうえで、実際の購入先への注文時の見積りも含めるものとする。
（「近隣」については、生コンクリートを例にすると、日平均気温が２５度以上の場合は運搬時間が１時間半以内の地域とする等、工事材料の性質に応じて設定する。）

３） 価格変動後の金額の算定

＜第１段階＞

- ・受注者から提出された見積りから地域の材料価格の傾向と実際の購入金額での検討を行うことの妥当性を確認する。
- ・具体的には、受注者から提出された見積書（対象材料毎に実際の購入金額の単価）と２社以上の見積り単価を比較し、実際の購入金額が最も安価であることを確認する。
- ・確認にあたっては、材料が現場に搬入された月もしくは材料を購入した月のうち、代表的な月（１ヶ月以上）の単価で確認する。
- ・第１段階において、実際の購入金額が最も安価であることを確認した材料は第２段階に移行する。実際の購入金額が最も安価とならない材料については、実勢価格にて価格変動後の金額を算定するものとする。

＜第２段階＞

- ・材料毎に工事全体期間を対象に実際の購入金額の単価と実勢価格の単価（落札率を考慮）を比較して実際の購入金額の妥当性を確認する。
- ・妥当性の目安は、実勢価格の単価（落札率を考慮）＋３０％とする。
（確認時の留意事項）
 - ・複数の月に現場へ搬入・購入した場合の実勢価格の単価（落札率を考慮）は、各搬入月の単価を搬入・購入月毎の搬入数量で加重平均した単価とする。実際の購入金額の単価についても同様に購入単価を搬入・購入月毎の搬入数量で加重平均した単価とする。
 - ・実勢価格の単価は以下のとおりとする。
 - ・鋼材類： 「現場に搬入された月」の物価資料の価格（落札率を考慮）
 - ・燃料油： 「購入した月の翌月」の物価資料の価格（落札率を考慮）
 - ・その他主要な工事材料： 鋼材類に準じるものとするが、燃料油のように契約と購入がほとんど同時期に行われる材料については燃料油に準じる
- ・実際の購入金額の単価が、実勢価格の単価（落札率を考慮）＋３０％以内である場合は、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致していると判断し、実際の購入金額にて価格変動後の金額を算定するものとする。

- ・なお、実勢価格の単価（落札率考慮）の＋３０％は発注者として妥当性を確認するためのものであり、＋３０％を超えても妥当性が確認されれば採用可能とし、受注者から提出された証明書類の金額が実勢価格に対し大幅に乖離している場合は、発注者は特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認する。

（大幅に乖離している場合の確認時の留意事項）

- ・発注者による見積りの徴収、近隣工事における材料の調達状況の確認、また、特別調査により単価設定している場合は特別調査を行った調査機関への問い合わせ等により、発注者が入手できる情報・資料から証明書類の金額の妥当性を確認するものとする。
- ・発注者による確認の結果、証明書類の金額の妥当性を確認できない場合は、実勢価格によりスライド変動額を算定するものとする。

4) 減額変更の場合

- ・発注者が減額変更を請求した場合で発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときも同様の取り扱いとする。

1-5-2 出来高部分払いを行った場合の対象数量について

- ・既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を対象数量とする。
- ・出来高部分に係る数量の算出方法は、次のいずれかとする。
 - ① 出来高部分について再積算を実施して出来高に該当する金額を算出した資料より、出来高部分に該当する数量を算出。
 - ② 部分払い対象となった請負代金額相当額*と請負代金額との割合に、対象数量を乗じることとで概算的に数量を算出。

※部分払い時の支払い額は、出来高に該当する請負代金額相当額の９割以下とされており、「部分払い時の支払額＝部分払い対象となった請負代金額相当額」ではないので注意すること。

1-6 全体スライド条項及びインフレスライド条項併用時の特例

- ・全体スライド条項及びインフレスライド条項のみによるスライド額を算定の上で、その対象とはならない価格上昇を単品スライド条項で反映することは可能。
 - ・全体スライド条項及びインフレスライド条項と単品スライド条項とを併用した期間においては、単品スライド条項の変動前の単価は全体スライド条項及びインフレスライド条項の適用日の単価を用いるものとし、単品スライド条項に係る受注者負担は求めない。
 - ・単品スライド条項の発動の可否を判断するために１％を乗じる請負代金額には、全体スライド条項及びインフレスライド条項のスライド額を含む。
- ・全体スライド条項及びインフレスライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まず全体スライド条項及びインフレスライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。その上で、全体スライド条項及びインフレスライド条項との重複を防止するため、全体スライド条項及びインフレスライド条項の対象とした数量については、変動前の単価を全体スライド条項及びインフレスライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。
 - ・また、全体スライド条項及びインフレスライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単独で考えれば、前者においては請負代金額における残工事費の１．５％もしくは１％、後者においては請負代金額の１％、それぞれで受注者の負担が生じることとなる。両スライドのルールをそのままそれぞれ適用した場合には、受注者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大なものとなる。

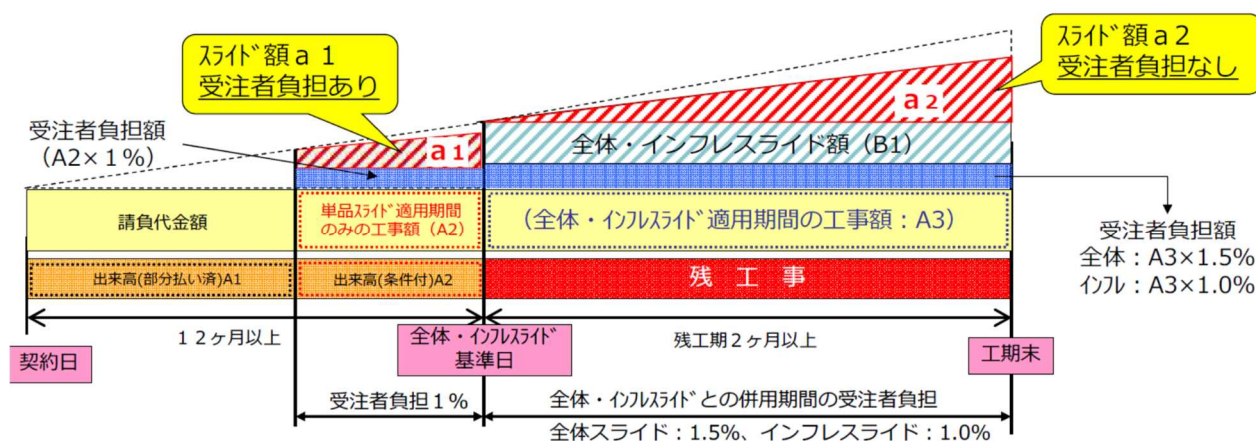
- このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間においては当該期間の工事費の1%を受注者の負担とするが、全体スライド条項及びインフレスライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、全体スライド条項及びインフレスライド条項の適用により受注者が負担する請負代金額における残工事費の1.5%もしくは1%をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方にに基づき、単品スライド条項に係る1%分の負担を求めないこととした。

(全体スライド時には1.5%の受注者負担、インフレスライド時には1%の受注者負担を適用し、単品スライドでは受注者負担を考慮しない)

- ただし、1－4で述べたように、単品スライド条項に係る請負代金額は基本的には最終的な請負代金額であるため、単品スライドの適用可否を判断するために1%を乗じる請負代金額は、全体スライド条項及びインフレスライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価とする。

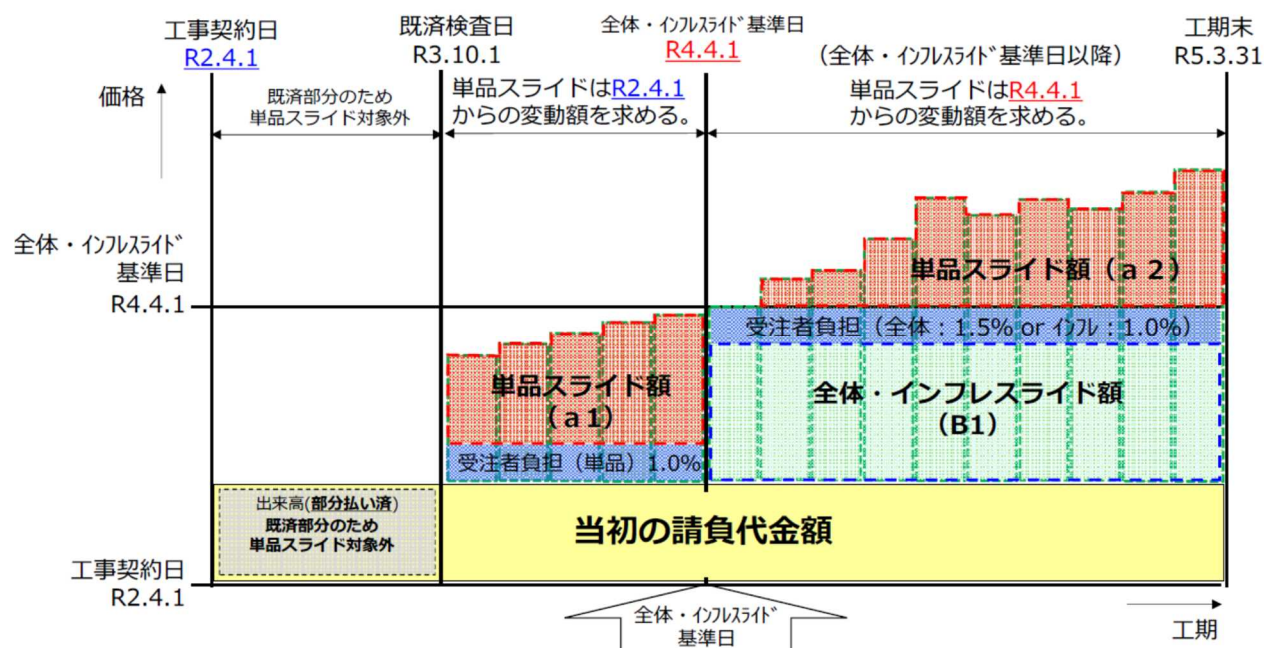
全体・インフレスライドと単品スライドの併用（請負代金額・受注者負担の例）

(全体イメージ)



注) 1－4のとおり、単品スライド条項の請負代金額は、最終的な全体工事費から、部分払いを行った出来高部分や部分引き渡しを行った部分を除いたもの。

(補足：単品スライド額の対象イメージ)



注) 全体もしくはインフレーションスライドと併用する場合は、全体もしくはインフレーションスライドに基づく設計変更契約を先に行う。また、変動額算定に用いる当初設計時点の実勢価格は、全体もしくはインフレーションスライドの基準日の単価を用いる。

1-7 その他

・ 情報公開の取り扱いについて

- ・ 単品スライドの証明資料について開示請求があった場合には、受注者から提出された資料も開示対象とする。
- ・ なお、開示・不開示の判断については受注者の意向を確認すること。

第2章 鋼材類

2-1 対象材料

2-1-1 対象材料の考え方

- ・ H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等、鋼材を主材料として構成されている材料を対象とする。
- ・ ただし、コンクリート二次製品等に含まれる鋼材類は対象としない。

- ・ 鉄鉱石や石炭等の原材料の高騰を要因として、鋼材の価格が短期間で急激に変動することがあり得ることから、鋼材を主材料として構成されている材料を対象としたものであり、具体的には、いわゆる鋼材類（H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭等）の他、鉄鋼二次製品（ロックボルト等）、鋼材から加工された道路用資材や橋梁用資材の一部（ガードレールやPCより線等）、スクラップ等を対象とする。
- ・ しかしながら、鋼材類を一部に含むコンクリート二次製品等については、その中に含まれる鋼材類に係る部分のみを分離して価格を算出することが困難であることから、対象材料とはしない。ただし、設計図面に配筋図等が明記されているなど、その必要数量が明らかになっており、かつ、単価・購入価格、購入先及び搬入時期が証明されること等により変動額の妥当性が客観的に評価できれば、対象材料となる可能性が排除されるものではない。
- ・ なお、非鉄金属（アルミニウム、鉛、金、銀、銅、ニッケル等）は価格変動の要因が鋼材のそれとは異なることもあり、単品スライドの対象とする場合は鋼材類には含まず、「その他の主要な工事材料」として整理するものとする。

対象材料一覧（例）

材料	資材名称（例）	規格（例）	単位
鋼板	鋼板（販売）	厚板 無規格 $12 \leq t \leq 25$	t
鋼管杭	鋼管杭	SKK400	t
鋼製矢板	鋼矢板	SY295	t
棒鋼	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD345 D16～25	t
形鋼	H形鋼	広幅 SS400 150×150	t
PC鋼線	PC鋼より線	SWPR7A 7本より線 A種	kg
防護柵	転落防止柵	H=1100 根入れ=200（CO 建込）	m
ライナープレート	ライナープレート（円形）	メッキ仕上げ 3,000mm $t=4.0\text{mm}$	m
鉄鋼二次製品	摩擦接合用高力ボルト（六角）	F10T M22×100	組

2-1-2 その他市場単価・土木工事標準単価の扱い等

① 市場単価・土木工事標準単価

- ・鋼材類を使用し、市場単価・土木工事標準単価（以下「市場単価等」という。）を用いて積算している工種において、鋼材に係る材料費が分離できる場合には対象とすることができる。
- ・ただし材料費が分離できない市場単価等でも、設計図書に数量が記載されている場合は対象とすることができる。

- ・工種毎の単価が示されている市場単価等において、鋼材類の材料費が分離できる構成となっている場合は、その材料費の変動に伴う工事価格の変動を把握することが可能であることから、対象とすることができる。
- ・具体的には、別表1の市場単価等のうち、黄色網掛けのもの（①）は市場単価等の構成上、材料費が分離されているため対象とすることができる。
- ・なお、市場単価等が材料費を分離できない構成となっているもの（②）は、材料費のみを別途算出することは不可能であるが、設計図書に鋼材類が明示されている場合は、その数量については対象とすることができる。この場合、市場単価等に代えてその材料の実勢価格又は実際の購入価格を変動前、変動後の価格として変動額を算出するものとする。また、購入価格、購入先及び購入時期が証明されることが必要であるのは、市場単価等以外の場合と同様である。

② 賃料・損料（リース料金）等の取り扱い

- ・鋼材類の賃料・損料についても対象とすることができる。

- ・リース契約の鋼材類についても、同一要因による鋼材の価格上昇に伴って、リース料や不足弁償金の上昇があり得ることから、購入する場合と同様に対象とすることとする。なお、一度リース契約を結んだものは契約途中でその価格が変更されることはないため、当該材料のリースを始めた月の価格とする。また、複数の月でリースを開始している場合は、他の材料と同様にその数量に応じて加重平均することにより算出した単価に対象数量を乗じることなど、当初及び変更後の価格の設定については注意が必要である。

2-2 対象数量

- ・鋼材類については、原則、発注者の設計図書の数量を対象とするが、発注者の設計数量の範囲内で、加工によるロス等の数量についても加味することができる。なお、このロス分を対象数量とする場合は、ロス分についてスクラップ等で売却する金額についても適切に処理する。
- ・任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種は、発注者の設計数量を対象数量とすることを基本とする。

① 基本事項

- ・鋼材類については、原則、数量総括表や図面等、設計図書に明示されている数量を対象数量とする。この数量について受注者が購入価格、購入先及び購入時期について証明できない場合は、当該材料はスライドの対象としない。
- ・また、実際の工場現場では鋼材を加工するためにロスが生じることから、実際に購入した数量のうち、発注者の設計数量（設計図書で明示されている数量×（1＋ロス率））までは、対象数量とすることができる。ロス率については、土木工事標準歩掛によることとする。
- ・なお、発注者の設計数量は、積算システムから材料毎に集計したものとする。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量<設計図書の数量	→ 当該材料は対象材料とならない
設計図書の数量 $\leq$ 証明数量 $\leq$ 設計数量	→ 対象材料。対象数量は証明数量
設計数量<証明数量	→ 対象材料。対象数量は設計数量

注) 設計図書の数量：設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量
設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）
証明数量：受注者から証明された数量

- ・このようなロス分（異形棒鋼は除く）については、積算上スクラップとして売却することとなっており、ロス分を計上する場合は、スクラップも対象材料として売却金額の上昇分を計算に含めることにより、変動額を適切に設定することが必要である。このため、ロス分を対象数量とするよう請求があった場合は、発注者は受注者に対してスクラップについても対象材料とするよう申し入れるものとする。協議が成立しない場合は、対象数量の設定方法の見直し（例えば、ロス率が見込まれる対象数量を設計数量ではなく設計図書の数量とする等）や、スクラップを対象材料として単価の適切な設定（スクラップの単価は、実勢価格の工期の平均値と、受注者が当該工事に該当するとして一部提出したスクラップの売却単価の最大値との高い方の値）などの措置を講じることが必要である。

② 任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種の取り扱い

- ・任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種については、受注者が必ずしも発注者が想定した工法で実施せず、使用する鋼材類の種類や数量が発注者の想定と異なっていることが通常あり得る。このような工種について受注者からの請求があった場合は、発注者の設計数量を対象数量とすることを基本とする。

③ 減額変更する場合の取り扱い

- ・減額変更する場合において、発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定する場合は、発注者の設計数量を対象数量とする。
- ・発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときの数量の取り扱いは上記①、②に準じるものとするが、証明数量が設計図書の数量を下回る場合（証明数量<設計図書の数量）は、発注者の設計数量を対象数量とする。

④ その他

- ・既済部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いたものを設計数量とする。
- ・設計数量に含まれる鋼材スクラップの売却益（マイナス控除額）については、対象品目に合わせて単品スライドの対象として取り扱うものとする。なお、鋼材スクラップの売却益については検収が困難であることから、実勢価格での算定を基本とし、実際の売却額とはしない。

2-3 受注者への確認事項

- ・鋼材類は、材料の取引形態に照らし対象数量全量の搬入等の時期、購入先、単価・購入価格を確認することが可能であるため、それが証明できる納品書、請求書、領収書の提出を受注者に求めること。
- ・増額変更において、必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、その材料は単品スライド条項の対象材料としない。
- ・減額変更において、異議申し立てがない場合や、異議申し立てがあり必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。
- ・ただし、鋼材類を実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。

① 基本事項

- ・単品スライド条項は、対象とする材料が当初の想定と比べ、実際に購入した時期に著しく価格が変動したために請負代金額の変更をしようとするものであるため、この条項に基づくスライド額の算定に当たっては、実際の購入時期や購入価格が受注者より証明されることが前提となる。
- ・このため、材料の取引形態に照らし数量、価格等の入手実態が明確な鋼材類については、対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格を証明する書類として、納品書、請求書、領収書の全てを提出してもらい、購入実態を的確に把握することが必要である。（ミルシートは鋼材類の品質を証明する書類であり、当該工事で購入した材料の数量等を証明できない場合があるが、当該工事の数量、納品時期が証明できる場合は、納品書に替えることができる。）
- ・下請企業等が購入している場合は、その企業の書類（納品書、請求書、領収書）で問題ない、施工体制台帳等で当該企業がその工事に従事していることを別途確認すること。
- ・必要な証明書類が提出されない場合や提出された書類の信憑性がない場合など、現場への搬入時期等を確認できない材料は単品スライド条項の対象材料としない。これは、品目毎に実勢価格を用いて算出した変動後の価格と実際の購入価格のどちらか安い方の金額を採用することとしているが（1-5-1 参照）、鋼材については購入価格と数量を証明することが可能であるため、実際の購入価格が安い場合でも書類の提出を義務づけることによって、スライド額が実際よりも高いものとなることを回避する意味がある。ここでいう材料とは規格毎の材料という意味であり、搬入時期等を確認できない材料があったとしても規格が異なる他の材料まで単品スライド条項の対象材料としないという趣旨ではない。
- ・ただし、例えばメーカー等から鋼材類を購入する際に購入先との基本契約で購入価格を漏洩しない旨を契約条項として設定している場合など、実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、購入先や単価等の証明書類を省略し、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、実際に購入した際の単価は、搬入等した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入等した場合にあっては、搬入した月毎の実勢価格を搬入した月毎の搬入数量で加重平均した価格）を用いてスライド額を算定することができる。

② 任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種の取り扱い

- ・任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種に対する請求があり、かつ、受注者の実際の施工が発注者の想定と異なる場合は、受注者の施工に必要なとなった材料の搬入時期を証明する書類をもって証明できることとする。

③ 鋼材類の「搬入」の取り扱い

- ・鋼材類の「搬入」とは、工事現場に直接搬入される場合のみならず、鋼橋製作などのように工場に直接搬入される場合もあるが、その場合の搬入時期は工場に搬入される時期とする。

④ 減額変更する場合の取り扱い

- ・減額変更する場合においては、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定することとするため、受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出は求めないものとする。
- ・ただし、発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときは、発注者は受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。

(納品書の例)

営業所 支社 NO. 様		出荷伝票		株式会社	
御得意先コード 御得意先名		現場名		2021.07.07 11:47	
株式会社		道路建設			
日付	工場 出庫 運送業者	車種	車番	運賃請求番号	伝票 NO.
株式会社	15T平				

品 名	製 品						ス ク ラ ッ プ		合 計			
	長	さ	数	厚	長	さ	数	厚	数	厚	さ	厚
H-300X300X10/15	1.00		2						2	2.00		0.186
おウ プレート PL-12X100X400	3.77		12						12	45.24		0.045
L-130X130X12	10.00		3	5.50		3	5.00		33	133.50		3.124
	3.00		24									

品 名	製品数量	スクラップ数	合 計		品 名	製品数量	スクラップ数	合 計	
			数	厚				数	厚
F10T-M22X60	120		120	0.084	F10T-M22X105	40		40	0.023
F10T-M22X65	440		440	0.238	ネコアングル B-20 L-100x100x10	32		32	0.099
F10T-M22X70	275		275	0.154	ネコアングル B-30 L-100x100x10	16		16	0.072
F10T-M22X75	350		350	0.200					
F10T-M22X80	350		350	0.207					
F10T-M22X85	135		135	0.081					
F10T-M22X90	90		90	0.056					

製品数量		スクラップ数量	
4,551	0.000		

エ キ ス ト ラ	数	厚	エ キ ス ト ラ	数	厚	エ キ ス ト ラ	数	厚

備考 積合せあり
 2021/7/8 7:00
 出 荷 完 了

(請求書の例)

株式会社 御中	請求日 2021/7/31 TEL FAX		
請求書内訳書			
毎度お引き立て賜り有難くお礼申し上げます。 さて、納品のお代金右記の通りになりますので 下記明細を御確認の上、お支払い賜りますようお願い申し上げます。			
<table border="1" style="float: right; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">今回請求金額</td> <td style="padding: 5px;">5,524,676円</td> </tr> </table>		今回請求金額	5,524,676円
今回請求金額	5,524,676円		

2-4 単価（実勢価格の算定）

2-4-1 変動前の価格の決定方法

- ・変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における単価とする。
- ・設計時点における単価は、積算価格を算出する際に用いた単価とする。設計変更を実施した場合も同様に変更金額を算出するために用いた単価とし、新規種目・工種については発注者の指示時点の単価とする。
- ・一般的に受注者は、自らが当初想定した金額を根拠に単品スライド条項を請求するものと考えられるが、受注者の想定した金額の妥当性を客観的に証明することは実態上困難であることから、変動前の価格は発注者の想定した金額とするものである。
- ・ただし、単価合意を実施し、その内訳として材料の単価が予め提出されている場合は、その単価を変動前の単価とすることができる。

2-4-2 変動後の実勢価格の決定方法

- ・価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、対象材料が現場に搬入された月の物価資料の価格とする。
- ・陸上工事の場合、物価資料に掲載されていない材料は、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。
- ・港湾工事の場合、物価資料に掲載されていない材料は、原則個別の実取引価格（受注者の購入価格）を実勢価格とするが、必要に応じ購入価格の妥当性を確認すること。

① 物価資料等により実勢価格を設定する場合

- ・鋼材類の販売形態は、「ひも付き」といわゆる「店売り」に区分され、それぞれ毎に物価資料等に掲載されている。
- ・ひも付きの鋼材類の場合、一般的に鉄鋼メーカーから現場や工場に納入される2ヶ月前におおむね購入契約が行われていることから、その結果は現場に搬入された月と同月の物価資料等実勢価格として掲載されている。
- ・一方、店売りの場合は、納入の概ね1ヶ月以上前に購入契約は完了しており、その結果は現場に搬入された月と同月の物価資料等実勢価格として掲載されている。

時期	6月	7月	8月
資材調達 (ひも付き)	● 契約（価格決定）		←.....→ 現場搬入
資材調達 (店売り)	● 契約（価格決定）		←.....→ 現場搬入
価格調査 の流れ	 調査期間		8月号

② 特別調査や見積り等による場合

- ・陸上工事の場合、当初積算が特別調査や見積りによる材料など、既存の物価資料に価格が掲載されていない場合は、過去の価格に遡って特別調査や見積りを実施することが困難であることから、当初積算時の類似資材の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、発注者による見積りの徴収、近隣工事における資材の調達状況の確認、また、特別調査により単価設定している場合は特別調査を行った調査機関への問い合わせを行う等により、別途考慮する。
- ・港湾工事の場合、当初積算が特別調査や見積りによる材料など、既存の物価資料に価格が掲載されていない場合は、過去の価格に遡って特別調査や見積りを実施することが困難である

ことから、個別の実取引価格（受注者の購入価格）を実勢価格とすることを原則とする。しかし、取引の実態と乖離した高い価格を請求されることを回避するため、実際の購入価格が著しく高いと思われる場合など、必要に応じて、類似品目の材料との価格の比較や調査機関への問い合わせを行うなどにより、価格の妥当性を確認するものとする。

鋼材類の価格決定

価格採用順	設計時点での価格決定方法	スライド単価の決定方法
1	物価資料に掲載がある場合	当該月の物価資料により単価を設定する。
2	特別調査（半年毎）による場合	陸上工事の場合、当初積算時の類似資材の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、発注者による見積りの徴収、近隣工事における資材の調達状況の確認、また、特別調査により単価設定している場合は特別調査を行った調査機関への問い合わせを行う等により、別途考慮する。
3	見積りによる場合	港湾工事の場合、過去の価格に遡って見積もりを徴収することが困難であるため、個別の実取引価格を実勢価格とすることを原則とする。実取引価格の単価精査を行うため、必要に応じて、類似品目資材の価格比較（アップ率）や調査機関への問い合わせ等を行い、実取引価格の妥当性を確認し、実勢価格とする。

③ 減額変更する場合の取り扱いについて

- ・減額変更する場合において、発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定する場合は、施工計画書に定められている計画工程表等の情報に基づき当該対象材料の搬入等の月及び月毎の搬入数量を設定する。

2-4-3 変動後の実勢価格の算出方法

- ・月毎の搬入数量に応じて加重平均して算出した価格に、対象数量を乗じて算出する。

- ・価格変動後の価格を算定する場合には、各月毎の数量が必要となるが、購入時期までを拘束していない設計書の性格上、発注者は対象数量の月毎の内訳を想定することが困難である。このため、受注者が実際に材料を購入した状況に応じ、複数の月に現場に対象材料が搬入された場合については、加重平均により平均的な単価を決定し、対象数量を乗じて、変動後の価格を算出することとする。
- ・このような手法を採用するのは、対象数量と購入数量が同じであればどちらの数量を用いても結果に変わりはないが、対象数量と購入数量が異なる場合でも的確に変動後の価格を算出できるようにするためである。

2-5 購入価格の評価方法

- ・対象材料における購入数量が対象数量と同数の場合は、実際の購入金額とする。
- ・購入数量が対象数量より多い場合は、「実際の購入金額×対象数量÷購入数量」で算出する。

- ・鋼材類においては、対象材料となる場合は、対象数量より多い数量の搬入時期等が証明された場合である。対象数量と購入数量が同数の場合の購入金額は受注者が実際に購入した金額とする。しかし、購入数量が対象数量より多い場合は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定

の対象にできる対象数量にかかる部分のみを購入したと考えた場合の金額である。

2-6 変動額の算定

- ・ 1-5 の算定式に基づき、変動額を算出する。

2-7 計算例

(落札率95%の工事の場合)

設計単価 (円)	70,000
設計図書の数量 (t)	100

	令和●年4月	令和●年5月	令和●年6月
各月の実勢価格 (円)	74,000	78,000	83,000
購入時の価格 (円)	71,000	75,000	78,000
搬入時の数量 (t)	20	30	50

○価格変動前の金額： $M_{鋼}^{当初}$

= 設計時点の実勢価格×対象数量×落札率×(1+消費税率)

$$70,000 \times 100 \times 0.95 \times 1.1 = 7,315,000$$

○価格変動後の金額： $M_{鋼}^{変更}$

= 搬入月の実勢価格(加重平均)×対象数量×落札率×(1+消費税率)

$$(74,000 \times 20 + 78,000 \times 30 + 83,000 \times 50) \div (20 + 30 + 50)$$

$$\times 100 \times 0.95 \times 1.1 = 8,328,650$$

○実購入額： $M_{鋼}^{変更}$ (71,000×20+75,000×30+78,000×50)×1.1=8,327,000

※この場合は、価格変動後の金額 $M_{鋼}^{変更}$ は、実購入額を採用

○変動額 $M_{鋼}^{変更} - M_{鋼}^{当初} = 8,327,000 - 7,315,000 = 1,012,000$

第3章 燃料油

3-1 対象材料

- ・ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油とする。
- ・該当する材料は、ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油の5材料とする。例えば、潤滑油など燃料油でないものは対象材料とはしない。

3-2 対象数量

3-2-1 対象数量の考え方

- ・発注者の設計数量（V）を基本とする（共通仮設費の積上げ部分含む）。
 - ・設計数量（V）に含まれていない、現着単価で設定されている資材や機械の運搬に要する燃料についても、その数量の妥当性が客観的に確認できるものは対象数量とすることができる。
- ① 発注者の設計数量（V）にカウントされている数量（発注者の設計数量（V）内）
- ・燃料油については設計図書に明示していないが、発注者の積算において、現場場内の建設機械及び作業船や場外への運搬のためのダンプ等が稼働する際に必要な燃料油等として計上されている設計数量（V）を基本とする。
 - ・なお、発注者の設計数量は、積算システムより材料毎に集計したものとする。
 - ・発注者の積算にて設定した建設機械及び作業船舶の種類や規格が、現場へ搬入したものと相違している場合は、発注者の積算にて設定した建設機械及び作業船舶の種類や規格での設計数量（V）とする。（回航・えい航費で出発港、到着港が積算と相違する場合も、同様とする。）
- ② 発注者の設計数量（V）にカウントされていない数量
- ・現場に搬入される資材（現着単価で設定されている骨材・生C o ・ A s 合材等）や機械等（建設機械・仮設材・桁等（積算上、共通仮設費（率計上部分を含む）として計上されているものを含む）の運搬過程において燃料油が使用されている。この場合、燃料油の価格が分離できない構成で現着の単価や運搬費に含まれているため、対象数量とするためには、その中から燃料油に係る価格等の妥当性について発注者が客観的に確認できることが必要である。つまり、この数量については、価格等の妥当性が証明されることを条件としており、設計数量（V）に含まれている数量とは異なり、証明されないものは対象数量とならない。
- 発注者の設計数量（V）内

①現場場内建設機械及び作業船舶（場外への運搬ダンプ等を含む）に使用した燃料類（共通仮設費の積上げ部分を含む）

○発注者の設計数量（V）外

②現着単価で設定されている各種資材（骨材・生C o ・ A s 合材等）の運搬に要した燃料類

③共通仮設費（率及び積上げ）に含まれる建設機械等（建設機械・仮設材等）の運搬及び分解・組立に要した燃料類
- ③ 減額変更する場合の取り扱い
- ・減額変更する場合において、発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定する場合は、発注者の設計数量を対象数量とする。
 - ・なお、発注者の設計数量は、積算システムより材料毎に集計したものとする。

3-2-2 対象数量の算定方法

- ・使用した燃料油のうち、主たる用途分については、受注者から購入時期や購入先、購入価格等を確認できる書類の提出がなされるものと考えられる。しかしながら、燃料油の使用形態は、非常に多岐にわたる機械で使用されるものであり、設計数量（V）の全数量に対して証明書類を求めるのは現実的ではないことから、設計数量（V）内としてカウントされている数量については書類による証明がなくとも単品スライド条項の対象数量とすることができる。

○設計数量（V）内の①のうち、主たる用途に用いた数量として、受注者からの証明がなされた数量（V1）

※ただし、証明された数量（V1）が設計数量（V）を超えている場合は、
 $V1 = \text{設計数量（V）}$ とする。なお、この場合、 $V2 = 0$

○設計数量（V）内の①のうち、主たる用途以外に用いた数量として、受注者からの証明がなされなかった数量（V2）

※V2は受注者の算出した概算数量でよい。

ただし、【 $V1 + V2 \leq \text{設計数量（V）}$ 】の範囲内の数量とする。

○設計数量（V）外の②・③の燃料油数量（V3）

- ・3-7 「各種資材の運搬に係る燃料油の算出方法」・「機材運搬に係る燃料油の算出方法」により、各々算出した数量の合計値（V3）を対象数量とする。

ただし、上記の合計値（V3）と、受注者の購入数量（証明がなされた数量）を比較し、購入数量が小さい場合は購入数量を対象数量とする。

3-2-3 その他

- ・既済部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を対象数量とする。

3-3 受注者への確認事項

- ・受注者は、請求しようとするスライド対象材料毎に、上記の対象数量の区分（①～③）毎に購入数量・購入価格等に係る書類を提出することが必要。
- ・増額変更において、必要な書類が提出されない場合など具体的な証明がなされない場合は、対象とはならない。
- ・減額変更において、異議申し立てがない場合や、異議申し立てがあり必要な書類が提出されない場合など具体的な証明がなされない場合は、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。

- ① 発注者の設計数量（V）内の燃料油（現場内建設機械（場外への運搬ダンプ等を含む）に使用した燃料油）

- ・購入した燃料類の「購入数量・単価・購入価格・購入時期・購入先」、及び「購入数量を使用した建設機械と実施工程上の整合性」を証明する書類
- ・なお、やむを得ない理由により証明書類が提出できない「主たる用途以外に用いた数量（V2）」については、対象材料計算総括表〔様式－3－1〕

- ・この「主たる用途以外に用いた数量」とは、そもそも燃料油は非常に多岐にわたる機械で使用されているものであり、全数量について書類の提出を求めることは現実的ではないため、厳格に用途毎の数量の証明を義務づけることを意図したものではないことに留意されたい。このため、そもそも受注者として保存すべき書類として扱っていなかったため保存していない等のやむを得ない理由で書類が提出できない場合は、対象材料計算総括表を提出してもらうことでよい。

- ② 発注者の設計数量（V）外の現着単価で設定されている各種資材（骨材・生C o ・A s 合材等）の運搬に要した燃料油

- ・購入した資材毎に「購入数量・購入価格・出荷元・搬入時期」、及び「運搬費の内燃料代」を証明する書類〔様式－3－2〕

- ③ 発注者の設計数量（V）外の共通仮設費（率及び積上げ）に含まれる建設機械等（建設機械・仮設材等）の運搬及び分解・組立に要した燃料油

- ・運搬した機材毎に「運搬機械・出荷元・運搬時期・運搬距離」、及び「運搬費用」、「運搬費の内燃料代」を証明する書類〔様式－3－3〕

- ④ 減額変更の場合の取り扱いについて

- ・減額変更する場合においては、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定することとするため、受注者に対し、上記①～③の提出は求めないものとする。
- ・ただし、発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときは、発注者は受注者に対し、上記①～③の提出を求めるものとする。

3－4 単価（実勢価格の算定）

3－4－1 変動前の価格の決定方法

- ・変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における単価とする。

- ・設計時点における単価は、積算価格を算出する際に用いた単価とする。設計変更を実施した場合も同様に変更金額を算出するために用いた単価とし、新規工種については発注者の指示時点の単価とする。設計変更を行った場合、特に燃料油は、同じ材料でも複数の時点の単価が設定されている場合が多いので注意が必要である。
- ・鋼材類の場合と同様に、原則、変動前の単価は発注者の想定した単価とするが、単価合意を実施しており、その内訳として材料の単価が予め提出されている場合は、その価格とすることができる。

3-4-2 変動後の実勢価格の決定方法

- ・ 証明書が提出された対象数量に関する価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、対象材料を購入した翌月の物価資料の価格とする。
- ・ 証明書が提出されていない場合には、工事期間の平均値（工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均）とする。

① 基本事項

- ・ 燃料油は、鋼材類とは異なり、契約と購入がほとんど同時期に行われるものであるため、現場で購入した翌月の物価資料等実勢価格として掲載されている。
- ・ ただし、対象材料の購入が工期末の月の場合、当該月の物価資料の価格を実勢価格とするものとする。
- ・ ただし、対象材料の購入が工期末の月の場合、当該月の物価資料の価格を実勢価格とするものとする。

時期	6 月	7 月	8 月
資材調達		● ← 購入 (価格決定) → 現場搬入	
価格調査の流れ	----- 調査期間 -----	-----	8 月号

対象数量と単価の決定方法について

	発注者の設計数量 (V)	発注者の設計数量外	単価の決定方法 (P')
証明書類の提出により、証明された数量	対象数量①の (V 1) ※実際の証明数量が設計数量以上の場合 : V 1 = V	対象数量②・③ (V 3)	各月の購入数量と実勢価格による加重平均とする
やむを得ない理由により証明書類が提出されない数量	対象数量①の (V 2) V 2 = V - V 1 ※実際の証明数量が設計数量以上の場合 : V 2 = 0		契約の翌月から工期末の前々月までの実勢価格の平均とする

※実勢価格 : 購入月の翌月の「物価資料等」の価格

② 減額変更の場合の取り扱いについて

- ・ 減額変更する場合で、発注者が有する情報では購入月毎の購入数量が判断できない場合には、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

3-4-3 変動後の実勢価格の算出方法

- ・ 設計数量内の証明された対象数量 (V 1) 及び設計数量外の資材や機材等の運搬に係る実際の燃料油に係る対象数量 (V 3) にそれぞれ毎の購入数量に応じて加重平均処理された単価を乗じたものと、証明されていない対象数量 (V 2) に工事期間中の平均単価を乗じたものとを合計して、変動後の実勢価格を決定する。

- ・燃料油について、3－2のとおり様々な対象数量の設定方法があるため、その数量に応じて設定した単価をそれぞれ毎の数量に乗じて合計額を算出する。
- ・なお、V1、V2、V3が混在する場合、それぞれの数量にあたる価格を加重平均し、対象数量を乗じて算出することと同意義である。

3－5 購入価格の評価方法

- ・証明された購入数量が、3－2－2の対象数量（V1及びV3）以上であった場合は、実際の購入金額のうち、対象数量分のみの金額とする。
 - ・証明されなかった数量（V2）については、3－4－2に基づき、発注者と同様に、工事期間の平均価格（契約の翌月から工期末の前々月迄の実勢価格の平均価格）にV2を乗じた額とする。
- ・受注者によって証明された購入数量が対象数量より多い場合は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対象にできる対象数量のみを購入したと考えた場合の金額を購入金額とすることは、鋼材類と同様である。
 - ・証明されなかった数量については、受注者もその単価を明確に把握しているとは言い難いため、単価は発注者が設定する手法と同等の手法にて算出することとする。

3－6 変動額の算定

- ・1－5の算定式に基づき、変動額を算出する。（鋼材類と同様）

3－7 算出例

3－2－2に記載したとおり、下記の方法により算出した資材や機材等の運搬に係る燃料油の合計値（V3）よりも、該当する資材や機材等の運搬に係る実際の燃料油の購入数量の方が少ない場合は、V3は実際の購入数量とする。

3－7－1 各種資材の運搬に係る燃料油の算出方法

- ・各種資材とは、当該工事において実勢価格が変動している主な資材である。
- ・資材運搬に係る燃料費の購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものを対象とする。その際には、下記の計算式より対象数量を算出する。

【石材等海上投入渡し以外】の場合には、以下の計算式により算出する。

$$Q^{※1} = L \div S \times (P \times K)^{※2} \div N1 \times N$$

※1：整数止めとし小数点以下切り捨て

※2：（ ）の計算結果の有効数字第3位を四捨五入し、有効数字2桁

Q：燃料油数量（ℓ）

L：運搬距離（km） ※片道

S：規制速度（km/h）

P：運搬機械の機関出力（kw）

K：時間当りの燃料消費率（ℓ/kw-h）

N1：運搬車1台当り資材数量（単位）

N：搬入数量（単位）

【プラント及び工場等から現場までの距離】

【各々で算出】

【建設機械等損料算定表 参照】

【標準歩掛参照】

【積載量÷資材単位体積当たり重量】

【対象数量】

※運搬距離については、適正と認められる範囲内の距離とする。

【計算例】

資材：再生骨材（40mm 級）現場着価

運搬機械：10t ダンプトラック

L：運搬距離（km）※片道

S：規制速度（km/h）

P：運搬機械の機関出力（kw）

K：時間当りの燃料消費率（ℓ/kw-h）

N1：運搬車1台当り資材数量（m3）

N：搬入数量（m3）

5	km
40	km/h
246	kw
0.043	ℓ/kw-h
4.6	m3
5,000	m3

$$Q = L \div S \times (P \times K) \div N1 \times N$$

$$Q = 5 \div 40 \times (246 \times 0.043) \div 4.6 \times 5,000 = 1,494.0$$

【石材等海上投入渡し】の際には、標準歩掛を準用し、下記の計算式より対象数量を算出する。

$$Q = \{N / (q0 \times 0.8 \times 1.0) + N / (q0' \times 0.8 \times 1.0)\} \times (p1 \times K)$$

$$+ \{N / (850 \times 1.0) \times (2 \times d / v + 0.5)\} \times (p2 \times K)$$

※（p×K）の計算結果の小数2位四捨五入

Q：作業船舶燃料油数量（ℓ）

d：往復平均航行距離（km）※片道 【積込岸壁等から現場までの距離】

v：往復平均航行速度（km/h）【標準歩掛参照】

p1：運搬機械の機関出力（kw）【船舶損料算定表（ガットバージ）参照】

p2：運搬機械の機関出力（kw）【船舶損料算定表（ガット船）参照】

K：時間当りの燃料消費率（ℓ/kw-h）【標準歩掛参照】

q0：ガット船時間当り積込数量（m3/h）【標準歩掛参照】

q0'：ガット船時間当り排出数量（m3/h）【標準歩掛参照】

N：扱い数量（単位）【対象数量】

※運搬距離については、適正と認められる範囲内の距離とする。

（特別調査等にて対象とした施設を想定している）

【計算例】

資材：基礎捨石（5～100kg/個程度）現場投入渡し単価

積込運搬投入作業船舶：ガット船G 3.0m3

d：往復平均航行距離（13km）

v：往復平均航行速度（14.8km/h）

p1：作業船舶の機関出力（294kw） 積込・排出

p2：作業船舶の機関出力（1,103kw） 航行

K：時間当りの燃料消費率（0.277ℓ/kw-h）

q0：ガット船時間当り積込数量（227.4m3/h）

q0'：ガット船時間当り排出数量（227.4m3/h）

N：扱い数量（13,000m3）

$$Q = \{N / (q0 \times 0.8 \times 1.0) + N / (q0' \times 0.8 \times 1.0)\} \times (p1 \times K)$$

$$+ \{N / (850 \times 1.0) \times (2 \times d / v + 0.5)\} \times (p2 \times K)$$

$$= \{13,000 / (227.4 \times 0.8 \times 1.0) + 13,000 / (227.4 \times 0.8 \times 1.0)\}$$

$$\times (294 \times 0.277) + \{13,000 / (850 \times 1.0) \times (2 \times 13.0 / 14.8 + 0.5)\} \times (1,103 \times 0.277) = 22,178.0$$

3-7-2 機材運搬に係る燃料油の算出方法

① 共通仮設費に計上される運搬費

○共通仮設費率に含まれる運搬費・・・・・・単品スライド条項対象

○積上げ項目による運搬費・・・・・・単品スライド条項対象

- 1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
◇基本運賃表より積算していることから燃料量を抽出することができないため燃料消費量より算出する。
- 2) 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板等）の運搬
◇基本運賃表より積算していることから燃料量を抽出することができないため燃料消費量より算出する。
- 3) 重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用
◇運搬費等の率（労務費・クレーン運転費の〇〇%）より積算していることから燃料量を抽出することができないため燃料消費量より算出する。

運搬費の燃料費で購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものが対象。
下記の計算式より対象数量を算出する。

$$Q^{※1} = L \div S \times (P \times K)^{※2} \times N$$

※1：整数止めとし小数点以下切り捨て

※2：（ ）の計算結果の有効数字第3位を四捨五入し、有効数字2桁

Q：燃料油数量（ℓ）

L：運搬距離（km） ※片道（往復）

S：輸送速度 30（km/h）

P：運搬機械の機関出力（kw）

K：時間当りの燃料消費率（ℓ/kw-h）

N：搬入搬出（回）

運搬車両台数（台）

【基地から現場までの距離】

【土木工事標準歩掛準用】

【建設機械等損料算定表 参照】

【土木工事標準歩掛参照】

【搬入搬出回数】

【運搬車両台数】

② 共通仮設費率に含まれる運搬費

運搬距離の起算点は各市町村の役場とする。

【計算例】

建設機械：バックホウ0.8m³（運搬機械：20t積トレイラ）

L：運搬距離（km） ※片道

S：輸送速度 30（km/h）

P：運搬機械の機関出力（kw）

K：時間当りの燃料消費率（ℓ/kw-h）

N：搬入搬出 2（回）

15	km
30	km/h
235	kw
0.075	ℓ/kw-h
2	回

$$Q^{※1} = L \div S \times (P \times K)^{※2} \times N$$

※1：整数止めとし小数点以下切り捨て

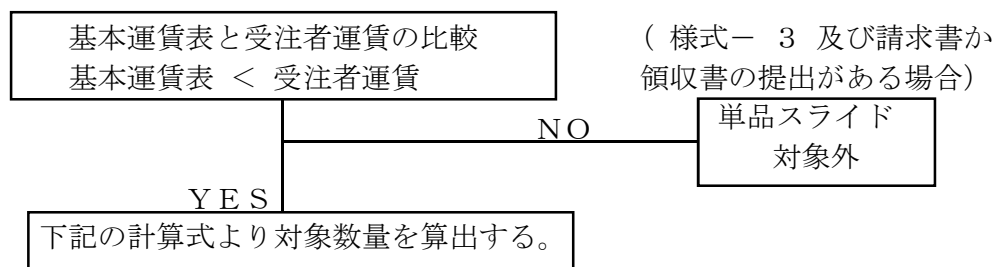
※2：（ ）の計算結果の有効数字第3位を四捨五入し、有効数字2桁

$$Q = 15 \div 30 \times (235 \times 0.075) \times 2 = 18.0$$

③積上げ項目による運搬費

- 1) 質量20 t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
- 2) 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板等）の運搬

運搬費の燃料費で購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものが対象



【計算例】

建設機械：路面切削機（運搬機械：30 t 積トレーラ）

L：運搬距離（km） ※片道

S：輸送速度 30（km/h）

P：運搬機械の機関出力（kw）

K：時間当りの燃料消費率（ℓ/kw-h）

N：搬入搬出 2（回）

100	km
30	km/h
235	kw
0.075	ℓ/kw-h
2	回

$$Q^{※1} = L \div S \times (P \times K)^{※2} \times N$$

※1：整数止めとし小数点以下切り捨て

※2：（ ）の計算結果の有効数字第3位を四捨五入し、有効数字2桁

$$Q = 100 \div 30 \times (235 \times 0.075) \times 2 = 120 \ell$$

【計算例】

仮設材：H形鋼（運搬機械：20 t 積トレーラ）

L：運搬距離（km） ※片道

S：輸送速度 30（km/h）

P：運搬機械の機関出力（kw）

K：時間当りの燃料消費率（ℓ/kw-h）

N：台数 5（台）×2（搬入搬出）

90	km
30	km/h
235	kw
0.075	ℓ/kw-h
10	台

$$Q^{※1} = L \div S \times (P \times K)^{※2} \times N$$

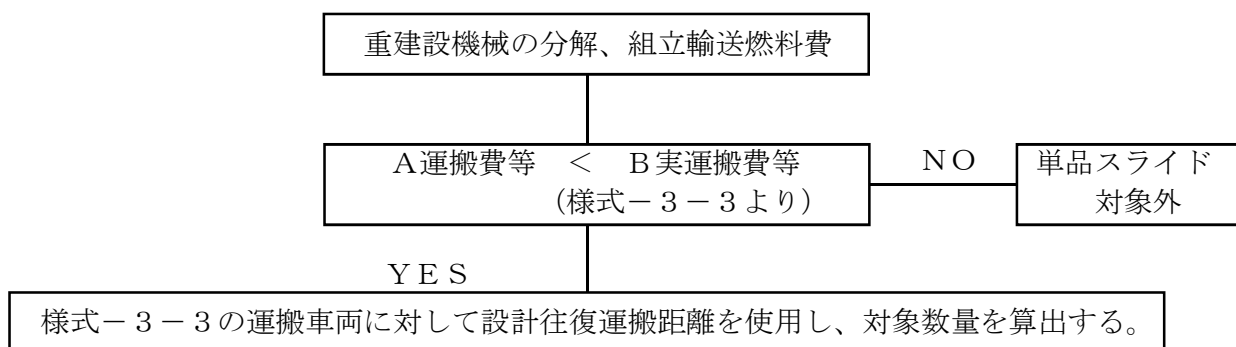
※1：整数止めとし小数点以下切り捨て

※2：（ ）の計算結果の有効数字第3位を四捨五入し、有効数字2桁

$$Q = 90 \div 30 \times (235 \times 0.075) \times 10 = 540 \ell$$

④重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用

運搬費の燃料費で購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものが対象



【計算例】

◇重建設機械の分解、組立（ブルドーザ21t級以下）

◇運搬車両（セミトレーラ20t・トラック4t）

L：運搬距離（km）※ 往復	73 km
S：輸送速度 30（km/h）	30 km/h
P：運搬機械の機関出力（kw）	235 kw（セミトレーラ20t） 137 kw（トラック4t）
K：時間当りの燃料消費率（ℓ/kw-h）	0.075 ℓ/kw-h（セミトレーラ） 0.05 ℓ/kw-h（トラック）
N：運搬車両台数（台）	1 台

$$Q^{*1} = L \div S \times (P \times K)^{*2} \times N$$

※1：整数止めとし小数点以下切り捨て

※2：（ ）の計算結果の有効数字第3位を四捨五入し、有効数字2桁

$$Q = 73 \div 30 \times (235 \times 0.075) + 73 \div 30 \times (137 \times 0.05) = 60.0$$

3-7-3 直接工事費に計上される運搬費

①鋼桁、門扉、工場製作品の運搬

・鋼橋工場製作輸送費に示す回帰式（ $Y=35.07X+13,051$ ）

Y：輸送単価（円／t） X：運搬距離（km）

・鋼橋工場製作輸送費に示す回帰式を用いて積算していることから燃料量を抽出することはできないことから燃料消費量より算出する。（算出は機材運搬に準ずる）

②支給品及び現場発生品の運搬

・対象数量に含まれている。（歩掛積算）

【単品スライド(軽油+ガソリン)】の計算例

- 28 -

第4章 その他の主要な工事材料

4-1 対象材料

4-1-1 対象材料の考え方

- ・アスファルト類、コンクリート類等の鋼材類、燃料油以外の主要な工事材料を対象とする。

① 基本事項

- ・石油や石炭等の原材料の高騰等により、アスファルト類、コンクリート類等の価格も短期間で急激に上昇しうることから、鋼材類、燃料油以外の主要な工事材料も対象としたものである。なお、アスファルト類、コンクリート類以外の主要な工事材料については、受発注者間の協議により決定するものとする。
- ・スライド額の算定の対象とする品目の整理にあたっては、「アスファルト類」、「コンクリート類」で区分し、それ以外の主要な工事材料については、受発注者間の協議により決定するものとする。

② アスファルト類

- ・アスファルト類の対象工事材料としては、アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等が想定されるが、対象材料については工事毎に受発注者間の協議により決定するものとする。

③ コンクリート類

- ・コンクリート類の対象工事材料としては、レディーミクストコンクリート（生コン）、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品等が想定されるが、対象材料については工事毎に受発注者間の協議により決定するものとする。

4-1-2 その他市場単価・土木工事標準単価の扱い等

① 市場単価・土木工事標準単価

- ・アスファルト類、コンクリート類等の「鋼材類以外の主要な工事材料」を使用し、市場単価・土木工事標準単価（以下、「市場単価等」という。）を用いて積算している工種において、材料費が分離できる場合には対象とすることができる。
- ・ただし材料費が分離できない市場単価でも、設計図書に数量が記載されている場合は対象とすることができる。

- ・工種毎の単価が示されている市場単価等において、材料費が分離できる構成となっている場合は、その材料費の変動に伴う工事価格の変動を把握することが可能であることから、対象とすることができる。
- ・運用については鋼材類と同様の取り扱いとする。

4-2 対象数量

- ・鋼材類以外の主要な工事材料についても、原則、発注者の設計図書の数量を対象とするが、発注者の設計数量の範囲内で、施工によるロス等の数量についても加味することができる。なお、このロス分を対象数量とする場合は、ロス分についてスクラップ等で売却する金額についても適切に処理する。
- ・任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種は、発注者の設計数量を対象数量とすることを基本とする。

① 基本事項

- ・鋼材類以外の主要な工事材料についても、原則、数量総括表や図面等、設計図書に明示されている数量を対象数量とする。この数量について受注者が購入価格、購入先及び購入時期について証明できない場合は、当該材料はスライドの対象としない。
- ・また、実際の工事現場では施工にあたってロスが生じることから、実際に購入した数量のうち、発注者の設計数量（設計図書で明示されている数量×（1＋ロス率））までは、対象数量とすることができる。ロス率については、土木工事標準歩掛によることとする。
- ・なお、発注者の設計数量は、積算システムを使用している場合は、使用材料一覧表として材料毎に集計した結果が出力されている。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量＜設計図書の数量	→ 当該材料は対象材料とならない
設計図書の数量≤証明数量≤設計数量	→ 対象材料。対象数量は証明数量
設計数量＜証明数量	→ 対象材料。対象数量は設計数量

注) 設計図書の数量：設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量
設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）
証明数量：請負者から証明された数量

- ・ロス分を対象数量とするよう請求があった場合において、スクラップを売却可能な材料については、発注者は受注者に対してスクラップについても対象材料とするよう申し入れるものとする。協議が成立しない場合は、対象数量の設定方法の見直し（例えば、ロス率が見込まれる対象数量を設計数量ではなく設計図書の数量とする等）や、スクラップを対象材料として単価の適切な設定（スクラップの単価は、実勢価格の工期の平均値と、受注者が当該工事に該当するとして一部提出したスクラップの売却単価の最大値との高い方の値）などの措置を講じることが必要である。

② 任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種の取り扱い

- ・任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種については、受注者が必ずしも発注者が想定した工法で実施せず、使用する材料の種類や数量が発注者の想定と異なっていることが通常あり得る。このような工種について受注者からの請求があった場合は、発注者の設計数量を対象数量とすることを基本とする。

③ アスファルト類の取り扱い

- ・アスファルト類については、設計図書に舗装面積等としては示されているが、舗装材の数量（重量）が示されていない場合が一般的である。積算上は、舗装材の数量は下記式により計算されている。

(アスファルト混合物の重量)

$$\text{面積} \times \text{厚さ} \times \text{締め固め後密度}^* \times (1 + \text{ロス率}^*)$$

(アスファルト乳剤の散布量)

$$\text{面積} \times \text{散布量}^*$$

※締め固め後密度及びロス率、アスファルト乳剤散布量は設計で用いた数値を採用する。

- ・舗装工事は性能規定で発注されている場合もあり、必ずしも発注者が設計時点で想定したものと、実際に施工したものが一致しているとは限らない。この場合、任意仮設と同様に、対象数量は発注者が想定した舗装材についてその設計数量を対象数量とする。

④ コンクリート類の取り扱い

- ・施工パッケージ型積算基準を使用している場合の設計数量（設計図書の数量にロスを加えた数量）の算出例については、次のとおり。

$$\text{設計図書の数量} \times (\text{標準単価} \times \text{コンクリート構成比率} / \text{東京地区コンクリート単価})$$

⑤ 減額変更する場合の取り扱い

- ・減額変更する場合において、発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定する場合は、発注者の設計数量を対象数量とする。
- ・発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときの数量の取り扱いは上記①～④に準じるものとするが、証明数量が設計図書の数量を下回る場合（証明数量＜設計図書の数量）は、発注者の設計数量を対象数量とする。

⑥ その他

- ・既済部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いたものを設計数量とする。

4-3 受注者への確認事項

- ・鋼材類以外の主要な材料も、基本的に材料の取引形態に照らし対象数量全量の搬入等の時期、購入先、単価・購入価格を確認することが可能であるため、それが証明できる納品書、請求書、領収書の提出を受注者に求めること。
- ・増額変更において、必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、その材料は単品スライド条項の対象材料としない。
- ・減額変更において、異議申し立てがない場合や、異議申し立てがあり必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。

① 基本事項

- ・単品スライド条項は、対象とする材料が当初の想定と比べ、実際に購入した時期に著しく価格が変動したために請負代金額の変更をしようとするものであるため、この条項に基づくスライド額の算定に当たっては、実際の購入時期や購入価格が受注者に証明されることが前提となる。
- ・このため、材料の取引形態に照らし数量、価格等の入手実態が明確な材料については、対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格を証明する書類として、納品書、請求書、領収書

の全てを提出してもらい、購入実態を的確に把握することが必要である。

- ・ 下請企業等が購入している場合は、その企業の書類（納品書、請求書、領収書）で問題ないが、施工体制台帳等で当該企業がその工事に従事していることを別途確認すること。
- ・ 必要な証明書類が提出されない場合や提出された書類の信憑性がない場合など、現場への搬入時期等を確認できない材料は単品スライド条項の対象材料としない。これは、品目毎に実勢価格を用いて算出した変動後の価格と実際の購入価格のどちらか安い方の金額を採用することとしているが（1-5-1 参照）、基本的に購入価格と数量を証明することが可能であるため、実際の購入価格が安い場合でも書類の提出を義務づけることによって、スライド額が実際よりも高いものとなることを回避する意味がある。ここでいう材料とは規格毎の材料という意味であり、搬入時期等を確認できない材料があったとしても規格が異なる他の材料まで単品スライド条項の対象材料としないという趣旨ではない。
- ・ なお、鋼材類については、独自の商慣行に基づき、やむを得ない場合は一部証明書類の提出の省略を規定しているが、その他の主要な工事材料について、同等の事情があると認められる場合は、同規定を準用することができる。

② 任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種の取り扱い

- ・ 任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種に対する請求があり、かつ、受注者の実際の施工が発注者の想定と異なる場合は、受注者の施工に必要なとなった材料の搬入時期を証明する書類をもって証明できることとする。

③ 材料の「搬入」の取り扱い

- ・ 材料の「搬入」とは、工事現場に直接搬入される場合のみならず、非鉄金属などのように工場に直接搬入される場合もあるが、その場合の搬入時期は工場に搬入される時期とする。

④ アスファルト類の取り扱い

- ・ 自社内での取引であったため、納品書、請求書、領収書等が存在しない場合は、それに代わる社内書類で購入価格の証明を求めるものとする。
- ・ また、受注者からの証明金額が工場渡しである場合は、運搬費に要した金額をあわせて証明を求めるものとする。
- ・ ただし、運搬費用の算出が困難な場合には、燃料油と同様に計算式により算出するものとする。その際、物価資料（現着単価）と比較して安価な単価をスライド算定に用いるものとする。

⑤ 減額変更する場合の取り扱い

- ・ 減額変更する場合においては、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定することとするため、受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出は求めないものとする。
- ・ ただし、発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときは、発注者は受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。

4-4 単価（実勢価格の算定）

4-4-1 変動前の価格の決定方法

- | |
|------------------------------------|
| ・ 変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における単価とする。 |
|------------------------------------|

- ・ 設計時点における単価は、積算価格を算出する際に用いた単価とする。設計変更を実施した場合も同様に変更金額を算出するために用いた単価とし、新規工種については発注者の指示時点

の単価とする。

- ・なお、一般的に受注者は、自らが当初想定した金額を根拠に単品スライド条項を請求するものと考えられるが、受注者の想定した金額の妥当性を客観的に証明することは実態上困難であることから、変動前の価格は発注者の想定した金額とする。
- ・ただし、単価合意を実施し、その内訳として材料の単価が予め提出されている場合は、その単価を変動前の単価とすることができる。

4-4-2 変動後の実勢価格の決定方法

- ・アスファルト類やコンクリート類等、契約と現場搬入の時期に差がある材料の価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、鋼材類の変動後の実勢価格の決定
- ・算出方法（2-4-2， 2-4-3）に準じて対象材料が現場に搬入された月の物価資料の価格とする。
- ・これ以外の主要な工事材料においても、鋼材類に準じるものとするが、燃料油のように契約と購入がほとんど同時期に行われる材料については、燃料油の変動後の実勢価格の決定・算出方法（3-4-2， 3-4-3）と同様に対象材料を購入した翌月の物価資料の価格とする。

4-5 購入価格の評価方法

- ・対象材料における購入数量が対象数量と同数の場合は、実際の購入金額とする。
 - ・購入数量が対象数量より多い場合は、「実際の購入金額×対象数量÷購入数量」で算出する。
- ・対象材料となる場合は、対象数量より多い数量の搬入時期等が証明された場合である。対象数量と購入数量が同数の場合の購入金額は受注者が実際に購入した金額そのものとする。しかし、購入数量が対象数量より多い場合は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対象にできる対象数量にかかる部分のみを購入したと考えた場合の金額である。

4-6 変動額の算定

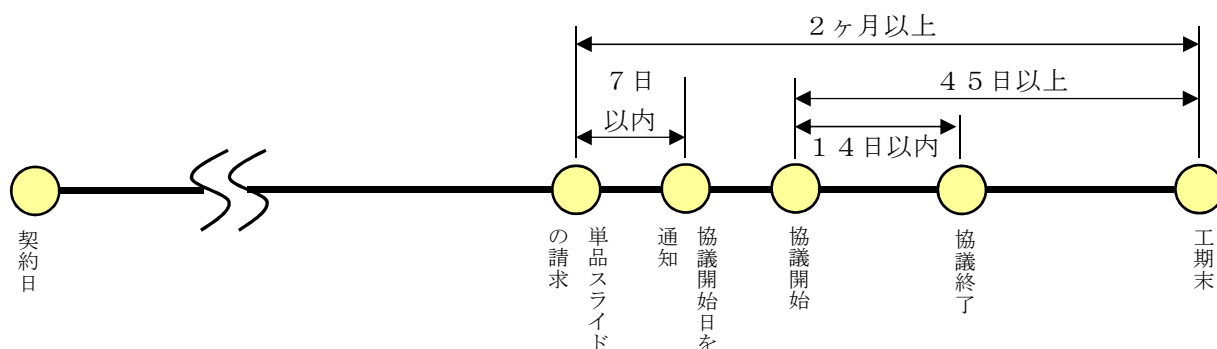
- ・1-5の算定式に基づき、変動額を算出する。（鋼材類と同様）

第5章 請求等手続き及び提出様式

5-1 請求時期

- ・工期末の2ヶ月前までに請求を行う。
- ・なお、上記の請求を行った場合は、請求日に関わらず、工事開始日（複数年度にわたる維持工事では各年度の開始日）以降に調達した品目についてスライドの対象となる。
- ・単品スライド条項の請求は、工期内に必要な協議期間及び契約変更手続きに要する期間が確保できるよう、工期末の2ヶ月前までを原則とする。
- ・協議開始から協議終了までの期間として14日間を確保することが一般的であるが、工期末の直近で請求があった場合など十分な協議期間が確保できないことも考えられることから、協議期間については、受発注者協議の上、適切に措置する必要がある。

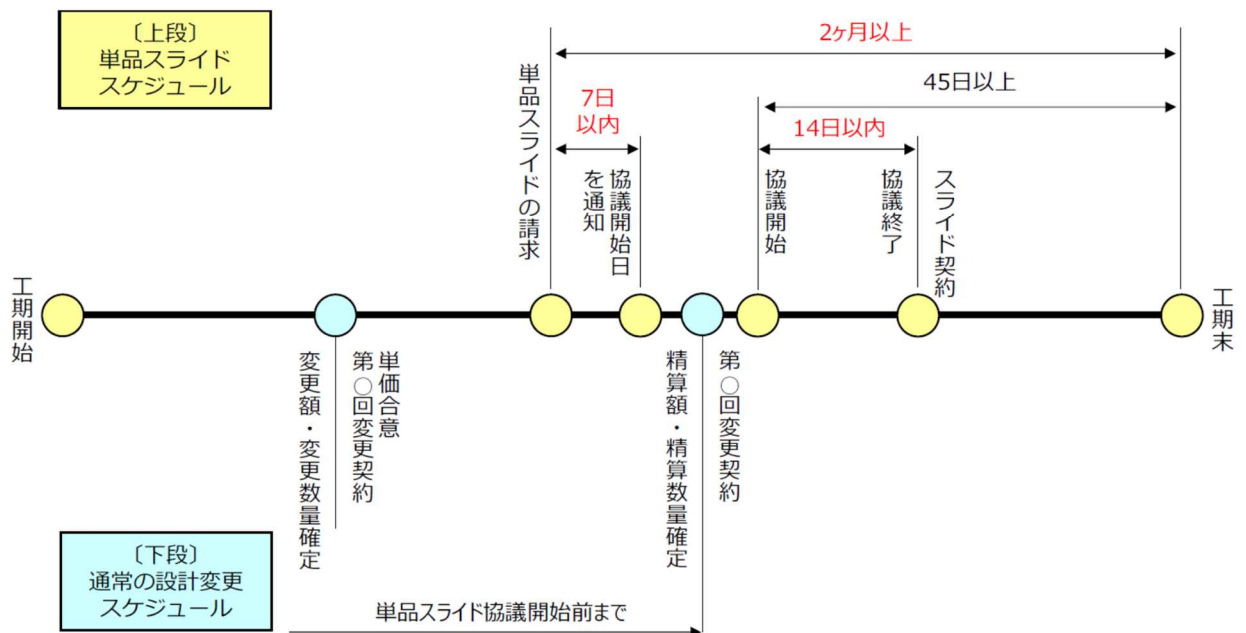
<単品スライド請求のスケジュール（イメージ）>



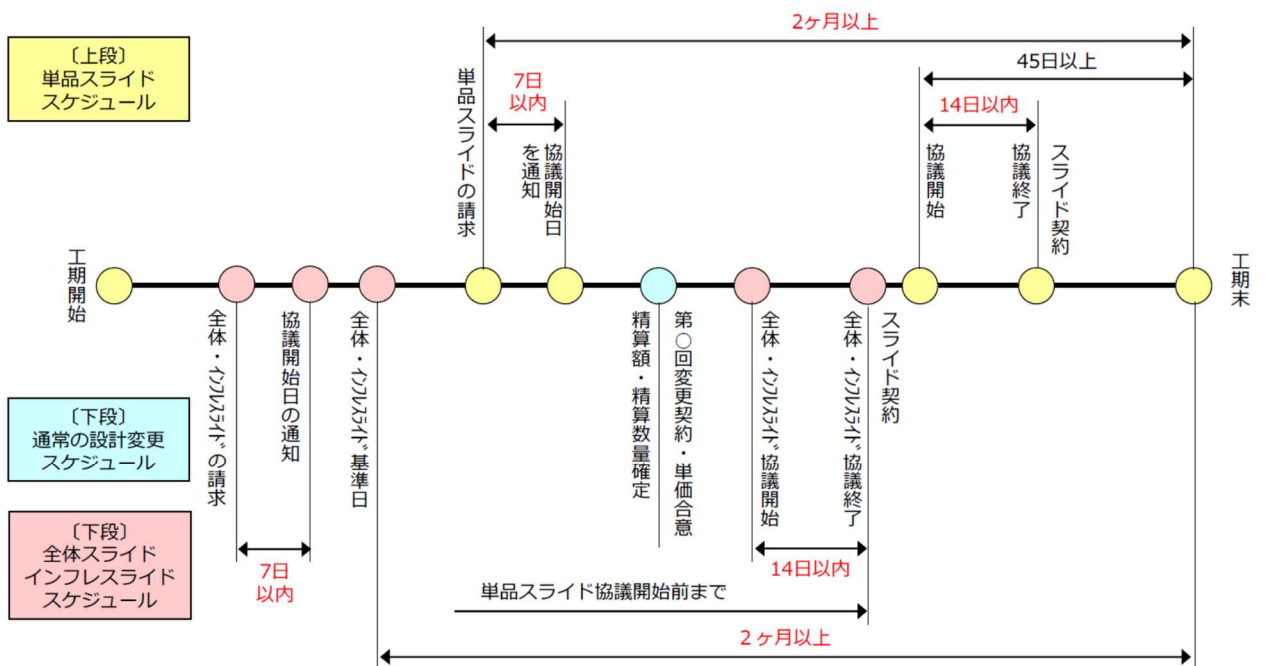
5-2 協議の手続き

- ・単品スライド額の算定にあたって、「請負代金額・対象数量」は、「最終的な全体工事費
- ・契約数量」をもって行うことが原則であることから、協議開始日までに、単品スライド分を除く精算変更（全体スライド及びインフレスライドを含む）をすること。（原則）
- ・その後、受発注者協議の上で単品スライド額を確定し、契約により最終請負代金額を確定させる。

< 単品スライドと通常の設計変更の関係（イメージ） >



< 単品スライドと全体スライド又はインフレスライドの関係（イメージ） >



- ・ しながら、最終的な数量の確定までに期間を要する場合などこれによりがたい場合も想定されるが、その場合は、受注者及び発注者において十分調整の上実施すること。

5－3 既済部分検査

- ・既済部分検査時に、要請がある場合、単品スライド条項を適用することができる旨を記載するものとする。
- ・材料単価の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不適当となる恐れがある場合は、既済部分検査請求と、同時もしくは事前に、契約書第27条第5項の請求を行うことで、当該検査の出来高部分も条項適用対象とできる。
- ・既済検査を実施する場合は、出来高部分の確認を発注者に請求する際、その旨を「請負工事既済部分検査請求書」に併せて記載する。（様式－7）
- ・また、発注者は既済部分検査結果通知書に単品スライド条項の請求対象となる旨を記載する。（様式7－1）
- ・なお、その場合、以降の工事は単品スライド条項の請求対象となる。（それ以降の既済部分検査結果通知書に単品スライド条項の請求対象となる旨を記載する）

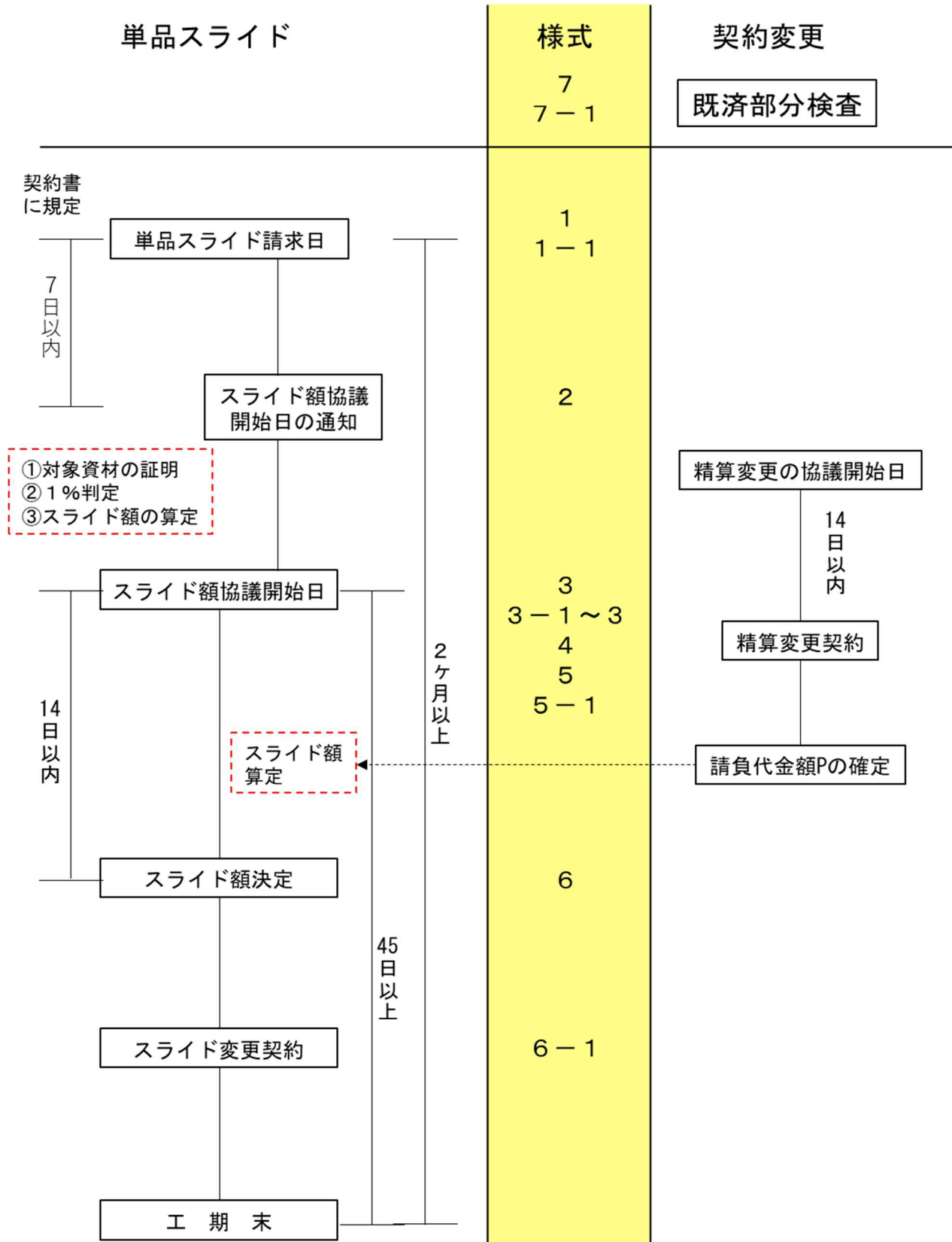
5－4 部分引き渡しにかかる指定部分の取り扱い

- ・部分引き渡しを行う「指定部分」は、指定部分の工期の2ヶ月前までに請求。
- ・部分引き渡しを行う指定部分については、その部分のみを対象に単品スライド条項が適用されるため、指定部分の工期2ヶ月前までに単品スライド請求を行う。

第6章 その他留意事項

本運用マニュアル（案）の適用にあたり疑義等がある場合は、施設整備官と協議するものとする。

単品スライド条項にかかる実施フロー及び様式



市場単価・土木工事標準単価の扱い<市場単価>

工種	名称	規格	単位	取扱い※	備考
鉄筋工(太径鉄筋含む)	鉄筋工	鉄筋加工・組立	t	①	鋼材類
鉄筋工(ガス圧接工)	ガス圧接工	ガス圧接工 手動(半自動)・自動	箇所	②	材料分離不可
インターロッキングブロック工	インターロッキングブロック工	設置	m ²	②	材料分離不可(※②)
防護柵設置工(ガードレール)	ガードレール設置工	標準型(土中建込)	m	②	材料分離不可(※②)
		標準型(コンクリート建込)	m	②	材料分離不可(※②)
		耐雪型(土中建込)	m	②	材料分離不可(※②)
		耐雪型(コンクリート建込)	m	②	材料分離不可(※②)
		部材設置(レール設置)(耐雪型含む)	m	①	鋼材類
防護柵設置工(ガードパイプ)	ガードパイプ設置工	標準型(土中建込)	m	②	材料分離不可(※②)
		標準型(コンクリート建込)	m	②	材料分離不可(※②)
		部材設置(パイプ設置)	m	①	鋼材類
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	横断・転落防止柵設置工	土中建込	m	①	鋼材類
		プレキャストコンクリートブロック建込	m	①	鋼材類
		コンクリート建込	m	①	鋼材類
		アンカーボルト固定	m	①	鋼材類
		部材設置(ビームまたはパネルの設置)	m	①	鋼材類
		根巻きコンクリート設置	m	②	材料分離不可
防護柵設置工(落石防護柵)	落石防護柵設置工	中間支柱設置工	本	②	材料分離不可
		端末支柱設置工	本	②	材料分離不可
		ロープ・金網設置工(間隔保持材付き)	m	②	材料分離不可
		ロープ・金網設置工(上弦材付き)	m	②	材料分離不可
		ステーロープ設置工	本	②	材料分離不可
防護柵設置工(落石防止網)	落石防止網設置工	金網・ロープ設置	m ²	②	材料分離不可
		アンカー設置	箇所	②	材料分離不可
		ボケット式支柱(アンカー固定式)	箇所	②	材料分離不可
法面工	法面工	モルタル吹付工	m ²	②	材料分離不可
		コンクリート吹付工	m ²	②	材料分離不可
		機械播種施工による植生工(植生基材吹付工)	m ²	②	材料分離不可
		機械播種施工による植生工(客土吹付工、種子散布工)	m ²	②	材料分離不可
		人力施工による植生工(植生マット工、植生シート工)	m ²	②	材料分離不可
		人力施工による植生工(植生筋工、筋芝工)	m ²	②	材料分離不可
		人力施工による植生工(張芝工)	m ²	②	材料分離不可
		ネット張工(繊維ネット工)	m ²	②	材料分離不可
吹付砕工	吹付砕工	モルタル・コンクリート	m	②	材料分離不可
		ラス張工	m ²	②	材料分離不可
道路植栽工	道路植栽工	植樹工	本	①	その他材料
		支柱設置	本(m)	②	材料分離不可
		地被類植付工	鉢 本(m ²)	①	その他材料 材料費含まず
		植樹管理(せん定)		—	
		植樹管理(施肥)	本(m ²)	①	その他材料 材料費含まず
		植樹管理(除草・芝刈・灌水)	m ²	—	
		植樹管理(防除)	本(m ²)	①	その他材料
		移植工(掘取工)	本	②	材料分離不可
橋梁用伸縮継手装置設置工	橋梁用伸縮継手装置設置工		m	①	鋼材類
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		m	①	鋼材類・その他材料
薄層カラー舗装工	薄層カラー舗装工	樹脂モルタル舗装工	m ²	②	材料分離不可
		景観透水性舗装工	m ²	②	材料分離不可
		樹脂系すべり止め舗装工	m ²	②	材料分離不可
道路標識設置工	道路標識設置工	標識柱・基礎設置(路側式)	基	②	材料分離不可
		標識柱設置(片持式)	基	①	鋼材類
		標識柱設置(門型式)	基	①	鋼材類
		標識基礎設置(片持式・門型式)	m ³	②	材料分離不可
		標識板設置(案内標識)	m ²	②	材料分離不可
		標識板設置(警戒・規制・指示・路線)	m ²	①	鋼材類
		添架式標識板取付金具設置(信号アーム部)	基	②	材料分離不可
		添架式標識板取付金具設置(照明柱・既設標識柱)	基	②	材料分離不可
		添架式標識板取付金具設置(歩道橋)	基	①	鋼材類

取扱い欄

①:市場単価等に材料費が含まれており分離が可能な工種
 ②:市場単価等に材料費が含まれているが市場単価等の構成上、分離ができない工種
 (備考欄「※②」について、設計図書に材料が明示されている場合は、その数量について単品スライド対象とすることができる。)

市場単価・土木工事標準単価の扱い<市場単価>

工種	名称	規格	単位	取扱い※	備考
道路付属物設置工	道路付属物設置工	視線誘導標設置・土中込込用	本	②	材料分離不可(※②)
		視線誘導標設置・コンクリート込込用(穿孔含む)	本	②	材料分離不可(※②)
		視線誘導標設置・コンクリート込込用(穿孔含まない)	本	②	材料分離不可(※②)
		視線誘導標設置・防護柵取付用	本	②	材料分離不可(※②)
		視線誘導標設置・構造物取付用	本	②	材料分離不可(※②)
		視線誘導標設置(スノーホール併用型)	本	②	材料分離不可(※②)
		境界杭設置	本	①	その他材料
		道路鉄設置(穿孔式)	個	②	材料分離不可(※②)
		道路鉄設置(貼付式)	個	②	材料分離不可(※②)
		車線分離標設置(可変式・着脱式)(穿孔式)	本	②	材料分離不可(※②)
		車線分離標設置(固定式)(貼付式)	本	②	材料分離不可(※②)
		境界鉄設置 金属製	本	①	その他材料
公園植栽工	公園植栽工	植樹工	本	①	その他材料
		支柱設置	本(m)	②	材料分離不可
		地被類植付工	鉢	①	その他材料
軟弱地盤処理工	軟弱地盤処理工	サトドレン工	m	①	その他材料
		サトコンパクションパイル工	m	①	その他材料
橋面防水工	橋面防水工	シート系防水	m ²	②	材料分離不可
		塗膜系防水	m ²	②	材料分離不可
グルーピング工	グルーピング工		m ²	—	材料費含まず
鉄筋挿入工(ワケルト工)	鉄筋挿入工	鉄筋挿入工	m	①	鋼材類・コンクリート類
		仮設足場の設置・撤去	空m ³	②	材料分離不可
コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)	コンクリート表面処理工		m ²	②	材料分離不可

市場単価・土木工事標準単価の扱い<土木工事標準単価>

工種	名称	規格	単位	取扱い※	備考
区画線工	区画線工	溶融式(手動)	m	①	燃料油・その他材料
		ペイント式(車載式)	m	①	燃料油・その他材料
		区画線消去(削取り式)	m	①	燃料油・その他材料
		区画線消去(ウォータージェット式)	m	—	材料費含まず
		区画線工(北海道特殊規格)			
	区画線工(北海道特殊規格)	溶融式(車載式)	m	①	燃料油・その他材料
高視認性区画線工	高視認性区画線工	ペイント式(車載式)	m	①	燃料油・その他材料
		ペイント式(手動)	m	①	燃料油・その他材料
		リブ式・溶融式	m	①	燃料油・その他材料
		非リブ式・溶融式	m	①	燃料油・その他材料
		区画線消去(削取り式)	m	①	燃料油
	区画線消去(削取り式)				
橋梁塗装工	橋梁塗装工	新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 素地調整	m ²	②	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 研磨剤及びケレンカス回収・積込工	m ²	②	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 ミストコート	m ²	②	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 下塗り塗装	m ²	②	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 中塗り塗装	m ²	②	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 上塗り塗装	m ²	②	材料分離不可
		塗替塗装 清掃・水洗い	m ²	②	材料分離不可
		塗替塗装 素地調整	m ²	②	材料分離不可
		塗替塗装 研磨剤及びケレンカス回収・積込工	m ²	②	材料分離不可
		塗替塗装 下塗り塗装	m ²	②	材料分離不可
		塗替塗装 中塗り塗装	m ²	②	材料分離不可
		塗替塗装 上塗り塗装	m ²	②	材料分離不可
構造物とりこわし工	構造物とりこわし工	無筋構造物	m ³	—	材料費含まず
		鉄筋構造物	m ³	—	材料費含まず
コンクリートブロック積工	コンクリートブロック積工	ブロック積工(練積・空積)	m ³	①	コンクリート類
排水構造物工	排水構造物工	U字側溝	m	①	コンクリート類
		自由勾配側溝	m	①	コンクリート類
		蓋版	枚	①	鋼材類・コンクリート類
鋼製排水溝設置工	鋼製排水溝設置工	鋼製排水溝設置	m	①	鋼材類

取扱い欄

- ①: 市場単価等に材料費が含まれており分離が可能な工種
 ②: 市場単価等に材料費が含まれているが市場単価等の構成上、分離ができない工種
 (備考欄「※②」について、設計図書に材料が明示されている場合は、その数量について単品スライド対象とすることができる。)

市場単価・土木工事標準単価の扱い<土木工事標準単価>

工種	名称	規格	単位	取扱い※	備考
硬質塩化ビニル管設置工	硬質塩化ビニル管設置工	硬質塩化ビニル管設置工	m	②	材料分離不可
リブ付硬質塩化ビニル管設置工	リブ付硬質塩化ビニル管設置工	リブ付硬質塩化ビニル管設置工	m	②	材料分離不可
砂基礎工	砂基礎工	砂基礎設置(人力施工)	m3	—	材料費含まず
		砂基礎設置(機械施工)	m3	—	材料費含まず
碎石基礎工	碎石基礎工	碎石基礎設置(人力施工)	m3	—	材料費含まず
		碎石基礎設置(機械施工)	m3	—	材料費含まず
組立マンホール設置工	組立マンホール設置工	組立マンホール設置工	箇所	②	材料分離不可
小型マンホール工	小型マンホール工	小型マンホール工(塩化ビニル製)	箇所	②	材料分離不可
取付管およびます工	取付管およびます工	ます設置工(塩化ビニル製)	箇所	②	材料分離不可
		取付管布設工および支管取付工	箇所	②	材料分離不可
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	表面被覆工(コンクリート保護塗装)	下地処理	m2	—	材料費含まず
		プライマー塗布(CC-A塗装、CC-B塗装)	m2	②	材料分離不可
		下地調整(CC-A塗装、CC-B塗装)	m2	②	材料分離不可
		塗装(中塗り)(CC-A塗装)	m2	②	材料分離不可
		塗装(中塗り)(CC-B塗装)	m2	②	材料分離不可
		塗装(上塗り)(CC-A塗装)	m2	②	材料分離不可
		塗装(上塗り)(CC-B塗装)	m2	②	材料分離不可
表面含浸工	表面含浸工	簡易清掃	m2	—	材料費含まず
		下地処理	m2	—	材料費含まず
		含浸材塗布	m2	①	その他材料
連続繊維シート補強工	連続繊維シート補強工	下地処理	m2	—	材料費含まず
		プライマー塗布	m2	①	その他材料
		不陸修正	m2	①	その他材料
		連続繊維シート本体貼付(一層当たり)	m2	①	その他材料
		仕上げ塗装(中塗り+上塗り)	m2	①	その他材料
		仕上げモルタル・塗装(モルタル+モルタル用上塗り)	m2	①	その他材料
剥落防止工(アラミドメッシュ)	剥落防止工(アラミドメッシュ)	アラミドメッシュ本体貼付	m2	①	その他材料
漏水対策材設置工	漏水対策材設置工	漏水対策材設置	m	①	その他材料
防草シート設置工	防草シート設置工	防草シート設置(覆土)	m2	①	その他材料
		防草シート設置(露出)	m2	①	その他材料
紫外線硬化型FRPシート設置工(ポリエステル樹脂)	紫外線硬化型FRPシート設置工(ポリエステル樹脂)	紫外線硬化型FRPシート設置(紫外線照射なし)	m2	②	材料分離不可
		紫外線硬化型FRPシート設置(紫外線照射あり)	m2	②	材料分離不可
塗膜除去工	塗膜除去工	塗膜剥離剤塗布・塗膜除去	m2	①	その他材料
ハキュームブラスト工	ハキュームブラスト工	ハキュームブラスト	m2	②	材料分離不可
道路反射鏡設置工	道路反射鏡設置工	支柱・基礎設置	基	②	材料分離不可
		鏡体設置	基	②	材料分離不可
		鏡体撤去	基	—	材料費含まず
		支柱・基礎撤去	基	—	材料費含まず
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)	仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)	仮設防護柵設置 H鋼基礎	m	①	鋼材類
		仮設防護柵設置 独立基礎ブロック	m	①	鋼材類・コンクリート類
		仮設防護柵設置 連続基礎ブロック	m	①	鋼材類・コンクリート類
		仮設防護柵撤去 H鋼基礎	m	—	材料費含まず
		仮設防護柵撤去 独立基礎ブロック	m	—	材料費含まず
		仮設防護柵撤去 連続基礎ブロック	m	—	材料費含まず
機械式継手工	機械式継手工	継手方式(1)	箇所	①	鋼材類
		継手方式(2)	箇所	①	鋼材類
抵抗板付鋼製杭基礎工	抵抗板付鋼製杭基礎工	打込または引抜 施工条件Ⅰ	回	①	鋼材類
		打込または引抜 施工条件Ⅱ	式	①	鋼材類
		打込または引抜 施工条件Ⅲ	式	①	鋼材類
ノコギリ式コンクリートひび割れ誘発目地設置工	ノコギリ式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		m	②	材料分離不可
FRP製格子状パネル設置工	FRP製格子状パネル設置工		枚	②	材料分離不可
侵食防止用植生マット工(養生マット工)	侵食防止用植生マット工(養生マット工)		m2	①	その他材料
支承金属溶接工	支承金属溶接工	支承金属溶射ブラスト法(潤滑性防錆剤注入なし)	基	②	材料分離不可
		支承金属溶射ブラスト法(潤滑性防錆剤注入あり)	基	②	材料分離不可
		支承金属溶射 粗面形成法	基	②	材料分離不可
		仕上げ塗装(1層)	層	②	材料分離不可
耐圧ポリエチレン管(ハウエル管)設置工	耐圧ポリエチレン管(ハウエル管)設置工	耐圧ポリエチレン管(ハウエル管)設置	m	①	その他材料

取扱い欄

①：市場単価等に材料費が含まれており分離が可能な工種
 ②：市場単価等に材料費が含まれているが市場単価等の構成上、分離ができない工種
 (備考欄「※②」について、設計図書に材料が明示されている場合は、その数量について単品スライド対象とすることができる。)

市場単価(港湾)の扱い<市場単価>

工種	名称	規格	単位	取扱い※	備考
ルーフィング敷設	底面工	底面工	m2	②	材料分離不可(※②)
アスファルトマット(工場製作)設置	マット工	アスファルトマット(工場製作)設置	m2	②	材料分離不可(※②)
ゴム系マット(再生)設置		ゴム系マット(再生)設置	m2	②	材料分離不可(※②)
支保	支保工	ケーソン製作	m	②	材料分離不可(※②)
		上部工	m	②	材料分離不可(※②)
足場	足場工	ケーソン製作	m2	②	材料分離不可(※②)
		方塊製作	m2	②	材料分離不可(※②)
		セルラー・L型ブロック製作	m2	②	材料分離不可(※②)
		上部工	m2	②	材料分離不可(※②)
鉄筋加工組立	鉄筋工	ケーソン製作	t	①	鋼材類
		セルラー・L型ブロック製作	t	①	鋼材類
		上部工	t	①	鋼材類
吊鉄筋・吊バー組立	吊鉄筋工	吊鉄筋・吊バー	t	①	鋼材類
鋼製型枠組立組外	型枠工	ケーソン製作	m2	②	材料分離不可(※②)
		方塊・蓋ブロック・根固ブロック・基礎ブロック製作	m2	②	材料分離不可(※②)
		セルラー・L型ブロック製作	m2	②	材料分離不可(※②)
		上部工	m2	②	材料分離不可(※②)
コンクリート打設	コンクリート打設工	ケーソン製作	m3	①	コンクリート類
		方塊・蓋ブロック・根固ブロック・基礎ブロック製作	m3	①	コンクリート類
		セルラー・L型ブロック製作	m3	①	コンクリート類
		上部工 陸上施工	m3	①	コンクリート類
		上部工 海上施工	m3	①	コンクリート類
止水板取付・取外	止水板工	止水板取付	個	①	鋼材類
		止水板取外	個	①	鋼材類
ケーソン据付用上蓋取付・取外	上蓋工	上蓋取付・取外	函	①	鋼材類
異形ブロック製作	異形ブロック製作工	型枠工	m2	①	その他材料
		コンクリート打設工	m3	①	コンクリート類
		給熱養生加算額	m3	②	材料分離不可
伸縮目地	伸縮目地工	瀝青系	m2	②	材料分離不可(※②)
		発泡樹脂体系	m2	②	材料分離不可(※②)
係船柱取付	係船柱取付工	係船柱取付工	基	①	鋼材類
架台取付		架台現場製作	基	②	材料分離不可(※②)
		架台取付	基	—	材料費含まず
埋込栓取付	防舷材取付工	埋込栓取付	基	①	その他材料
防舷材取付		防舷材取付	基	①	その他材料
梯子取付		梯子取付	基	①	その他材料
車止取付	車止・縁金物取付工	車止取付(先付)	m	①	鋼材類、その他材料
縁金物取付		縁金物取付	m	①	鋼材類、その他材料
係船柱撤去	係船柱・防舷材・車止撤去	係船柱撤去	基	—	材料費含まず
防舷材撤去		防舷材撤去	基	—	材料費含まず
車止撤去		車止撤去	m	—	材料費含まず
取付金具製作	電気防食工	取付金具製作	組	②	材料分離不可(※②)
取付金具取付		取付金具取付	組	—	材料費含まず
陽極取付		陽極取付	個	①	その他材料
電位測定装置取付		電位測定装置取付	個	①	その他材料
防砂目地板取付	防砂目地工	防砂目地板取付	m	①	鋼材類、その他材料
防砂シート敷設	吸出し防止工	防砂シート敷設	m2	①	その他材料
係船柱塗替	港湾構造物塗装工	係船柱塗装	m2	②	材料分離不可
車止塗替		車止塗装	m2	②	材料分離不可
縁金物塗替		縁金物塗装	m2	②	材料分離不可

取扱い欄

①: 市場単価等に材料費が含まれており分離が可能な工種

②: 市場単価等に材料費が含まれているが市場単価等の構成上、分離ができない工種

(備考欄「※②」について、設計図書に材料が明示されている場合は、その数量について単品スライド対象とすることができる。)

市場単価(港湾)の扱い<市場単価>

工種	名称	規格	単位	取扱い※	備考
足場設置撤去	ペトロラタム被覆工	足場設置撤去	m2	②	材料分離不可(※②)
被覆防食		被覆防食	m2	①	その他材料
端部処理		端部処理	m	②	材料分離不可
アーク溶接	現場鋼材溶接工	手動アーク溶接	m	②	材料分離不可
水中被覆アーク溶接		半自動アーク溶接	m	②	材料分離不可
水中スタッド溶接		水中被覆アーク溶接	m	②	材料分離不可
		水中スタッド溶接	本	①	鋼材類
ガス切断	現場鋼材切断工	ガス切断	m	②	材料分離不可
水中酸素アーク切断		水中酸素アーク切断	m	②	材料分離不可
かき落とし	かき落とし工	かき落とし工	m2	—	材料費含まず
汚濁防止膜設置・撤去・移設・点検	汚濁防止膜工	汚濁防止膜設置・撤去・移設・点検	m	—	材料費含まず
汚濁防止枠設置・撤去	汚濁防止枠工	汚濁防止枠設置・撤去	基	—	材料費含まず
灯浮標設置・撤去	灯浮標設置・撤去工	灯浮標設置・撤去	個	—	材料費含まず

取扱い欄

- ①: 市場単価等に材料費が含まれており分離が可能な工種
 ②: 市場単価等に材料費が含まれているが市場単価等の構成上、分離ができない工種
 (備考欄「※②」について、設計図書に材料が明示されている場合は、その数量について単品スライド対象とすることができる。)

単品スライド額算定の考え方 概略フロー

(参考) 対象品目及び材料

区 分		品 目	材 料
鋼材類	鋼材類	鋼材類	H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等(賃料や損料も対象とすることが可能)
	燃料油	燃料油	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
	その他工事材料	コンクリート類	レディーミクストコンクリート(生コン)、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品等
		アスファルト類	アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等
その他主要な工事材料		上記以外の主要な工事材料が対象	

受注者
単品スライドの請求
(必要な情報、資料等)
・対象品目、対象材料
・変更請求概算額
・材料毎に対象数量、搬入・購入等の時期、購入先、単価・購入価格及び、それが証明できる納品書、請求書、領収書



発注者
「実勢価格に基づく変動後の金額」と「実際の購入金額」を比較
品目毎の合計金額で比較する(材料毎の比較は行わない)

① 実勢価格に基づく変動後の金額(品目毎の合計金額)実勢価格は落札率を考慮



「① 実勢価格に基づく変動後の金額」が安価となる品目

発注者
実勢価格にて品目毎の変動額を算出



発注者
品目毎の変動額が請負代金額※の1%を超えるかを確認
品目の一部の材料について実際の購入金額を用いて確認することも可



変動額が請負代金額※の1%を超える品目

発注者
実勢価格にてスライド額を算定



受注者から実際の購入金額でスライド額を算出することを希望する旨の申し出があった場合

申し出のあった材料毎にスライド額を「実際の購入金額」にて算出するか「実勢価格」にて算出するかを確認



「② 実際の購入金額」が安価となる品目

発注者
実際の購入金額にて品目毎の変動額を算出



発注者
品目毎の変動額が請負代金額※の1%を超えるかを確認



変動額が請負代金額※の1%を超える品目

発注者
実際の購入金額にてスライド額を算定



変動額が請負代金額※の1%を超えない品目は単品スライドの対象外

※ 部分払いをした工事における「請負代金額」は出来高部分に相応する請負代金額を控除した額

実際の購入金額の確認フロー

受注者

実際の購入金額でのスライド額算定を希望

- ・対象品目及び対象材料を申出※
- ・実購入先を含まない2社以上の見積り提出※

➢「実際の購入金額の単価」が「実勢価格(落札率考慮)」以上となることを受注者にて確認

(補足) 見積りについて
□ 工期内の代表的な月
(1ヶ月以上)とする

※ 単品スライドの請求時にあわせて提出

第1段階

発注者

受注者から提出された見積りから「地域の材料価格の傾向」と「実際の購入金額での検討」を行うことの妥当性を確認

＜チェック項目＞

対象材料ごとに以下を確認

- ・現場に搬入された月もしくは購入した月(1ヶ月以上)の単価で確認

➢「実際の購入金額の単価」と2社以上の「見積り単価」を比較し、「実際の購入金額の単価」が最も安価となる

「実際の購入金額の単価」が最も安価とならない材料

実勢価格にて算出

- 実購入先の当該材料の価格変動は社会(もしくは地域)全体としてのものではない。

第2段階

「実際の購入金額の単価」が最も安価となる材料

発注者

- 「実際の購入金額」の「実勢価格」からの乖離の程度を確認

＜チェック項目＞

- ①が②以内であるかを確認

①「実際の購入金額の単価」

(複数月に渡って搬入している場合は、購入単価の加重平均)

②「実勢価格の単価(落札率考慮)+30%」

(複数月に渡って搬入している場合は、実勢価格の単価(落札率考慮)の加重平均+30%)

- ①が②を上回る場合、特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認

＜確認方法＞ 発注者の判断による

1) 発注者による見積り徴収

2) 近隣工事における材料調達状況

3) 特別調査で設定した単価の場合、調査機関へのヒアリング等

実際の購入金額の妥当性が確認できない

実勢価格にて算出

実勢価格の単価(落札率考慮)の+30%は発注者として妥当性を確認するためのものであり、+30%を超えても妥当性が確認されれば採用可能

実際の購入金額の妥当性が確認できる

実際の購入金額にて算出

- ①が②以内の場合、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致しているため、妥当と判断
- ①が②を上回る場合、実際の購入金額の単価が妥当であることが発注者が入手できる情報・資料から確認できる

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇 殿

〇〇建設 株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇

〇〇〇〇〇〇〇工事に係る建設工事請負契約書第27条第5項
に基づく請負代金額の変更請求について

令和〇年〇月〇日付けで契約締結した〇〇〇〇〇〇〇工事について、契約当初に比べて工期
内に主要な工事材料の価格に変更が生じたので、建設工事請負契約書第27条第5項の規定
に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

1 工 事 件 名

2 請 負 代 金 額 ￥

3 工 期 令和〇〇年〇〇月〇〇日から
令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

4 請求する主要品目名・材料名

※ 請求する工事材料を具体的に記載

5 変更請求概算額 ￥

※ 請求の際には、変更請求概算額及びその概算額計算書を作成し、提出すること。
なお、今回の請求はあくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても
問題ない。

請負代金額変更請求額概算計算書

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇 殿

〇〇建設 株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇

建設工事請負契約書第27条第5項に基づく請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。
工事名：〇〇〇〇〇〇工事

記

品 目	規格	単位	数量	当初単価	当初想定金額	購入単価	購入金額	購入年月	差額	備考
記載例										
〇鋼	〇	t						RO年〇月		
〇鋼	〇	t						RO年〇月		
										RO年〇月 計
〇鋼	〇	t						RO年△月		
〇鋼	〇	t						RO年△月		
										RO年△月 計
〇鋼 計	〇	t								〇鋼合計
鋼材類 合計										
□油	〇	L						RO年△月		
□油	〇	L						RO年△月		
										RO年△月 計
□油 計	〇	L								□油合計
△油	〇	L						RO年□月		
△油	〇	L						RO年□月		
										RO年□月 計
△油 計	〇	L								△油合計
燃料油 合計										
変動額										
単品スライド請求額										

(注)

1.購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料(納品書等)を添付の上、併せて監督官に提出すること。
証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。

2.対象材料は、品目毎及び購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚になってもよい。

3.変動額から受注者の負担額を差し引いて、単品スライド請求額を算出する計算過程を、別紙に記載すること。

4.詳細に数量計算が出来る場合は、様式一3を用いてもよい。

様式—2

令和 年 月 日

〇〇建設 株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇

〇〇〇〇工事における建設工事請負契約書第27条第8項に基
づく協議の開始の日について（通知）

標記について、令和 年 月 日付けで請求のあった〇〇〇〇工事における建設工事請負契
約書第27条第8項の規定に基づき、スライド額協議開始日を通知します。。

記

1 スライド額協議開始日 令和 年 月 日

※受注者からの請求日から7日以降に工期の延期を想定している場合は、「工期末の
45日前」と記載する。

請負代金額変更請求額計算書

支出負担行為担当官
 〇〇防衛局長
 〇〇 〇〇 殿

〇〇建設 株式会社
 代表取締役社長 〇〇 〇〇

建設工事請負契約書第27条第5項に基づく請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。
 工事名：〇〇〇〇〇〇工事

記

品 目	規格	単位	数量	当初単価	当初想定金額	購入単価	購入金額	購入年月	差額	備考
記載例										
〇鋼	〇	t						RO年〇月		
〇鋼	〇	t						RO年〇月		
										RO年〇月 計
〇鋼	〇	t						RO年△月		
〇鋼	〇	t						RO年△月		
										RO年△月 計
〇鋼 計	〇	t								〇鋼合計
鋼材類 合計										
□油	〇	L						RO年△月		
□油	〇	L						RO年△月		
										RO年△月 計
□油 計	〇	L								□油合計
△油	〇	L						RO年□月		
△油	〇	L						RO年□月		
										RO年□月 計
△油 計	〇	L								△油合計
燃料油 合計										
変動額										
単品スライド請求額										

- (注) 1.購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料(納品書等)を添付の上、併せて監督官に提出すること。
 証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
 2.対象材料は、品目毎及び購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚になってもよい。
 3.変動額から受注者の負担額を差し引いて、単品スライド請求額を算出する計算過程を、別紙に記載すること。
 4.詳細に数量計算が出来る場合は、様式－3を用いてもよい。

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇 殿

〇〇建設 株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇

令和〇年〇月〇日付けで通知のあった請負代金額の変更に必要な購入した価格等について、下記のとおり資料を提出します。

工事名：〇〇〇〇〇〇工事

記

[illegible]

- (注) 1. 購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料(納品書等)を添付の上、併せて監督官に提出すること。
証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
2. 対象材料は、品目毎及び購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、別紙にとりまとめるものとする。
但し同一の品目で同一年月でも複数の単価がある場合は、区分するものとする。
- また、当該品目が同一月で複数の工種や機械で使用されている場合、監督官より工種や機械毎等の内訳を提出するよう要求があった場合など、追加資料が必要な場合がある。

各種資機材の材料証明書

[illegible]

様式-3-3

建設機械の貨物自動車等による運搬にかかる運搬金額計算総括表(提出資料)

建設機械名・規格		〇〇〇		機械搬入所在地		〇〇〇		現場所在地		〇〇〇		機械搬出場所		〇〇〇		
運搬車両				運賃												
機械名	規格 (t積)	運搬距離 (km)	積載重量 (t)	基本運賃	×	特大型	+	悪路	+	深夜早朝	+	冬期割増	+	地区割増・その他	=	合計
セミトレーラー	○	○	○		×		+		+		+			+	=	
					×		+		+		+			+	=	
					×		+		+		+			+	=	
					×		+		+		+			+	=	

重建設機械の分解、組立及び輸送にかかる運搬金額計算総括表(提出資料)

建設機械名・規格		〇〇〇		機械搬入所在地		〇〇〇		現場所在地		〇〇〇		機械搬出場所		〇〇〇		記載後
運搬車両				運賃												
機械名	規格	運搬距離	積載重量	基本運賃	×(	特大型	+	悪路	+	深夜早朝	+	冬期割増	)+	地区割増・その他	=	合計
	(t積)	(km)	(t)													
セミトレーラー	○	○	○		×		+		+		+		)+		=	
					×		+		+		+		)+		=	
					×		+		+		+		)+		=	
					×		+		+		+		)+		=	
					×		+		+		+		)+	合計往復	=	

仮設材(鋼矢板、H形鋼、覆工板等)の運搬にかかる運搬金額計算総括表(提出資料)

仮設材				〇〇〇			機械搬入所在地		〇〇〇		現場所在地			〇〇〇		機械搬出場所		〇〇〇		記載後
運搬車両				運賃																
機械名	規格 (t積)	運搬距離 (km)	台数 (台)		数量(t)	+	基本運賃 (t)	×(	深夜早朝	+	冬期割増	)+	その他	=	合計					
セミトレーラー	○	○	○	H鋼(12m以内)		+		×(		+		)+		=						
						+		×(		+		)+		=						
						+		×(		+		)+		=						
						+		×(		+		)+		=						
						+		×(		+		)+		=						

※本様式は、発注者から協議開始日に受注者に対象の品目、規格、数量等について通知する場合に必要な応じて使用

スライド変更等協議書

令和 年 月 日

〇〇建設 株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇

件 名 : 〇〇〇〇〇〇〇工事
工期又は履行期限 : 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

令和 年 月 日付けで請求のあった建設工事請負契約書第27条第5項の適用に基づく請負代金額の変更請求について別添のと通りの品目、規格、数量としたので協議します。
(また、本協議書の通知日をもって協議開始の日とします。(必要に応じて記載))

ス ラ イ ド 調 書

工 事 名	〇〇〇〇〇〇工事
請 負 代 金 額 (消 費 税 相 当 額 含 む)	
工 期	自) 令和 年 日 至) 令和 年 日
ス ラ イ ド 金 額 (S)	
うち取引に係る消費税及び 地 方 消 費 税 の 額	

〇〇〇〇〇〇工事に係る物価の変動に基づくスライド額計算書

①請負代金額 (消費税相当額含む)	
②既済部分出来高金額 (消費税相当額含む)	
③スライド対象請負金額(①－②) (消費税相当額含む)	
④(M変更鋼－M当初鋼) (消費税含む・落札率考慮)	
⑤(M変更油－M当初油) (消費税含む・落札率考慮)	
⑥(M変更材料－M当初材料) (消費税含む・落札率考慮)	

1)スライド額(S)
 $S = (M\text{変更鋼} - M\text{当初鋼}) + (M\text{変更油} - M\text{当初油}) + (M\text{変更材料} - M\text{当初材料}) - P \times 1/100$
 $= ④ + ⑤ + ⑥ - ③ \times 1 / 100 =$

M当初鋼, M当初油, M当初材料 = { $p_1 \times D_1 \times k_1 + p_2 \times D_2 \times k_2 + \cdots + p_m \times D_m \times k_m$ } $\times 110 / 100$

M変更鋼, M変更油, M変更材料 = { $p'_1 \times D_1 \times k_1 + p'_2 \times D_2 \times k_2 + \cdots + p'_m \times D_m \times k_m$ } $\times 110 / 100$

M変更鋼, M変更油, M変更材料 : 価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

M当初鋼, M当初油, M当初材料 : 価格変動前の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価
p' : 価格変動後における各対象材料の単価
D : 各対象材料について算定した対象数量
k : 落札率
P : 請負代金額

2)スライド金額(S') = スライド額S $\times 100 / 110 =$
(万円未満切り捨て)

3)消費税相当額=スライド額(S) $\times 0.1 =$

4)スライド額(S)=スライド額(S') + 消費税相当額

様式一6

令和 年 月 日

〇〇建設 株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇

建設工事請負契約書第27条第5項に基づく請負代金額の変更
について（協議）

令和〇年〇月〇日付けで請求のあった建設工事請負契約書第27条第5項に基づく請負代金額の変更について、同条第7項の規定に基づき、下記のとおり協議します。
なお、異存がなければ、承諾書を提出願います。

記

- 1 工 事 名 〇〇〇〇〇〇工事
- 2 スライド変更金 （増）¥〇, 〇〇〇, 〇〇〇. -
うち取引に係わる消費税及び地方消費税の額 ¥〇, 〇〇〇, 〇〇〇. -

スライド額が請負代金額の1%を超えない場合に限り本様式を使用する。

様式—6

令和 年 月 日

〇〇建設 株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇

〇〇〇〇〇〇〇工事における建設工事請負契約書第27条第5項
に基づく請負代金額の変更について（協議）

令和 年 月 日付けで請求のあった標記について、建設工事請負契約書第27条第7項に基づき、下記のとおり協議する。

記

- 1 工 事 名 〇〇〇〇〇〇〇工事
- 2 スライド変更金 スライドの適用が認められない
- 3 理 由 スライド額が請負代金額の1%を超えないため

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇 殿

〇〇建設 株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇

承 諾 書

令和〇年〇月〇日付けで協議のあった下記工事の建設工事請負契約書第27条第7項によるスライド協議変更額に異存ありませんので、承諾します。

記

- | | | |
|---|----------------------|--------------|
| 1 | 工 事 名 | 〇〇〇〇〇〇工事 |
| 2 | 請負代金の変更額 | (増) <u>¥</u> |
| | うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 | <u>¥</u> |

様式一7

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇 殿

受注者住所

会 社 名
代表者氏名

請 負 工 事 既 済 部 分 検 査 請 求 書

建設工事請負契約書第40条第2項により第〇回既済部分検査を請求します。

今回、請求する部分払いの範囲については、建設工事請負契約書第27条第5項の請求対象とすることを併せて要請します。

記

工 事 名	〇〇〇〇〇〇工事
工 期	自 令和〇〇年〇〇月〇〇日 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇建設 株式会社
代表取締役社長 殿

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇 殿

工事既済部分検査結果通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付請負工事既済部分検査請求書による〇〇〇〇〇〇工事について、確認を了したので、建設工事請負契約書第40条第3項に基づき通知する。

記

確 認 年 月 日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

既済部分出来高金額

¥ -

当該既済部分検査で確認した出来高は建設工事請負契約書第27条第5項の請求対象とする。

様式—8

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

証 明 書

令和 年 月 日付け〇〇〇〇(株)【受注者】あて提出した〇〇〇〇〇〇工事の見積書について、金額等の記載事項に間違いはありません。なお、見積金額は設計価格のため、取引価格としては〇〇,〇〇〇,〇〇〇円です。(を想定しておりました。)

見積書担当者連絡先
〇〇〇〇(株) 〇〇部 〇〇〇〇
連絡先：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

建設工事請負契約書第 27 条第 5 項（単品スライド条項）
運用マニュアル（建築工事、設備工事及び通信工事版）（案）

令和 6 年 7 月

防衛省整備計画局施設整備官

第1章 総論	1
1-1 建設工事請負契約書第27条（スライド条項）の考え方	1
1-1-1 スライド条項の趣旨	1
1-1-2 全体スライド条項、インフレスライド条項と単品スライド条項の関係	1
1-2 適用対象工事	2
1-3 対象品目	2
1-3-1 対象品目の選定の考え方	2
1-3-2 スライド額の算定の対象とする品目	3
1-3-3 変動額の確認	4
1-3-3-1 変動前の対象材料の単価	4
1-3-3-2 変動後の対象材料の単価	5
1-4 請負代金額の考え方	5
1-5 スライド額算定	6
1-5-1 スライド額算定の方法について	6
1-5-2 出来高部分払いを行った場合の対象数量について	9
1-6 全体スライド条項及びインフレスライド条項併用時の特例	10
1-7 その他	11
第2章 鋼材類	12
2-1 対象材料	12
2-1-1 対象材料の考え方	12
2-1-2 その他市場単価・土木工事標準単価の扱い等	12
2-2 対象数量	13
2-3 受注者への確認事項	14
2-4 単価（実勢価格の算定）	17
2-4-1 変動前の価格の決定方法	17
2-4-2 変動後の実勢価格の決定方法	17
2-4-3 変動後の実勢価格の算出方法	18
2-5 購入価格の評価方法	18
2-6 変動額の算定	18
2-7 計算例	19
第3章 燃料油	20
3-1 対象材料	20
3-2 対象数量	20
3-2-1 対象数量の考え方	20
3-2-2 対象数量の算定方法	21
3-2-3 その他	21
3-3 受注者への確認事項	21
3-4 単価（実勢価格の算定）	22
3-4-1 変動前の価格の決定方法	22
3-4-2 変動後の実勢価格の決定方法	23
3-4-3 変動後の実勢価格の算出方法	23
3-5 購入価格の評価方法	24
3-6 変動額の算定	24
3-7 算出例	24

3-7-1	各種資材の運搬に係る燃料油の算出方法	・ ・ ・ ・ ・ 24
3-7-2	機械運搬に係る燃料油の算出方法	・ ・ ・ ・ ・ 25
3-7-3	計算事例	・ ・ ・ ・ ・ 29
第4章	その他の主要な工事材料	・ ・ ・ ・ ・ 30
4-1	対象材料	・ ・ ・ ・ ・ 30
4-1-1	対象材料の考え方	・ ・ ・ ・ ・ 30
4-1-2	その他市場単価・土木工事標準単価の扱い等	・ ・ ・ ・ ・ 31
4-2	対象数量（営繕工事以外）	・ ・ ・ ・ ・ 32
4-3	対象数量（営繕工事）	・ ・ ・ ・ ・ 33
4-4	受注者への確認事項	・ ・ ・ ・ ・ 34
4-5	単価（実勢価格の算定）	・ ・ ・ ・ ・ 35
4-4-1	変動前の価格の決定方法	・ ・ ・ ・ ・ 35
4-4-2	変動後の実勢価格の決定方法	・ ・ ・ ・ ・ 35
4-5	購入価格の評価方法	・ ・ ・ ・ ・ 35
4-6	変動額の算定	・ ・ ・ ・ ・ 35
第5章	請求等手続き及び提出様式	・ ・ ・ ・ ・ 36
5-1	請求時期	・ ・ ・ ・ ・ 36
5-2	協議の手続き	・ ・ ・ ・ ・ 36
5-3	既済部分検査	・ ・ ・ ・ ・ 38
5-4	部分引き渡しにかかる指定部分の取り扱い	・ ・ ・ ・ ・ 38
第6章	その他留意事項	・ ・ ・ ・ ・ 38
(参考資料)		
	単品スライド条項にかかる実施フロー及び様式	・ ・ ・ ・ ・ 39

第1章 総論

1-1 建設工事請負契約書第27条（スライド条項）の考え方

1-1-1 スライド条項の趣旨

- ・受注者と発注者とは対等との考えのもと、片務性を解消するため、受注者のみに合理的な範囲を超える価格の変動を負担させないことが基本的な考え方である。

- ・建設工事は、工期が長期にわたるため、その間の事情の変更に左右されることもあるが、通常合理的な範囲内の価格の変動は契約当初から予見可能なものであるとして請負代金額を変更する必要はないというのが基本的な考え方である。しかし、通常合理的な範囲を超える価格の変動については、契約当事者の一方のみにその負担を負わせることは適当でなく、発注者と受注者で負担を分担すべきものであるとの考え方の下、建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第27条が規定されているものである。

1-1-2 全体スライド条項、インフレスライド条項と単品スライド条項の関係

- ・全体スライド条項は、請負契約後12ヶ月を経過した後に賃金水準や物価水準が変動した場合、インフレスライド条項は、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションといった短期的で急激な変動が生じた場合の中間修正的な変更であるのに対し、単品スライド条項は特別な要因により特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の精算的な変更である。
- ・全体スライド条項は、請負契約後12ヶ月を経過した後に賃金水準や物価水準が変動した場合、インフレスライド条項は、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションといった短期的で急激な変動が生じた場合の中間修正的な変更であり、直接工事費の変更に連動して諸経費等の変更を含むものである。
- ・一方、単品スライド条項は、特別な要因により特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の精算的な変更である。すなわち、対象となる材料価格の変動のみが請負代金額変更の要素となるものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。
- ・また、単品スライド条項は企業の規模を問わずあらゆる工事を対象とするものであることから、受注者の負担割合は契約書第31条の「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益までは損なわれないよう定められた「請負代金額の1%」を採用したものである。

なお、全体スライド条項は、12ヶ月以上の長期間にわたる工事を対象とする規定であり、比較的大きい建設業者が受注していることが前提になっていることから、受注者の負担すべき割合を「請負代金額における残工事費の1.5%」としている。また、インフレスライド条項は、単品スライド条項と同様に、受注者の負担割合は契約書の第31条の「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益までは損なわれないように定められた「請負代金額における残工事費の1%」を採用したものである。

1-2 適用対象工事

- ・残工期が2ヶ月以上ある全ての工事を対象とする。
- ・単品スライド条項の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む）が2ヶ月以上ある場合に限り、行うことができる。

（参考）全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い

項目		全体スライド（第1～4項）	単品スライド（第5項）	インフレスライド（第6項）
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 （比較的大規模な長期工事）	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な賃金水準等の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後、基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材（鋼材類、燃料油、その他主要な工事材料）	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% （但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし）	残工事費の1.0% （31条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え）
	再スライド	可能 （全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能）	なし （部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない）	可能

1-3 対象品目

1-3-1 対象品目の選定の考え方

- ・対象品目は、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料とする。
- ・各対象品目の対象材料については、受注者から請求があった材料の中から受発注者間で協議の上決定とする。
- ・契約書の第27条第5項に、「主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったとき」とされていることから、公共工事において使用している頻度の高い主要な材料を対象とする。
- ・これは、通常合理的な範囲を超える価格の変動分を、受注者のみの負担とするのは適切ではないという考え方のもと、単品スライド条項の趣旨を適切に踏まえたことによるものであり、価格変動がある材料全てが単品スライド条項の適用対象とはならない点に留意が必要である。
- ・なお、対象となる材料については、受注者から請求があった材料の中から受発注者間で協議の上決定するものであり、請求のない材料まで対象とする趣旨ではないことにも留意が必要である。

- ・異形鉄筋やH形鋼等の鋼材類や生コンクリート等の構造躯体を構成する材料をはじめ、内外装仕上材類、設備機器類、外構材類等と非常に多品目の材料が使用されており、その使用量も異形鉄筋等の大量に使用される材料から少量のみ使用される材料もあり、非常に多岐にわたる。また、建築工事と設備工事、新築工事と改修工事、外装改修と内装改修の違い等、工事内容の相違により使用される主要な工事材料の構成も工事毎に大きく異なる。
- ・以下に、使用される主要な工事材料と品目分類を例示する。

工種	区分	品目	工事材料
建築工事	鋼材類	鋼材類	異形鉄筋、H形鋼、鋼板、鋼矢板、スクラップ 等
	燃料油	燃料油	軽油、ガソリン 等
	その他の主要な工事材料	コンクリート類	生コンクリート、セメント、ブロック等コンクリート二次製品 等
		木材類	合板(型枠用合板含む)、木材 等
		アスファルト類	アスファルト防水材、アスファルト合材 等
		鋼製建具類	鋼製建具、鋼製軽量建具、ステンレス製建具、シャッター 等
		非鋼製建具類	アルミ製建具 等
		合成樹脂系材類	ビニル床タイル、ビニル床シート、ビニル幅木 等
		ボード類	せっこうボード、ロックウール吸音板、ケイ酸カルシウム板 等
		鋼製金物類	外装鋼板パネル、鋼製(ステンレス)手すり、軽量鉄骨下地 等
		非鋼製金物類	外装アルミパネル、アルミ製手すり、アルミ笠木 等

工種	区分	品目	工事材料
電気設備工事	鋼材類	鋼材類	金属管、鋼管、ケーブルラック等
	燃料油	燃料油	軽油、ガソリン 等
	その他の主要な工事材料	機器類	照明器具、変圧器、発電装置、映像・音響装置 等
		盤類	分電盤、制御盤、キュービクル式配電盤、端子盤 等
		電線・ケーブル類	絶縁電線、電力ケーブル、通信ケーブル 等
		合成樹脂系材類	PF管、CD管、硬質ビニル管 等

工種	区分	品目	工事材料
機械設備工事	鋼材類	鋼材類	鋼管、弁類、ダクト(高圧)、ダンパー 等
	燃料油	燃料油	軽油、ガソリン 等
	その他の主要な工事材料	機器類	冷凍機、空気調和機、ポンプ、タンク、ヘッダー 等
		管材類(非鋼材)	鋼管、塩化ビニル管 等
		保温類	保温材、保冷材、防露材 等
		ダクト付属品	制気口、排煙口 等
		衛生器具類	衛生陶器、衛生器具ユニット、浴槽ユニット 等
		コンクリート類	枕類 等

1-3-2 スライド額の算定の対象とする品目

- ・各工事においてスライド額の算定の対象となるのは、品目毎の変動額（増額分又は減額分）が請負代金額の1%を超える品目とする。
- ・個々の工事において、工事の総額に及ぼす影響が現に大きいことが必要条件となり、品目毎の変動額が請負代金額の1%を超える場合について、その品目をスライド額の適用対象とする。
- ・つまり、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料の変動額の合計額が請負代金額の1%を超えるものを適用対象とするのではなく、鋼材類を例にとれば、その変動額だけで請負代金額の1%を超えている場合には鋼材類が適用対象材料になるという趣旨である。
- ・なお、「品目毎」とは、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料で区分し、具体的な品目の分類は1-3-1によるものとする。

1-3-3 変動額の確認

1-3-3-1 変動前の対象材料の単価

・変動前の価格を算出するための単価は、原則として設計時点における単価とする。

設計時点における単価は、積算価格を算出する際に用いた単価とする。積算価格を算出する際の単価とは、積算価格内訳書に記載された材料単価及び記載された単価に含まれる材料単価をいう。積算価格を算出する際の単価を、材料単価の視点から分類すると以下のとおり。

・材料単価

工事において使用する材料や機器類等に対応する単価。物価資料の掲載価格や製造業者からの見積り等を参考にその材料単価が決定される。積算価格内訳書における本単価を設計時点における単価とする。

・「材料費＋労務費等」単価

単位施工当たりが必要となる材料費や労務費等が一括して含まれた単価。一般的には、「公共建築工事標準単価積算基準」による標準歩掛りに基づく複合単価や物価資料に掲載される市場単価が該当する。設計時点における単価は以下のとおりとする。

・標準歩掛りに基づく複合単価

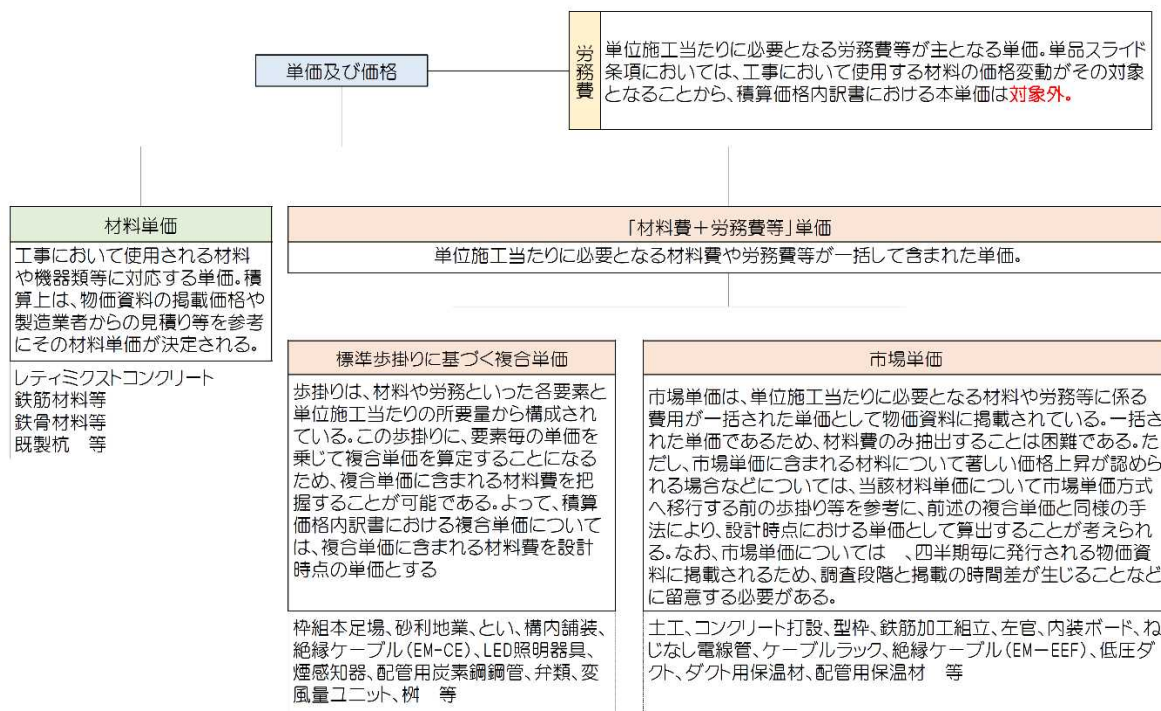
歩掛りは、材料や労務といった各要素と単位施工当たりの所要量から構成されている。この歩掛りに、要素毎の単価を乗じて複合単価を算定することになるため、複合単価に含まれる材料費を把握することが可能である。

・市場単価

市場単価は、単位施工当たりが必要となる材料や労務等に係る費用が一括された単価として物価資料に掲載されている。一括された単価であるため、材料費のみ、抽出することは困難である。当該材料単価について市場単価方式へ移行する前の歩掛り等を参考に、前述の複合単価と同様の手法により、設計時点における単価として算出することが考えられる。なお、市場単価については、四半期毎に発行される物価資料に掲載されるため、調査段階と掲載の時間差が生じることなどに留意する必要がある。

・労務費

単位施工当たりが必要となる労務費等が主となる単価。単品スライド条項においては、工事において使用する材料の価格変動がその対象となることから、積算価格内訳書における本単価は対象外。



1-3-3-2 変動後の対象材料の単価

- ・変動後の価格を算出するための単価は、原則として設計時点の単価と同一の手法に基づく単価とする。詳細は、2-4-2、3-4-2、4-4-2によるものとし、対象材料の購入日や購入回数等を加味した単価とする。

1-4 請負代金額の考え方

- ・請負代金の部分払をした工事における「請負代金額」は、当該工事の請負代金額から当該部分払の対象となった出来高部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来高部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。
- ・出来高として既に部分払いを行った部分については、特段の条件がない限り、発注者と受注者との間で数量及び金額について合意を完了しているものであることから、単品スライド条項の請求対象となる工事においても、その部分まで遡って単品スライド条項を適用できないことになりはしない。
- ・ただし、通常は、対象材料の価格の変動により請負代金額が不適当となることが判明する時点、すなわち、工事がかかなり進捗した時点で単品スライド条項の適用請求を行うこととなるのが一般的であるため、単品スライド条項の適用請求までの間に部分払いが行われることもあり得る。このような場合に対処するため、今後部分払いを行う際には、発注者又は受注者の要請に基づき、部分払いを行う部分についても今後の単品スライド条項の請求対象とすることができるとしている。（第5章 請求等手続き及び提出様式によるものとする。）
- ・また、指定部分引渡しを行う部分についてはその部分に係る精算を完了させる必要があることから、その部分のみを一つの工事として扱い単品スライド条項を適用することとなる。その際の請負代金額は指定部分引渡しを行う部分に係る請負代金額となるが、部分払いを既に行っている出来高部分（特段の規定を設けたものを除く）が請求対象外となるのは、通常の工事と同様である。
- ・このような考え方は、請負代金額だけでなく、スライド額の算定の対象とする数量についても適用される。

1-5 スライド額算定

1-5-1 スライド額算定の方法について

- ・「スライド額」とは、材料価格の変動に伴う変動額のうち、請負代金額の1%を超える額とする。
- ・それぞれの品目毎の変動後の金額は、実勢価格に基づき算出した額と実際の購入金額とのどちらか低い方とする。ただし、受注者が実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合にあっては、実際の購入金額が実勢価格に基づき算出した額よりも高い場合でも、実際の購入金額とする。

① スライド額算定式（実勢価格）

- ・1-3により対象となった鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料のそれぞれの品目毎の請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、主要な工事材料に該当する各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S_{\text{増額}}^{\ast} = (M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{材料}}^{\text{変更}} - M_{\text{材料}}^{\text{当初}}) - P \times 1/100$$

$$S_{\text{減額}}^{\ast} = (M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{材料}}^{\text{変更}} - M_{\text{材料}}^{\text{当初}}) + P \times 1/100$$

※税抜き額を万円未満切り捨てとする

$$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}, M_{\text{材料}}^{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times (100 + \text{消費税及び地方消費税とを合わせた税率}) / 100$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}, M_{\text{材料}}^{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times (100 + \text{消費税及び地方消費税とを合わせた税率}) / 100$$

$S_{\text{増額}}$: スライド額（増額変更の場合）

$S_{\text{減額}}$: スライド額（減額変更の場合）

$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}, M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$: 価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}, M_{\text{材料}}^{\text{当初}}$: 価格変動前の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

p : 2-4、3-4、4-4の規定に基づき算定した設計時点における鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料に該当する各材料の単価

p' : 2-4、3-4、4-4の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料に該当する各材料の実勢価格

D : 2-2、3-2、4-2の規定に基づき鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料に該当する各材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 請負代金額

（増額変更の場合の計算例）

計算例 1		請負代金額：220,000,000		1%相当額：2,200,000	
各品目	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	1,000,000	1,200,000	200,000	×
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	1,500,000	1,800,000	300,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,500,000	2,500,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,900,000	2,900,000	
スライド額 S = 2,900,000 - 2,200,000 = 700,000					

注）価格は税込み

計算例 2		請負代金額：110,000,000		1%相当額：1,100,000	
各品目	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	5,000,000	6,500,000	1,500,000	○
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	5,500,000	7,100,000	1,600,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,000,000	2,000,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,400,000	2,400,000	
スライド額 S = 1,600,000 + 2,400,000 - 1,100,000 = 2,900,000					

注) 価格は税込み

※対象となる品目の考え方は1－3－2 スライド額の算定の対象とする品目による。

② 実際の購入金額が $M_{鋼}^{変更}$ 、 $M_{油}^{変更}$ 又は $M_{材料}^{変更}$ を下回る場合について

- 受注者が、2－5、3－5、4－5の規定に基づき、各対象材料を実際に購入した際の代金額を品目毎に合計した金額（消費税等相当額を含む。）を算定し、これら実際の購入金額が $M_{鋼}^{変更}$ 、 $M_{油}^{変更}$ 又は $M_{材料}^{変更}$ を下回る場合にあつては、上記①のスライド額算定式の規定にかかわらず、 $M_{鋼}^{変更}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、 $M_{油}^{変更}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、 $M_{材料}^{変更}$ に代えて受注者のその他の主要な工事材料の実際の購入金額を用いて、上記①のスライド額算定式によりスライド額を算定する。
- なお、実際の購入金額が採用される場合に落札率を乗じないのは、既に落札率が乗じられた請負代金額の範囲内で受注者が購入したものにまで落札率を乗じるのは適当ではないとの考えによるものである。

③ 実際の購入金額が $M_{鋼}^{変更}$ 、 $M_{油}^{変更}$ 又は $M_{材料}^{変更}$ を上回る場合について

- 受注者が鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料について、実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合にあつては、実際の購入金額が $M_{鋼}^{変更}$ 、 $M_{油}^{変更}$ 又は $M_{材料}^{変更}$ を上回る場合であっても、上記①のスライド額算定式の規定にかかわらず、 $M_{鋼}^{変更}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、 $M_{油}^{変更}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、 $M_{材料}^{変更}$ に代えて受注者のその他の主要な工事材料の実際の購入金額を用いて、上記①のスライド額算定式によりスライド額を算定する。その際、 $M_{鋼}^{当初}$ に代えて受注者の鋼材類の当初想定した金額を、 $M_{油}^{当初}$ に代えて受注者の燃料油の当初想定した金額を、 $M_{材料}^{当初}$ に代えて受注者のその他主要な工事材料の当初想定した金額を用いるものとする。
- 受注者の当初想定した金額とは、入札時に想定していた金額を示し、証明書類として③2)に示された書類を提出するものとする。ただし、本マニュアルP13（大幅に乖離している場合の確認時の留意事項）により、追加提出を求める場合、提出された「①当初取り交わした書面」に示された金額を入札時に想定していた金額として取り扱う。なお、提出された想定金額が設計時点における金額より安価の場合は、設計時点における金額を適用するものとする。
- なお、実際の購入金額が採用される場合に落札率を乗じないのは、上記②と同様である。
- この場合におけるスライド額算定の手順は以下のとおりとする。

（参考フローは別紙－1 参照）

1) 受注者からの申し出

- 受注者は実際の購入金額により価格変動後の金額を算定することを希望する場合は、対象品目及び対象材料を発注者に申し出るものとする。その際、受注者は対象材料毎に実際の購入金額の単価が実勢価格の単価（落札率を考慮）を上回ることを確認するものとする。
- 受注者から申し出があった場合、発注者は対象材料の当該地域における価格上昇の状況やその原因等について受注者から情報提供を求めるものとする。

2) 実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類

- ・実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類は、購入実績を証明する書類に加え、原則として、当該地域での市場取引価格が確認できる2社以上の見積りとする。その際、実際の購入先の見積りは含まないものとする。
- ・受注者の当初想定した金額を確認するための資料は下記による。
 - 想定した金額が確認出来る契約書等（当初金額算定時に契約を行っていない場合は、見積書とする。なお、見積書を提出する場合は、様式－8の証明書を添付する。）
 - 当初想定した金額が確認出来る契約書等（見積書）の提出が困難な場合は、実際の購入金額が確認出来る書類が提出されていても、実勢価格にて価格変動後の金額を算定するものとする。

＜実際の購入金額の見積りの留意事項＞

- ・見積りの提出は、工期内の代表的な月（1ヶ月以上）とし、工事全期間の提出は要しない。
- ・見積りの有効期間は、実際の購入金額の単価と比較するため、実際に「現場に搬入された月もしくは購入した月」を含むものとする。
- ・見積りは取引価格による金額として提出を要請する。
- ・設計価格として提出された見積書については、市中における取引状況等（実勢価格帯）の確認のため、様式－8の証明書を提出する。（設計価格とは、「公表価格」又は「希望小売価格」をいう。）
- ・地域条件や工事材料の性質等で購入先以外から見積りを徴することができない場合や、購入先を含まない見積りが1社となる場合は、メタサーチサイト等により、当該材料の取扱業者等の所在地により近隣で対応可能な業者が限られることを確認したうえで、実際の購入先への注文時の見積りも含めるものとする。
（「近隣」については、生コンクリートを例にすると、日平均気温が25度以上の場合は運搬時間が1時間半以内の地域とする等、工事材料の性質に応じて設定する。）

3) 価格変動後の金額の算定

＜第1段階＞

- ・受注者から提出された見積りから地域の材料価格の傾向と実際の購入金額での検討を行うことの妥当性を確認する。
- ・具体的には、受注者から提出された見積書（対象材料毎に実際の購入金額の単価）と2社以上の見積り単価を比較し、実際の購入金額が最も安価であることを確認する。
- ・確認にあたっては、材料が現場に搬入された月もしくは材料を購入した月のうち、代表的な月（1ヶ月以上）の単価で確認する。
- ・第1段階において、実際の購入金額が最も安価であることを確認した材料は第2段階に移行する。実際の購入金額が最も安価とならない材料については、実勢価格にて価格変動後の金額を算定するものとする。

＜第2段階＞

- ・材料毎に工事全体期間を対象に実際の購入金額の単価と実勢価格の単価（落札率を考慮）を比較して実際の購入金額の妥当性を確認する。
- ・妥当性の目安は、実勢価格の単価（落札率を考慮）＋30%とする。
（確認時の留意事項）
 - ・複数の月に現場へ搬入・購入した場合の実勢価格の単価（落札率を考慮）は、各搬入月の単価を搬入・購入月毎の搬入数量で加重平均した単価とする。実際の購入金額の単価についても同様に購入単価を搬入・購入月毎の搬入数量で加重平均した単価とする。
 - ・実勢価格の単価は以下のとおりとする。
 - ・鋼材類：「現場に搬入された月」の物価資料の価格（落札率を考慮）

- ・燃料油：「購入した月の翌月」の物価資料の価格（落札率を考慮）
- ・その他主要な工事材料：鋼材類に準じるものとするが、燃料油のように契約と購入がほとんど同時期に行われる材料については燃料油に準じる
- ・実際の購入金額の単価が、実勢価格の単価（落札率を考慮）＋３０％以内である場合は、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致していると判断し、実際の購入金額にて価格変動後の金額を算定するものとする。
- ・なお、実勢価格の単価（落札率考慮）の＋３０％は発注者として妥当性を確認するためのものであり、＋３０％を超えても妥当性が確認されれば採用可能とし、受注者から提出された証明書類の金額が実勢価格に対し大幅に乖離している場合は、発注者は特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認する。

（大幅に乖離している場合の確認時の留意事項）

- ・建築工事、設備工事及び通信工事においては、見積書は設計価格として提出されることが多く、官側が取引価格の実態を把握して、取引価格が適正かどうかを判断することは困難な状況である。よって、実勢価格に対して大幅に乖離している場合の確認において、単品スライドは資材の急激な高騰を受けた精算的な変更の趣旨から、下請側（納入メーカー）の請求に基づいた価格上昇分の費用が、関係法令に基づいた元請と下請の契約書類において、明確に確認できることを判断の基準とするものとする。

追加提出を求める書類

【建設業法の下請契約に基づく場合】

- ・建設業法第１９条に基づく場合
 - ① 当初取り交わした書面（見積書は不可）
 - ② 急激な資材価格の高騰を受け変更を行った際の書面
※書面に示された請負代金の額が確認できる明細を合わせて添付するものとする。
※②の書面について、契約書等の提出が困難な場合は、見積書を提出する。見積書の場合は、様式－８の証明書を提出する。

【下請代金支払遅延等防止法に基づく契約の場合】

- ・下請代金支払遅延等防止法第３条に基づく書面
 - ① 当初取り交わした書面
 - ② 急激な資材価格の高騰を受け変更を行った際の書面
- ・発注者による確認の結果、証明書類の金額の妥当性を確認できない場合は、実勢価格によりスライド変動額を算定するものとする。
- ・追加提出された証明書類を発注者にて確認した結果、証明書類の金額の妥当性を確認できない場合は、実勢価格によりスライド変動額を算定するものとする。

４） 減額変更の場合

- ・発注者が減額変更を請求した場合で発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときも同様の取り扱いとする。

１－５－２ 出来高部分払いを行った場合の対象数量について

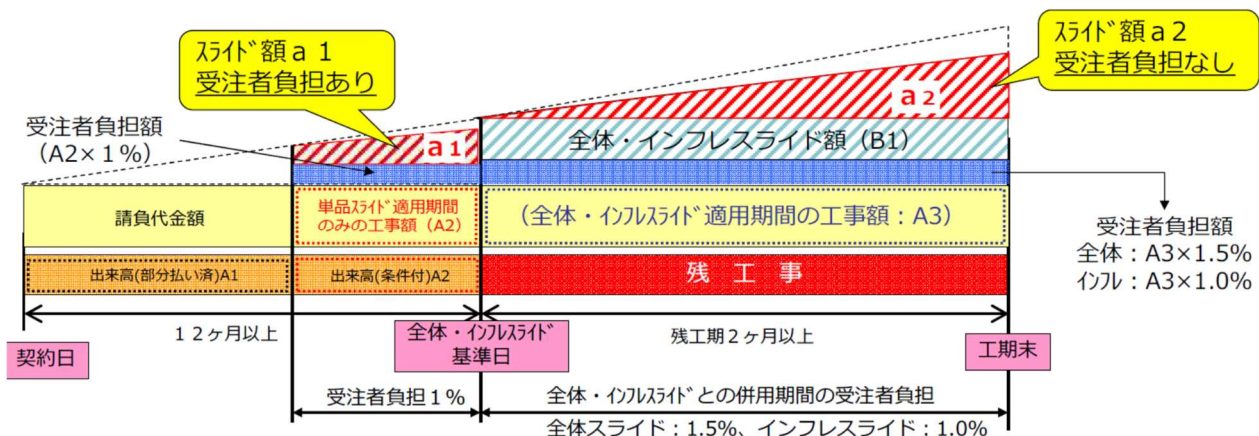
- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を対象数量とする。 |
|--|
- ・出来高部分に係る数量の算出方法は、次のいずれかとする。
 - ① 出来高部分について再積算を実施して出来高に該当する金額を算出した資料より、出来高部分に該当する数量を算出。
 - ② 部分払い対象となった請負代金額相当額※と請負代金額との割合に、対象数量を乗じることと概算的に数量を算出。
※部分払い時の支払い額は、出来高に該当する請負代金額相当額の９割以下とされており、「部分払い時の支払額＝部分払い対象となった請負代金額相当額」ではないので注意すること。

1-6 全体スライド条項及びインフレスライド条項併用時の特例

- 全体スライド条項及びインフレスライド条項のみによるスライド額を算定の上で、その対象とはならない価格上昇を単品スライド条項で反映することは可能。
 - 全体スライド条項及びインフレスライド条項と単品スライド条項とを併用した期間においては、単品スライド条項の変動前の単価は全体スライド条項及びインフレスライド条項の適用日の単価を用いるものとし、単品スライド条項に係る受注者負担は求めない。
 - 単品スライド条項の発動の可否を判断するために1%を乗じる請負代金額には、全体スライド条項及びインフレスライド条項のスライド額を含む。
- 全体スライド条項及びインフレスライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まず全体スライド条項及びインフレスライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。その上で、全体スライド条項及びインフレスライド条項との重複を防止するため、全体スライド条項及びインフレスライド条項の対象とした数量については、変動前の単価を全体スライド条項及びインフレスライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。
- また、全体スライド条項及びインフレスライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単独で考えれば、前者においては請負代金額における残工事費の1.5%もしくは1%、後者においては請負代金額の1%、それぞれで受注者の負担が生じることとなる。両スライドのルールをそのままそれぞれ適用した場合には、受注者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大なものとなる。
- このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間においては当該期間の工事費の1%を受注者の負担とするが、全体スライド条項及びインフレスライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、全体スライド条項及びインフレスライド条項の適用により受注者が負担する請負代金額における残工事費の1.5%もしくは1%をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方にに基づき、単品スライド条項に係る1%分の負担を求めないこととした。
- (全体スライド時には1.5%の受注者負担、インフレスライド時には1%の受注者負担を適用し、単品スライドでは受注者負担を考慮しない)
- ただし、1-4で述べたように、単品スライド条項に係る請負代金額は基本的には最終的な請負代金額であるため、単品スライドの適用可否を判断するために1%を乗じる請負代金額は、全体スライド条項及びインフレスライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価とする。

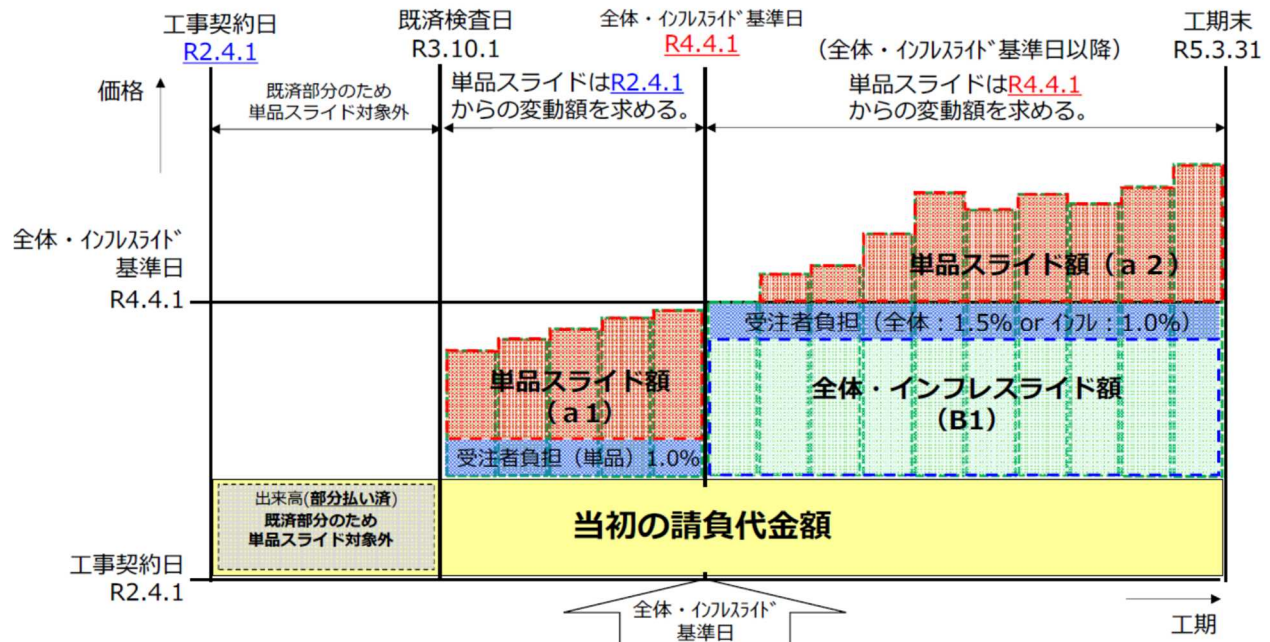
全体・インフレスライドと単品スライドの併用（請負代金額・受注者負担の例）

(全体イメージ)



注) 1－4のとおり、単品スライド条項の請負代金額は、最終的な全体工事費から、部分払いを行った出来高部分や部分引き渡しを行った部分を除いたもの。

(補足：単品スライド額の対象イメージ)



注) 全体もしくはインフレーションスライドと併用する場合は、全体もしくはインフレーションスライドに基づく設計変更契約を先に行う。また、変動額算定に用いる当初設計時点の実勢価格は、全体もしくはインフレーションスライドの基準日の単価を用いる。

1－7 その他

・情報公開の取り扱いについて

- ・単品スライドの証明資料について開示請求があった場合には、受注者から提出された資料も開示対象とする。
- ・なお、開示・不開示の判断については受注者の意向を確認すること。

第2章 鋼材類

2-1 対象材料

2-1-1 対象材料の考え方

- ・ H形鋼、異形鉄筋、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼二次製品、配管用鋼管等、鋼材を主材料として構成されている材料及び鋼材スクラップを対象とする。（1-3-1 参照）
- ・ ただし、鋼材類を構成材料の一部とする製品（鋼製建具やコンクリート二次製品）等や、価格変動の要因が鋼材とは異なる非鉄金属材料は、品目としての鋼材類には含めない。（1-3-1 参照）

- ・ 鉄鉱石や石炭等の原材料の高騰を要因として、鋼材の価格が短期間で急激に変動することがあり得ることから、鋼材を主材料として構成されている材料を対象としたものであり、具体的には、いわゆる鋼材類（H形鋼、異形鉄筋、厚板、鋼矢板、鋼管杭等）の他、鉄鋼二次製品、配管用鋼管、スクラップ等を対象とする。
- ・ しかしながら、鋼材類を一部に含むコンクリート二次製品等については、その中に含まれる鋼材類に係る部分のみを分離して価格を算出することが困難であることから、対象材料とはしない。ただし、設計図面に配筋図等が明記されているなど、その必要数量が明らかになっており、かつ、単価・購入価格、購入先及び搬入時期が証明されること等により変動額の妥当性が客観的に評価できれば、対象材料となる可能性が排除されるものではない。
- ・ なお、非鉄金属（アルミニウム、鉛、金、銀、銅、ニッケル等）は価格変動の要因が鋼材のそれとは異なることもあり、単品スライドの対象とする場合は鋼材類には含まず、「その他の主要な工事材料」として整理するものとする。
- ・ 1-3-1 の分類について、疑義がある場合は、受発注者間で協議の上決定する。

2-1-2 その他市場単価の扱い等

① 市場単価

- ・ 鋼材類に関係する市場単価は、下表のとおりである。

- ・ 下表「取扱い」欄が①の市場単価については、施工手間のみの市場単価のため、単品スライド条項との関連はない。
- ・ 下表「取扱い」欄が②の市場単価については、単位施工当たりが必要となる材料や労務等に係る費用が一括された単価として物価資料に掲載されている。一括された単価であるため、材料費のみ、抽出することは困難である。ただし、設計図書により材料仕様や鋼材仕様数量等が明確に把握できる場合は、その材料数量については対象とすることができる。この場合、市場単価に代えてその材料の実勢価格を変動前、変動後の価格として変動額を算出するものとする。なお、購入価格、購入先及び購入時期が証明されることが必要であるのは、市場単価以外の場合と同様である。

工種	市場単価工種	工事材料	規格	取扱い
建築工事	鉄筋工事	鉄筋加工・組立、鉄筋圧接	鉄筋加工・組立、鉄筋圧接	①
電気設備工事 通信設備工事	配管工事	鋼材類	ねじなし電線管、ケーブルラック、位置ボックス、ブルボックス、2種金属線ぴ	②
機械設備工事	ダクト設備工事	鋼材類	ダクト（低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンバー類）	②

② 賃料・損料（リース料金）等の取り扱い

- ・鋼材類の賃料・損料についても対象とすることができる。

- ・リース契約の鋼材類についても、同一要因による鋼材の価格上昇に伴って、リース料や不足弁償金の上昇があり得ることから、購入する場合と同様に対象とすることとする。なお、一度リース契約を結んだものは契約途中でその価格が変更されることはないため、当該材料のリースを始めた月の価格とする。また、複数の月でリースを開始している場合は、他の材料と同様にその数量に応じて加重平均することにより算出した単価に対象数量を乗じることなど、当初及び変更後の価格の設定については注意が必要である。

2-2 対象数量

- ・対象数量は、原則として発注者の積算価格内訳明細書の数量を対象とする。積算価格内訳明細書の異形鉄筋やH形鋼等の数量については、加工によるロス等を加味した所要数量となっているが、当該数量を対象数量とする。なお、この場合においては、同一科目内に計上されている「スクラップ」についても適切に処理する。

① 積算価格内訳明細書に数量の記載がある場合の取扱い

- ・対象数量について、受注者が購入価格、購入先及び購入時期について、証明できない場合は、当該材料はスライドの対象としない。
- ・積算価格内訳明細書の異形鉄筋やH形鋼等の数量については、加工によるロス等を加味した所要数量となっているが、当該数量を対象数量とする。
- ・なお、積算上、異形鉄筋等については、ロス分を含む所要数量で材料費を計上し、ロス分を除いた設計数量で加工・組立費用を計上している。鋼材と同一科目内に計上されている「スクラップ」については、所要数量から設計数量を差し引いた差分の一部をスクラップとして売却する費用となっている。異形鉄筋数量については、所要数量を対象数量とすることを原則としていることから、スクラップも対象材料として売却金額の上昇分を計算に含めることにより、変動額を適切に設定することが必要である。よって、発注者は受注者に対してスクラップについても対象材料とするよう申し入れるものとする。協議が成立しない場合は、対象数量の設定方法の見直し（例えば、ロス率が見込まれる所要数量を、ロス率を見込まない設計数量とする等）や、スクラップを対象材料として単価の適切な設定（スクラップの単価は、実勢価格の工期の平均値と、受注者が当該工事に該当するとして一部提出したスクラップの売却単価の最大値との高い方の値）などの措置を講じる。

② 積算価格内訳明細書に一式で計上されている数量の取扱い

- ・積算価格内訳明細書に一式で計上されている仮設工事などを対象とする。仮設工事などについて受注者からの請求があった場合は、積算価格内訳明細書の数量を対象数量とすることを基本とする。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量<設計図書の数量	→ 当該材料は対象材料とならない
積算価格内訳明細書の数量<証明数量	→ 対象材料。対象数量は積算価格内訳明細書の数量

注) 証明数量：受注者から証明された数量

③ 減額変更する場合の取り扱い

- ・減額変更する場合において、発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定する場合は、発注者の積算価格内訳明細書の数量を対象数量とする。

- ・発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときの数量の取り扱いは上記①、②に準じるものとするが、証明数量が積算価格内訳明細書の数量を下回る場合（証明数量＜積算価格内訳明細書の数量）は、発注者の積算価格内訳明細書の数量を対象数量とする。

④ その他

- ・既済部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いたものを対象数量とする。
- ・積算価格内訳明細書の数量に含まれる鋼材スクラップの売却益（マイナス控除額）については、対象品目に合わせて単品スライドの対象として取り扱うものとする。なお、鋼材スクラップの売却益については検収が困難であることから、実勢価格での算定を基本とし、実際の売却額とはしない。

2-3 受注者への確認事項

- ・鋼材類は、材料の取引形態に照らし対象数量全量の搬入等の時期、購入先、単価・購入価格を確認することが可能であるため、それが証明できる納品書、請求書、領収書の提出を受注者に求めること。
- ・増額変更において、必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、その材料は単品スライド条項の対象材料としない。
- ・減額変更において、異議申し立てがない場合や、異議申し立てがあり必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。
- ・ただし、鋼材類を実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。

① 基本事項

- ・単品スライド条項は、対象とする材料が当初の想定と比べ、実際に購入した時期に著しく価格が変動したために請負代金額の変更をしようとするものであるため、この条項に基づくスライド額の算定に当たっては、実際の購入時期や購入価格が受注者より証明されることが前提となる。
- ・このため、材料の取引形態に照らし数量、価格等の入手実態が明確な鋼材類については、対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格を証明する書類として、納品書、請求書、領収書の全てを提出してもらい、購入実態を的確に把握することが必要である。（ミルシートは鋼材類の品質を証明する書類であり、当該工事で購入した材料の数量等を証明できない場合があるが、当該工事の数量、納品時期が証明できる場合は、納品書に替えることができる。）
- ・下請企業等が購入している場合は、その企業の書類（納品書、請求書、領収書）で問題ない、施工体制台帳等で当該企業がその工事に従事していることを別途確認すること。
- ・必要な証明書類が提出されない場合や提出された書類の信憑性がない場合など、現場への搬入時期等を確認できない材料は単品スライド条項の対象材料としない。これは、品目毎に実勢価格を用いて算出した変動後の価格と実際の購入価格のどちらか安い方の金額を採用することとしているが（1-5-1 参照）、鋼材については購入価格と数量を証明することが可能であるため、実際の購入価格が安い場合でも書類の提出を義務づけることによって、スライド額が実際よりも高いものとなることを回避する意味がある。ここでいう材料とは規格毎の材料という意味であり、搬入時期等を確認できない材料があったとしても規格が異なる他の材料まで単品スライド条項の対象材料としないという趣旨ではない。
- ・ただし、例えばメーカー等から鋼材類を購入する際に購入先との基本契約で購入価格を漏洩しない旨を契約条項として設定している場合など、実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、購入先や単価等の証明書類を省略し、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。

る。この場合、実際に購入した際の単価は、搬入等した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入等した場合にあっては、搬入した月毎の実勢価格を搬入した月毎の搬入数量で加重平均した価格）を用いてスライド額を算定することができる。

② 積算価格内訳書に一式で計上されている工種の取り扱い

- ・積算価格内訳明細書に一式で計上されている工種に対する請求があり、かつ、受注者の実際の施工が発注者の想定と異なる場合は、受注者の施工に必要な材料の搬入時期を証明する書類をもって証明できることとする。

③ 鋼材類の「搬入」の取り扱い

- ・鋼材類の「搬入」とは、工事現場に直接搬入される場合のみならず、鋼橋製作などのように工場に直接搬入される場合もあるが、その場合の搬入時期は工場に搬入される時期とする。

④ 減額変更する場合の取り扱い

- ・減額変更する場合においては、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定することとするため、受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出は求めないものとする。
- ・ただし、発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときは、発注者は受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。

(納品書の例)

営業所 支社 NO. 様		出荷伝票		株式会社	
御得意先コード 御得意先名		現場名		2021.07.07 11:47	
株式会社		道路建設			
日付	工場 出庫 運送業者	車種	車番	運賃請求番号	伝票 NO.
株式会社	15T平				

品 名	製 品						ス ク ラ ッ プ		合 計			
	長	さ	数	長	さ	数	長	さ	数	長	さ	数
H-300X300X10/15	1.00		2							2	2.00	0.186
おカ ブレート PL-12X100X400	3.77		12							12	45.24	0.045
L-130X130X12	10.00		3	5.50		3	5.00		3	33	133.50	3.124
	3.00		24									

品 名	製品数量	ス ク ラ ッ プ 数	合 計		品 名	製品数量	ス ク ラ ッ プ 数	合 計	
			数	実 量				数	実 量
F10T-M22X60	120		120	0.064	F10T-M22X105	40		40	0.023
F10T-M22X65	440		440	0.238	ネコアングル B-20 L-100x100x15	32		32	0.099
F10T-M22X70	275		275	0.154	ネコアングル B-30 L-100x100x15	16		16	0.072
F10T-M22X75	350		350	0.200					
F10T-M22X80	350		350	0.207					
F10T-M22X85	135		135	0.081					
F10T-M22X90	90		90	0.056					

製品数量		ス ク ラ ッ プ 数量	
4,551		0,000	

エ キ ス ト ラ				エ キ ス ト ラ				エ キ ス ト ラ			
数	量	数	量	数	量	数	量	数	量	数	量

備考 積合せあり	
2021/7/8 7:00	
出 荷 完 了	

(請求書の例)

株式会社 御中	請求日 2021/7/31 TEL FAX		
請求書内訳書			
毎度お引き立て賜り有難くお礼申し上げます。 さて、納品のお代金右記の通りになりますので 下記明細を御確認の上、お支払い賜りますようお願い申し上げます。			
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">今回請求金額</td> <td style="padding: 5px; font-size: 1.2em;">5,524,676円</td> </tr> </table>		今回請求金額	5,524,676円
今回請求金額	5,524,676円		

2-4 単価（実勢価格の算定）

2-4-1 変動前の価格の決定方法

- ・変動前の価格を算出するための単価は、原則として設計時点における単価とする。
- ・設計時点における単価は、積算価格を算出する際に用いた単価とする。設計変更を実施した場合も同様に変更金額を算出するために用いた単価とし、新規種目・工種については発注者の指示時点の単価とする。
- ・一般的に受注者は、自らが当初想定した金額を根拠に単品スライド条項を請求するものと考えられるが、受注者の想定した金額の妥当性を客観的に証明することは実態上困難であることから、変動前の価格は原則として発注者の想定した金額とするものである。
- ・ただし、単価合意を実施し、その内訳として材料の単価が予め提出されている場合は、その単価を変動前の単価とすることができる。

2-4-2 変動後の実勢価格の決定方法

- ・価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、対象材料が現場に搬入された月の物価資料の価格とする。
- ・物価資料に掲載されていない材料は、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

① 物価資料等により実勢価格を設定する場合

- ・鋼材類の販売形態は、「ひも付き」といわれる「店売り」に区分され、それぞれ毎に物価資料等に掲載されている。
- ・ひも付きの鋼材類の場合、一般的に鉄鋼メーカーから現場や工場に納入される2ヶ月前におおむね購入契約が行われていることから、その結果は現場に搬入された月と同月の物価資料等に実勢価格として掲載されている。
- ・一方、店売りの場合は、納入の概ね1ヶ月以上前に購入契約は完了しており、その結果は現場に搬入された月と同月の物価資料等に実勢価格として掲載されている。

時期	6月	7月	8月
資材調達 (ひも付き)	● 契約（価格決定）		 現場搬入
資材調達 (店売り)		● 契約（価格決定）	 現場搬入
価格調査 の流れ	 調査期間		8月号

② 特別調査や見積り等による場合

- ・当初積算が特別調査や見積りによる材料など、既存の物価資料に価格が掲載されていない場合は、過去の価格に遡って特別調査や見積りを実施することが困難であることから、当初積算時の類似資材の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、発注者による見積りの徴収、近隣工事における資材の調達状況の確認、また、特別調査により単価設定している場合は特別調査を行った調査機関への問い合わせを行う等により、別途考慮する。

鋼材類の価格決定

価 格 採用順	設計時点での価格決定方法	スライド単価の決定方法
1	物価資料に掲載がある場合	当該月の物価資料により単価を設定する。
2	特別調査（半年毎）による場合	当初積算時の類似資材の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、発注者による見積りの徴収、近隣工事における資材の調達状況の確認、また、特別調査により単価設定している場合は特別調査を行った調査機関への問い合わせを行う等により、別途考慮する。
3	見積りによる場合	

③ 減額変更する場合の取り扱いについて

- ・減額変更する場合において、発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定する場合は、施工計画書に定められている計画工程表等の情報に基づき当該対象材料の搬入等の月及び月毎の搬入数量を設定する。

2－4－3 変動後の実勢価格の算出方法

- ・月毎の搬入数量に応じて加重平均して算出した価格に、対象数量を乗じて算出する。
- ・価格変動後の価格を算定する場合には、各月毎の数量が必要となるが、購入時期までを拘束していない設計書の性格上、発注者は対象数量の月毎の内訳を想定することが困難である。このため、受注者が実際に材料を購入した状況に応じ、複数の月に現場に対象材料が搬入された場合については、加重平均により平均的な単価を決定し、対象数量を乗じて、変動後の価格を算出することとする。
- ・このような手法を採用するのは、対象数量と購入数量が同じであればどちらの数量を用いても結果に変わりはないが、対象数量と購入数量が異なる場合でも的確に変動後の価格を算出できるようにするためである。

2－5 購入価格の評価方法

- ・対象材料における購入数量が対象数量と同数の場合は、実際の購入金額とする。
- ・購入数量が対象数量より多い場合は、「実際の購入金額×対象数量÷購入数量」で算出する。
- ・鋼材類においては、対象材料となる場合は、対象数量より多い数量の搬入時期等が証明された場合である。対象数量と購入数量が同数の場合の購入金額は受注者が実際に購入した金額とする。しかし、購入数量が対象数量より多い場合は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対象にできる対象数量にかかる部分のみを購入したと考えた場合の金額である。

2－6 変動額の算定

- ・1－5の算定式に基づき、変動額を算出する。

2-7 計算例

(落札率95%の工事の場合)

設計単価 (円)	70,000
設計図書の数量 (t)	100

	令和●年4月	令和●年5月	令和●年6月
各月の実勢価格 (円)	74,000	78,000	83,000
購入時の価格 (円)	71,000	75,000	78,000
搬入時の数量 (t)	20	30	50

○価格変動前の金額： $M_{鋼}^{当初}$

$$= \text{設計時点の実勢価格} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \times (1 + \text{消費税率})$$

$$70,000 \times 100 \times 0.95 \times 1.1 = 7,315,000$$

○価格変動後の金額： $M_{鋼}^{変更}$

$$= \text{搬入月の実勢価格 (加重平均)} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \times (1 + \text{消費税率})$$

$$(74,000 \times 20 + 78,000 \times 30 + 83,000 \times 50) \div (20 + 30 + 50)$$

$$\times 100 \times 0.95 \times 1.1 = 8,328,650$$

○実購入額： $M_{鋼}^{変更}$ (71,000×20+75,000×30+78,000×50) ×1.1=8,327,000

※この場合は、価格変動後の金額 $M_{鋼}^{変更}$ は、実購入額を採用

○変動額 $M_{鋼}^{変更} - M_{鋼}^{当初} = 8,327,000 - 7,315,000 = 1,012,000$

第3章 燃料油

3-1 対象材料

- ・ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油とする。
- ・該当する材料は、ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油の5材料とする。例えば、潤滑油など燃料油でないものは対象材料とはしない。

3-2 対象数量

3-2-1 対象数量の考え方

- ・発注者の設計数量（V）を基本とする（共通仮設費の積上げ部分含む）。
 - ・設計数量（V）に含まれていない、現着単価で設定されている資材や機械の運搬に要する燃料についても、その数量の妥当性が客観的に確認できるものは対象数量とすることができる。
- ① 発注者の設計数量（V）にカウントされている数量（発注者の設計数量（V）内）
- ・燃料油については設計図書に明示していないが、発注者の積算において、現場場内の建設機械や場外への運搬のためのダンプ等が稼働する際に必要な燃料油等として計上されている設計数量（V）を基本とする。
 - ・なお、発注者の設計数量は、積算システムより材料毎に集計したものとする。
- ② 発注者の設計数量（V）にカウントされていない数量
- ・現場に搬入される資材（現着単価で設定されている骨材・生C o ・ A s 合材等）や機械等（建設機械・仮設材・桁等（積算上、共通仮設費（率計上部分を含む）として計上されているものを含む）の運搬過程において燃料油が使用されている。この場合、燃料油の価格が分離できない構成で現着の単価や運搬費に含まれているため、対象数量とするためには、その中から燃料油に係る価格等の妥当性について発注者が客観的に確認することが必要である。つまり、この数量については、価格等の妥当性が証明されることを条件としており、設計数量（V）に含まれている数量とは異なり、証明されないものは対象数量とならない。
- 発注者の設計数量（V）内

①現場場内建設機械（場外への運搬ダンプ等を含む）に使用した燃料類（共通仮設費の積上げ部分を含む）

○発注者の設計数量（V）外

②現着単価で設定されている各種資材（骨材・生C o ・ A s 合材等）の運搬に要した燃料類

③共通仮設費（率及び積上げ）に含まれる建設機械等（建設機械・仮設材等）の運搬及び分解・組立に要した燃料類
- ③ 減額変更する場合の取り扱い
- ・減額変更する場合において、発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定する場合は、発注者の設計数量を対象数量とする。
 - ・なお、発注者の設計数量は、積算システムより材料毎に集計したものとする。

3-2-2 対象数量の算定方法

- ・使用した燃料油のうち、主たる用途分については、受注者から購入時期や購入先、購入価格等を確認できる書類の提出がなされるものと考えられる。しかしながら、燃料油の使用形態は、非常に多岐にわたる機械で使用されるものであり、設計数量（V）の全数量に対して証明書類を求めるのは現実的ではないことから、設計数量（V）内としてカウントされている数量については書類による証明がなくとも単品スライド条項の対象数量とすることができる。

○設計数量（V）内の①のうち、主たる用途に用いた数量として、受注者からの証明がなされた数量（V1）

※ただし、証明された数量（V1）が設計数量（V）を超えている場合は、
 $V1 = \text{設計数量（V）}$ とする。なお、この場合、 $V2 = 0$

○設計数量（V）内の①のうち、主たる用途以外に用いた数量として、受注者からの証明がなされなかった数量（V2）

※V2は受注者の算出した概算数量でよい。

ただし、【 $V1 + V2 \leq \text{設計数量（V）}$ 】の範囲内の数量とする。

○設計数量（V）外の②・③の燃料油数量（V3）

- ・3-7 「各種資材の運搬に係る燃料油の算出方法」・「機材運搬に係る燃料油の算出方法」により、各々算出した数量の合計値（V3）を対象数量とする。

ただし、上記の合計値（V3）と、受注者の購入数量（証明がなされた数量）を比較し、購入数量が小さい場合は購入数量を対象数量とする。

3-2-3 その他

- ・既済部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を対象数量とする。

3-3 受注者への確認事項

- ・受注者は、請求しようとするスライド対象材料毎に、上記の対象数量の区分（①～③）毎に購入数量・購入価格等に係る書類を提出することが必要。
- ・増額変更において、必要な書類が提出されない場合など具体的な証明がなされない場合は、対象とはならない。
- ・減額変更において、異議申し立てがない場合や、異議申し立てがあり必要な書類が提出されない場合など具体的な証明がなされない場合は、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。

① 発注者の設計数量（V）内の燃料油（現場内建設機械（場外への運搬ダンプ等を含む）に使用した燃料油）

- ・購入した燃料類の「購入数量・単価・購入価格・購入時期・購入先」、及び「購入数量を使用した建設機械と実施工程上の整合性」を証明する書類
- ・なお、やむを得ない理由により証明書類が提出できない「主たる用途以外に用いた数量（V2）」については、対象材料計算総括表 [様式-3-1]

- ・この「主たる用途以外に用いた数量」とは、そもそも燃料油は非常に多岐にわたる機械で使用されているものであり、全数量について書類の提出を求めることは現実的ではないため、厳格に用途毎の数量の証明を義務づけることを意図したものではないことに留意されたい。このため、そもそも受注者として保存すべき書類として扱っていなかったため保存していない等のや

むを得ない理由で書類が提出できない場合は、対象材料計算総括表を提出してもらうことにより。

- ② 発注者の設計数量（V）外の現着単価で設定されている各種資材（骨材・生C o ・ A s 合材等）の運搬に要した燃料油

・購入した資材毎に「購入数量・購入価格・出荷元・搬入時期」、及び「運搬費の内燃料代」を証明する書類
[様式-3-2]

- ③ 発注者の設計数量（V）外の共通仮設費（率及び積上げ）に含まれる建設機械等（建設機械・仮設材等）の運搬及び分解・組立に要した燃料油

・運搬した機材毎に「運搬機械・出荷元・運搬時期・運搬距離」、及び「運搬費用」、「運搬費の内燃料代」を証明する書類
[様式-3-3]

- ④ 減額変更の場合の取り扱いについて

- ・減額変更する場合においては、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定することとするため、受注者に対し、上記①～③の提出は求めないものとする。
- ・ただし、発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときは、発注者は受注者に対し、上記①～③の提出を求めるものとする。

3-4 単価（実勢価格の算定）

3-4-1 変動前の価格の決定方法

・変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における単価とする。

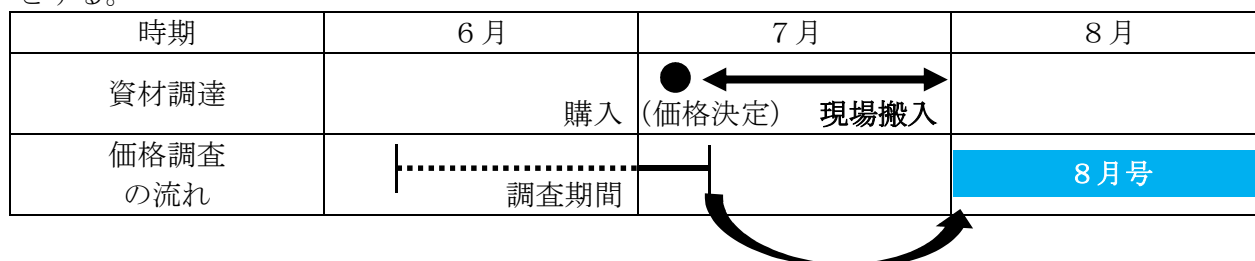
- ・設計時点における単価は、積算価格を算出する際に用いた単価とする。設計変更を実施した場合も同様に変更金額を算出するために用いた単価とし、新規工種については発注者の指示時点の単価とする。設計変更を行った場合、特に燃料油は、同じ材料でも複数の時点の単価が設定されている場合が多いので注意が必要である。
- ・鋼材類の場合と同様に、原則、変動前の単価は発注者の想定した単価とするが、単価合意を実施しており、その内訳として材料の単価が予め提出されている場合は、その価格とすることができる。

3-4-2 変動後の実勢価格の決定方法

- ・ 証明書が提出された対象数量に関する価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、対象材料を購入した翌月の物価資料の価格とする。
- ・ 証明書が提出されていない場合には、工事期間の平均値（工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均）とする。

① 基本事項

- ・ 燃料油は、鋼材類とは異なり、契約と購入がほとんど同時期に行われるものであるため、現場で購入した翌月の物価資料等実勢価格として掲載されている。
- ・ ただし、対象材料の購入が工期末の月の場合、当該月の物価資料の価格を実勢価格とするものとする。



対象数量と単価の決定方法について

	発注者の設計数量 (V)	発注者の 設計数量外	単価の決定方法 (P')
証明書類の提出により、証明された数量	対象数量①の (V 1) ※実際の証明数量が設計数量以上の場合 : V 1 = V	対象数量②・③ (V 3)	各月の購入数量と実勢価格による加重平均とする
やむを得ない理由により証明書類が提出されない数量	対象数量①の (V 2) V 2 = V - V 1 ※実際の証明数量が設計数量以上の場合 : V 2 = 0		契約の翌月から工期末の前々月までの実勢価格の平均とする

※実勢価格 : 購入月の翌月の「物価資料等」の価格

② 減額変更の場合の取り扱いについて

- ・ 減額変更する場合で、発注者が有する情報では購入月毎の購入数量が判断できない場合にあっては、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

3-4-3 変動後の実勢価格の算出方法

- ・ 設計数量内の証明された対象数量 (V 1) 及び設計数量外の資材や機材等の運搬に係る実際の燃料油に係る対象数量 (V 3) にそれぞれ毎の購入数量に応じて加重平均処理された単価を乗じたものと、証明されていない対象数量 (V 2) に工事期間中の平均単価を乗じたものとを合計して、変動後の実勢価格を決定する。

- ・燃料油について、3－2のとおり様々な対象数量の設定方法があるため、その数量に応じて設定した単価をそれぞれ毎の数量に乗じて合計額を算出する。
- ・なお、V1、V2、V3が混在する場合、それぞれの数量にあたる価格を加重平均し、対象数量を乗じて算出することと同意義である。

3－5 購入価格の評価方法

- ・証明された購入数量が、3－2－2の対象数量（V1及びV3）以上であった場合は、実際の購入金額のうち、対象数量分のみの金額とする。
 - ・証明されなかった数量（V2）については、3－4－2に基づき、発注者と同様に、工事期間の平均価格（契約の翌月から工期末の前々月迄の実勢価格の平均価格）にV2を乗じた額とする。
- ・受注者によって証明された購入数量が対象数量より多い場合は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対象にできる対象数量のみを購入したと考えた場合の金額を購入金額とすることは、鋼材類と同様である。
 - ・証明されなかった数量については、受注者もその単価を明確に把握しているとは言い難いため、単価は発注者が設定する手法と同等の手法にて算出することとする。

3－6 変動額の算定

- ・1－5の算定式に基づき、変動額を算出する。（鋼材類と同様）

3－7 算出例

3－2－2に記載したとおり、下記の方法により算出した資材や機材等の運搬に係る燃料油の合計値（V3）よりも、該当する資材や機材等の運搬に係る実際の燃料油の購入数量の方が少ない場合は、V3は実際の購入数量とする。

3－7－1 各種資材の運搬に係る燃料油の算出方法

- ・各種資材とは、当該工事において実勢価格が変動している主な資材である。
- ・資材運搬に係る燃料費の購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものを対象とする。その際には、下記の計算式より対象数量を算出する。

$$Q^{※1} = L \div S \times (P \times K)^{※2} \div N1 \times N$$

※1：整数止めとし小数点以下切り捨て

※2：（ ）の計算結果の有効数字第3位を四捨五入し、有効数字2桁

Q：燃料油数量（ℓ）

L：運搬距離（km） ※片道

S：規制速度（km/h）

P：運搬機械の機関出力（kw）

K：時間当りの燃料消費率（ℓ/kw-h）

N1：運搬車1台当り資材数量（単位）

N：搬入数量（単位）

【プラント及び工場等から現場までの距離】

【各々で算出】

【建設機械等損料算定表 参照】

【標準歩掛参照】

【積載量÷資材単位体積当たり重量】

【対象数量】

※運搬距離については、適正と認められる範囲内の距離とする。

【計算例】

資材：再生骨材（40mm 級）現場着価

運搬機械：10t ダンプトラック

L：運搬距離（km） ※片道

S：規制速度（km/h）

P：運搬機械の機関出力（kw）

K：時間当りの燃料消費率（ℓ/kw-h）

N1：運搬車1台当り資材数量（m3）

N：搬入数量（m3）

5	km
40	km/h
246	kw
0.043	ℓ/kw-h
4.6	m3
5,000	m3

$$Q = L \div S \times (P \times K) \div N1 \times N$$

$$Q = 5 \div 40 \times (246 \times 0.043) \div 4.6 \times 5,000 = 1,494.0$$

3-7-2 機材運搬に係る燃料油の算出方法

① 共通仮設費に計上される運搬費

○共通仮設費率に含まれる運搬費・・・・・・単品スライド条項対象

○積上げ項目による運搬費・・・・・・単品スライド条項対象

1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

◇基本運賃表より積算していることから燃料量を抽出することができないため燃料消費量より算出する。

2) 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板等）の運搬

◇基本運賃表より積算していることから燃料量を抽出することができないため燃料消費量より算出する。

3) 重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用

◇運搬費等の率（労務費・クレーン運転費の〇〇%）より積算していることから燃料量を抽出することができないため燃料消費量より算出する。

運搬費の燃料費で購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものが対象。

下記の計算式より対象数量を算出する。

$$Q^{※1} = L \div S \times (P \times K)^{※2} \times N$$

※1：整数止めとし小数点以下切り捨て

※2：（ ）の計算結果の有効数字第3位を四捨五入し、有効数字2桁

Q：燃料油数量（ℓ）

L：運搬距離（km） ※片道（往復）

S：輸送速度 30（km/h）

P：運搬機械の機関出力（kw）

K：時間当りの燃料消費率（ℓ/kw-h）

N：搬入搬出（回）

運搬車両台数（台）

【基地から現場までの距離】

【土木工事標準歩掛準用】

【建設機械等損料算定表 参照】

【土木工事標準歩掛参照】

【搬入搬出回数】

【運搬車両台数】

② 共通仮設費率に含まれる運搬費

運搬距離の起算点は各市町村の役場とする。

【計算例】

建設機械：バックホウ 0.8m³（運搬機械：20t 積トレーラ）

L：運搬距離（km） ※片道

S：輸送速度 30（km/h）

P：運搬機械の機関出力（kw）

K：時間当りの燃料消費率（ℓ/kw-h）

N：搬入搬出 2（回）

15	km
30	km/h
235	kw
0.075	ℓ/kw-h
2	回

$$Q^{※1} = L \div S \times (P \times K)^{※2} \times N$$

※1：整数止めとし小数点以下切り捨て

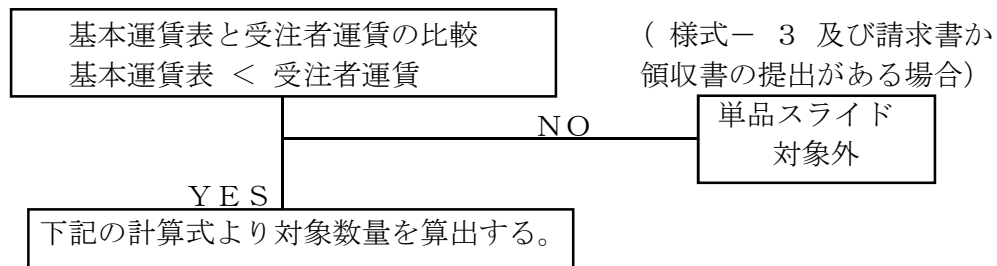
※2：（ ）の計算結果の有効数字第3位を四捨五入し、有効数字2桁

$$Q = 15 \div 30 \times (235 \times 0.075) \times 2 = 18.0$$

③積上げ項目による運搬費

- 1）質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
- 2）仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板等）の運搬

運搬費の燃料費で購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものが対象



【計算例】

建設機械：路面切削機（運搬機械：30t 積トレーラ）

L：運搬距離（km） ※片道

S：輸送速度 30（km/h）

P：運搬機械の機関出力（kw）

K：時間当りの燃料消費率（ℓ/kw-h）

N：搬入搬出 2（回）

100	km
30	km/h
235	kw
0.075	ℓ/kw-h
2	回

$$Q^{※1} = L \div S \times (P \times K)^{※2} \times N$$

※1：整数止めとし小数点以下切り捨て

※2：（ ）の計算結果の有効数字第3位を四捨五入し、有効数字2桁

$$Q = 100 \div 30 \times (235 \times 0.075) \times 2 = 120.0$$

【計算例】

仮設材：H形鋼（運搬機械：20t積トレーラ）

L：運搬距離（km） ※片道

S：輸送速度 30（km/h）

P：運搬機械の機関出力（kw）

K：時間当りの燃料消費率（ℓ/kw-h）

N：台数 5（台）×2（搬入搬出）

90	km
30	km/h
235	kw
0.075	ℓ/kw-h
10	台

$$Q^{※1} = L \div S \times (P \times K)^{※2} \times N$$

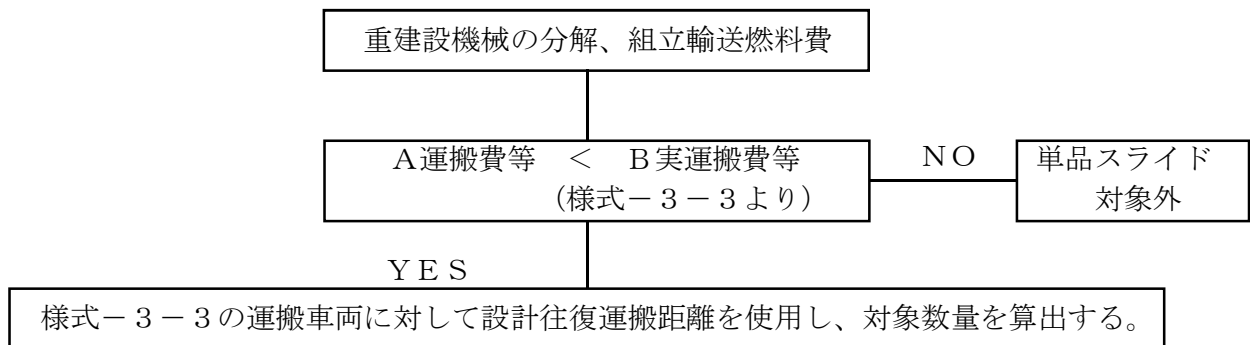
※1：整数止めとし小数点以下切り捨て

※2：（ ）の計算結果の有効数字第3位を四捨五入し、有効数字2桁

$$Q = 90 \div 30 \times (235 \times 0.075) \times 10 = 540 \ell$$

④重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用

運搬費の燃料費で購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものが対象



【計算例】

◇重建設機械の分解、組立（ブルドーザ 21 t 級以下）

◇運搬車両（セミトレーラ 20t・トラック 4t）

L：運搬距離（km）※ 往復	73 km
S：輸送速度 30（km/h）	30 km/h
P：運搬機械の機関出力（kw）	235 kw（セミトレーラ 20t） 137 kw（トラック 4t）
K：時間当りの燃料消費率（ℓ/kw-h）	0.075 ℓ/kw-h（セミトレーラ） 0.05 ℓ/kw-h（トラック）
N：運搬車両台数（台）	1 台

$$Q^{※1} = L \div S \times (P \times K)^{※2} \times N$$

※1：整数止めとし小数点以下切り捨て

※2：（ ）の計算結果の有効数字第 3 位を四捨五入し、有効数字 2 桁

$$Q = 73 \div 30 \times (235 \times 0.075) + 73 \div 30 \times (137 \times 0.05) = 60 \ell$$

【単品スライド（軽油＋ガソリン）】の計算例

【7 月 31 日（日）の算数】

商品スライド対象 の購買代金額	P	50,000,000円(税込)	※部分払いの対象となった出来形部分に、相応する購買代金額を振く
落ち率	k	90%	
当初設計単価	p	税込: 80円、ガソリン 110円	
発注者 スライド単価	p'	税込: 102円、ガソリン 139円	
M変更・増(※注者)		$[102 \times (55,000 + 3,000) + 139 \times (8,000 + 1,000)] \times 0.9 \times 1.1 = 7,095,330$	
M変更・減(※注者)		5,770,000 + 1,271,200 = 7,041,200	
M増削(※注者)		$[80 \times (95,000 + 3,000) + 110 \times (8,000 + 1,000)] \times 0.9 \times 1.1 = 5,573,000$	
変更額・差		7,041,200 - 5,573,000 = 1,467,500	※商品スライド対象の購買代金額(P)に対して、1%以上の変動あり
商品スライド額	S	$1,467,500 - 50,000,000 \times 1\% = 967,500$	※S = 変動額・差 - P×1%
商品スライド額(抜き)	S	$967,500 \times 100/110 = 879,545$ 与 87,000(万円未満切り捨)	
商品スライド額(税込)		870,000 × 1.1 = 957,000	

M版・M版・M版(榮・垣・垣)とM版・垣・垣(垣)の金額を比較し、安価となる方を以下の金額計算に使用する。

ただし、実際の購入金額が適当な購入金額であることを示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合には、実際の購入金額が実勢価格に基づき算出した額よりも高い場合でも、実際の購入金額とす。

「軽油」と「ガソリン」は同品目であるため、品目の合計額に

第4章 その他の主要な工事材料

4-1 対象材料

4-1-1 対象材料の考え方

- ・アスファルト類、コンクリート類等の鋼材類、燃料油以外の主要な工事材料を対象とする。主要な工事材料について原材料、生産主体及び機能・使用部位といった観点から品目毎に分類を行う。

① 基本事項

- ・石油や石炭等の原材料の高騰等により、アスファルト類、コンクリート類等の価格も短期間で急激に上昇しうることから、鋼材類、燃料油以外の主要な工事材料も対象としたものである。なお、アスファルト類、コンクリート類以外の主要な工事材料については、受発注者間の協議により決定するものとする。
- ・スライド額の算定の対象とする品目の整理にあたっては、「アスファルト類」、「コンクリート類」で区分し、それ以外の主要な工事材料については、受発注者間の協議により決定するものとする。

② アスファルト類

- ・アスファルト類の対象工事材料としては、アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等が想定されるが、対象材料については工事毎に受発注者間の協議により決定するものとする。

③ コンクリート類

- ・コンクリート類の対象工事材料としては、レディーミクストコンクリート（生コン）、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品等が想定されるが、対象材料については工事毎に受発注者間の協議により決定するものとする。

④ その他

- ・その他の対象材料としては、以下に示す資材が想定されるが、対象材料については工事毎に受発注者間の協議により決定するものとする。

	品目	工事材料
建築工事	コンクリート類	生コンクリート、セメント、ブロック等コンクリート二次製品 等
	木材類	合板（型枠用合板含む）、木材 等
	アスファルト類	アスファルト防水材、アスファルト合材 等
	鋼製建具類	鋼製建具、鋼製軽量建具、ステンレス製建具、シャッター 等
	非鋼製建具類	アルミ製建具 等
	合成樹脂系材類	ビニル床タイル、ビニル床シート、ビニル幅木 等
	ボード類	せっこうボード、ロックウール吸音板、ケイ酸カルシウム板 等
	鋼製金物類	外装鋼板パネル、鋼製（ステンレス）手すり、軽量鉄骨下地 等
	非鋼製金物類	外装アルミパネル、アルミ製手すり、アルミ笠木 等
電気設備工事	機器類	照明器具、変圧器、発電装置、映像・音響装置 等
	盤類	分電盤、制御盤、キュービクル式配電盤、端子盤 等
	電線・ケーブル類	絶縁電線、電力ケーブル、通信ケーブル 等
	合成樹脂系材類	PF管、CD管、硬質ビニル管 等
機械設備工事	機器類	冷凍機、空気調和機、ポンプ、タンク、ヘッダー 等
	管材類（非鋼材）	銅管、塩化ビニル管 等
	保温類	保温材、保冷材、防露材 等
	ダクト付属品	制気口、排煙口 等
	衛生器具類	衛生陶器、衛生器具ユニット、浴槽ユニット 等
	コンクリート類	柵類 等

4-1-2 その他市場単価・土木工事標準単価の扱い等

① 市場単価・土木工事標準単価

- ・アスファルト類、コンクリート類等の「鋼材類以外の主要な工事材料」を使用し、市場単価・土木工事標準単価（以下、「市場単価等」という。）を用いて積算している工種において、材料費が分離できる場合には対象とすることができる。
- ・ただし材料費が分離できない市場単価でも、設計図書に数量が記載されている場合は対象とすることができる。

- ・工種毎の単価が示されている市場単価等において、材料費が分離できる構成となっている場合は、その材料費の変動に伴う工事価格の変動を把握することが可能であることから、対象とすることができる。
- ・運用については鋼材類と同様の取り扱いとする。

② 市場単価（営繕工事）

- ・鋼材類以外の市場単価は、下表のとおりである。

- ・下表「取扱い」欄が①の市場単価については、施工手間のみの市場単価のため、単品スライド条項との関連はない。
- ・下表「取扱い」欄が②の市場単価については、単位施工当たりが必要となる材料や労務等に係る費用が一括された単価として物価資料に掲載されている。一括された単価であるため、材料費のみ、抽出することは困難である。ただし、設計図書により材料仕様や使用数量等が明確に把握できる場合は、その材料数量については対象とすることができる。この場合、市場単価に代えてその材料の実勢価格を変動前、変動後の価格として変動額を算出するものとする。なお、購入価格、購入先及び購入時期が証明されることが必要であるのは、他の材料の場合と同様である。

工種	市場単価工種	工事材料	規格	取扱い
建築工事	土工事	根切り、埋戻し		①
	コンクリート工事	打設手間、ポンプ圧送		①
	型枠工事	型枠		②
	防水工事	アスファルト防水		②
		シーリング		②
		防水入隅処理（コーナーキャント）		②
	金属工事	軽量鉄骨下地		②
	左官工事	左官		②
		吹付		②
		防水入隅処理（入隅面モルタル）		②
	建具工事	ガラス類		②
	塗装工事	塗装類		②
電気設備工事	内外装工事	内装床類		②
	内外装工事	内装ボード類		②
	配管工事	防火区画貫通処理（ケーブルラック、金属管用）		②
	配線工事	絶縁電線		②
		絶縁ケーブル		②
	接地工事	接地極		②
	動力設備工事	電動機その他接続材料		②
機械設備工事	雷保護設備工事	接地埋設標		②
	保温工事	保温類	保温材（配管用、ダクト用及び消音内貼）	②

4-2 対象数量（営繕工事以外）

- ・鋼材類以外の主要な工事材料についても、原則、発注者の設計図書の数量を対象とするが、発注者の設計数量の範囲内で、施工によるロス等の数量についても加味することができる。なお、このロス分を対象数量とする場合は、ロス分についてスクラップ等で売却する金額についても適切に処理する。
- ・積算価格内訳書に一式で計上されている工種は、発注者の設計数量を対象数量とすることを基本とする。

① 基本事項

- ・鋼材類以外の主要な工事材料についても、原則、数量総括表や図面等、設計図書に明示されている数量を対象数量とする。この数量について受注者が購入価格、購入先及び購入時期について証明できない場合は、当該材料はスライドの対象としない。
- ・また、実際の工事現場では施工にあたってロスが生じることから、実際に購入した数量のうち、発注者の設計数量（設計図書で明示されている数量×（1＋ロス率））までは、対象数量とすることができる。ロス率については、土木工事標準歩掛によることとする。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量＜設計図書の数量	→ 当該材料は対象材料とならない
設計図書の数量≤証明数量≤設計数量	→ 対象材料。対象数量は証明数量
設計数量＜証明数量	→ 対象材料。対象数量は設計数量

注） 設計図書の数量：設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量
設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）
証明数量：受注者から証明された数量

- ・ロス分を対象数量とするよう請求があった場合において、スクラップを売却可能な材料については、発注者は受注者に対してスクラップについても対象材料とするよう申し入れるものとする。協議が成立しない場合は、対象数量の設定方法の見直し（例えば、ロス率が見込まれる対象数量を設計数量ではなく設計図書の数量とする等）や、スクラップを対象材料として単価の適切な設定（スクラップの単価は、実勢価格の工期の平均値と、受注者が当該工事に該当するとして一部提出したスクラップの売却単価の最大値との高い方の値）などの措置を講じることが必要である。

② 積算価格内訳書に一式で計上されている工種の取り扱い

- ・積算価格内訳書に一式で計上されている工種については、受注者が必ずしも発注者が想定した工法で実施せず、使用する材料の種類や数量が発注者の想定と異なっていることが通常あり得る。このような工種について受注者からの請求があった場合は、発注者の設計数量を対象数量とすることを基本とする。

③ アスファルト類の取り扱い

- ・アスファルト類については、設計図書に舗装面積等としては示されてはいるが、舗装材の数量（重量）が示されていない場合が一般的である。積算上は、舗装材の数量は下記式により計算されている。

（アスファルト混合物の重量）

$$\text{面積} \times \text{厚さ} \times \text{締め固め後密度}^* \times (1 + \text{ロス率}^*)$$

(アスファルト乳剤の散布量)

面積× 散布量※

※締め固め後密度及びロス率、アスファルト乳剤散布量は設計で用いた数値を採用する。

- ・舗装工事は性能規定で発注されている場合もあり、必ずしも発注者が設計時点で想定したものと、実際に施工したものが一致しているとは限らない。この場合、任意仮設と同様に、対象数量は発注者が想定した舗装材についてその設計数量を対象数量とする。

④ コンクリート類の取り扱い

- ・施工パッケージ型積算基準を使用している場合の設計数量（設計図書の数量にロスを加えた数量）の算出例については、次のとおり。

設計図書の数量×（標準単価×コンクリート構成比率／東京地区コンクリート単価）

⑤ 減額変更する場合の取り扱い

- ・減額変更する場合において、発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定する場合は、発注者の設計数量を対象数量とする。
- ・発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときの数量の取り扱いは上記①～④に準じるものとするが、証明数量が設計図書の数量を下回る場合（証明数量＜設計図書の数量）は、発注者の設計数量を対象数量とする。

⑥ その他

- ・既済部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いたものを設計数量とする。

4－3 対象数量（営繕工事）

- ・鋼材類以外の主要な工事材料についても、原則、発注者の積算価格内訳書の数量を対象とする
- ・積算価格内訳書に一式で計上されている工種は、発注者の積算価格内訳書の数量を対象数量とすることを基本とする。

① 基本事項

- ・鋼材類以外の主要な工事材料についても、原則、発注者の積算価格内訳書の数量を対象数量とする。この数量について受注者が購入価格、購入先及び購入時期について証明できない場合は、当該材料はスライドの対象としない。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量＜積算価格内訳書の数量 → 当該材料は対象材料としない
積算価格内訳書の数量＜証明数量 → 対象材料。対象数量は積算価格内訳書の数量
注） 証明数量：受注者から証明された数量

② 積算価格内訳書に一式で計上されている工種の取り扱い

- ・積算価格内訳書に一式で計上されている工種については、発注者の積算価格内訳書の数量を対象数量とすることを基本とする。なお、任意仮設等は受注者が必ずしも発注者が想定した工法で実施せず、使用する材料の種類や数量が発注者の想定と異なっていることが通常あり得る。このような工種について受注者からの請求があった場合も同様とする。

③ その他の項目は、4－2 対象数量の記載内容に準じる。

4-4 受注者への確認事項

- ・鋼材類以外の主要な材料も、基本的に材料の取引形態に照らし対象数量全量の搬入等の時期、購入先、単価・購入価格を確認することが可能であるため、それが証明できる納品書、請求書、領収書の提出を受注者に求めること。
- ・増額変更において、必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、その材料は単品スライド条項の対象材料としない。
- ・減額変更において、異議申し立てがない場合や、異議申し立てがあり必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。

① 基本事項

- ・単品スライド条項は、対象とする材料が当初の想定と比べ、実際に購入した時期に著しく価格が変動したために請負代金額の変更をしようとするものであるため、この条項に基づくスライド額の算定に当たっては、実際の購入時期や購入価格が受注者に証明されることが前提となる。
- ・このため、材料の取引形態に照らし数量、価格等の入手実態が明確な材料については、対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格を証明する書類として、納品書、請求書、領収書の全てを提出してもらい、購入実態を的確に把握することが必要である。
- ・下請企業等が購入している場合は、その企業の書類（納品書、請求書、領収書）で問題ないが、施工体制台帳等で当該企業がその工事に従事していることを別途確認すること。
- ・必要な証明書類が提出されない場合や提出された書類の信憑性がない場合など、現場への搬入時期等を確認できない材料は単品スライド条項の対象材料としない。これは、品目毎に実勢価格を用いて算出した変動後の価格と実際の購入価格のどちらか安い方の金額を採用することとしているが（1-5-1 参照）、基本的に購入価格と数量を証明することが可能であるため、実際の購入価格が安い場合でも書類の提出を義務づけることによって、スライド額が実際よりも高いものとなることを回避する意味がある。ここでいう材料とは規格毎の材料という意味であり、搬入時期等を確認できない材料があったとしても規格が異なる他の材料まで単品スライド条項の対象材料としないという趣旨ではない。
- ・なお、鋼材類については、独自の商慣行に基づき、やむを得ない場合は一部証明書類の提出の省略を規定しているが、その他の主要な工事材料について、同等の事情があると認められる場合は、同規定を準用することができる。

② 積算価格内訳書に一式で計上されている工種の取り扱い

- ・積算価格内訳書に一式で計上されている工種に対する請求があり、かつ、受注者の実際の施工が発注者の想定と異なる場合は、受注者の施工に必要な材料の搬入時期を証明する書類をもって証明できることとする。

③ 材料の「搬入」の取り扱い

- ・材料の「搬入」とは、工事現場に直接搬入される場合のみならず、非鉄金属などのように工場に直接搬入される場合もあるが、その場合の搬入時期は工場に搬入される時期とする。

④ アスファルト類の取り扱い

- ・自社内での取引であったため、納品書、請求書、領収書等が存在しない場合は、それに代わる社内書類で購入価格の証明を求めるものとする。
- ・また、受注者からの証明金額が工場渡しである場合は、運搬費に要した金額をあわせて証明を求めるものとする。
- ・ただし、運搬費用の算出が困難な場合には、燃料油と同様に計算式により算出するものとする。その際、物価資料（現着単価）と比較して安価な単価をスライド算定に用いるものとする。

⑤ 減額変更する場合の取り扱い

- ・減額変更する場合においては、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定することとするため、受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出は求めないものとする。
- ・ただし、発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときは、発注者は受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。

4-5 単価（実勢価格の算定）

4-5-1 変動前の価格の決定方法

- ・変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における単価とする。
- ・設計時点における単価は、積算価格を算出する際に用いた単価とする。設計変更を実施した場合も同様に変更金額を算出するために用いた単価とし、新規工種については発注者の指示時点の単価とする。
- ・なお、一般的に受注者は、自らが当初想定した金額を根拠に単品スライド条項を請求するものと考えられるが、受注者の想定した金額の妥当性を客観的に証明することは実態上困難であることから、変動前の価格は発注者の想定した金額とする。
- ・ただし、単価合意を実施し、その内訳として材料の単価が予め提出されている場合は、その単価を変動前の単価とすることができる。

4-5-2 変動後の実勢価格の決定方法

- ・アスファルト類やコンクリート類等、契約と現場搬入の時期に差がある材料の価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、鋼材類の変動後の実勢価格の決定
- ・算出方法（2-4-2， 2-4-3）に準じて対象材料が現場に搬入された月の物価資料の価格とする。
- ・これ以外の主要な工事材料においても、鋼材類に準じるものとするが、燃料油のように契約と購入がほとんど同時期に行われる材料については、燃料油の変動後の実勢価格の決定・算出方法（3-4-2， 3-4-3）と同様に対象材料を購入した翌月の物価資料の価格とする。

4-6 購入価格の評価方法

- ・対象材料における購入数量が対象数量と同数の場合は、実際の購入金額とする。
- ・購入数量が対象数量より多い場合は、「実際の購入金額×対象数量÷購入数量」で算出する。
- ・対象材料となる場合は、対象数量より多い数量の搬入時期等が証明された場合である。対象数量と購入数量が同数の場合の購入金額は受注者が実際に購入した金額そのものとする。しかし、購入数量が対象数量より多い場合は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対象にできる対象数量にかかる部分のみを購入したと考えた場合の金額である。

4-7 変動額の算定

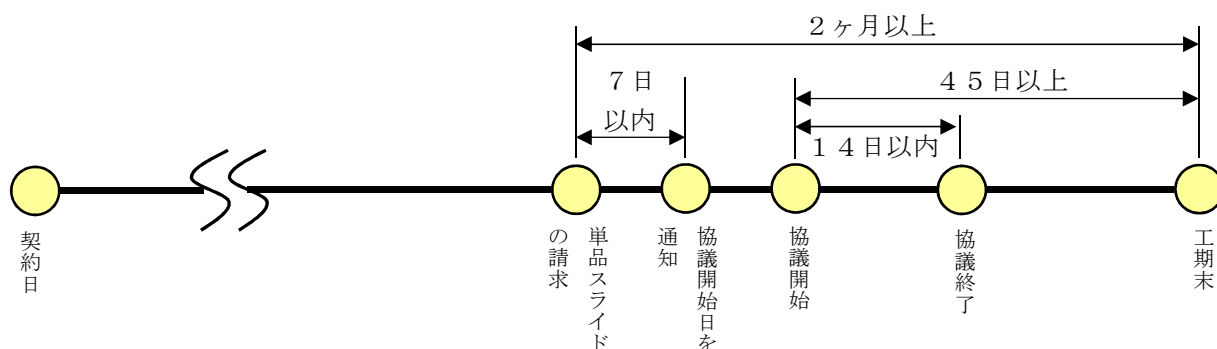
- ・1-5の算定式に基づき、変動額を算出する。（鋼材類と同様）

第5章 請求等手続き及び提出様式

5-1 請求時期

- ・工期末の2ヶ月前までに請求を行う。
- ・なお、上記の請求を行った場合は、請求日に関わらず、工事開始日（複数年度にわたる維持工事では各年度の開始日）以降に調達した品目についてスライドの対象となる。
- ・単品スライド条項の請求は、工期内に必要な協議期間及び契約変更手続きに要する期間が確保できるよう、工期末の2ヶ月前までを原則とする。
- ・協議開始から協議終了までの期間として14日間を確保することが一般的であるが、工期末の直近で請求があった場合など十分な協議期間が確保できないことも考えられることから、協議期間については、受発注者協議の上、適切に措置する必要がある。

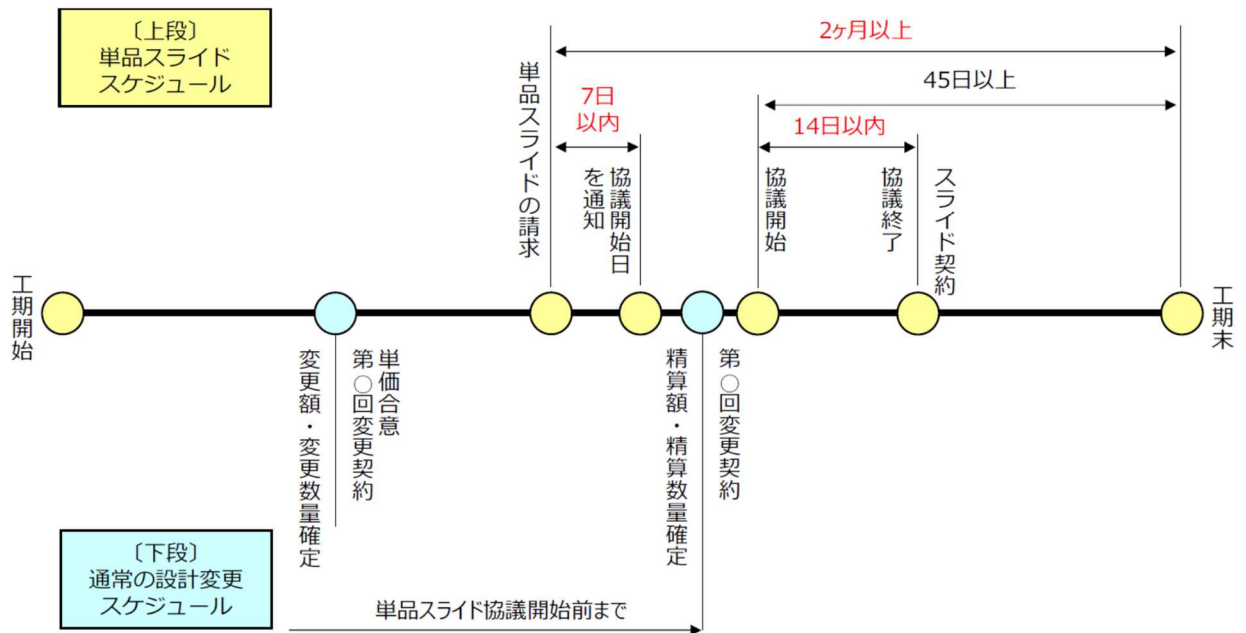
<単品スライド請求のスケジュール（イメージ）>



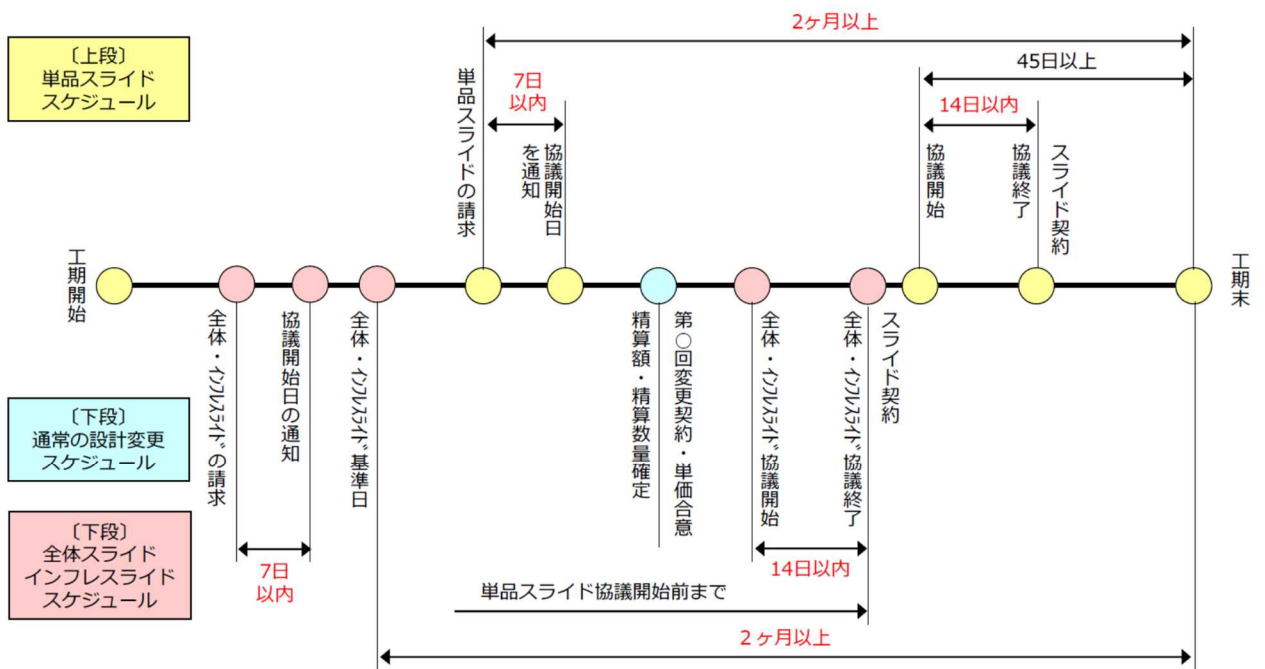
5-2 協議の手続き

- ・単品スライド額の算定にあたって、「請負代金額・対象数量」は、「最終的な全体工事費契約数量」をもって行うことが原則であることから、協議開始日までに、単品スライド分を除く精算変更（全体スライド及びインフレスライドを含む）をすること。（原則）
- ・その後、受発注者協議の上で単品スライド額を確定し、契約により最終請負代金額を確定させる。

< 単品スライドと通常の設計変更の関係（イメージ） >



< 単品スライドと全体スライド又はインフレスライドの関係（イメージ） >



- ・ しながら、最終的な数量の確定までに期間を要する場合などこれによりがたい場合も想定されるが、その場合は、受注者及び発注者において十分調整の上実施すること。

5－3 既済部分検査

- ・既済部分検査時に、要請がある場合、単品スライド条項を適用することができる旨を記載するものとする。
- ・材料単価の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不適当となる恐れがある場合は、既済部分検査請求と、同時もしくは事前に、契約書第27条第5項の請求を行うことで、当該検査の出来高部分も条項適用対象とできる。
- ・既済検査を実施する場合は、出来高部分の確認を発注者に請求する際、その旨を「請負工事既済部分検査請求書」に併せて記載する。（様式－7）
- ・また、発注者は既済部分検査結果通知書に単品スライド条項の請求対象となる旨を記載する。（様式7－1）
- ・なお、その場合、以降の工事は単品スライド条項の請求対象となる。（それ以降の既済部分検査結果通知書に単品スライド条項の請求対象となる旨を記載する）

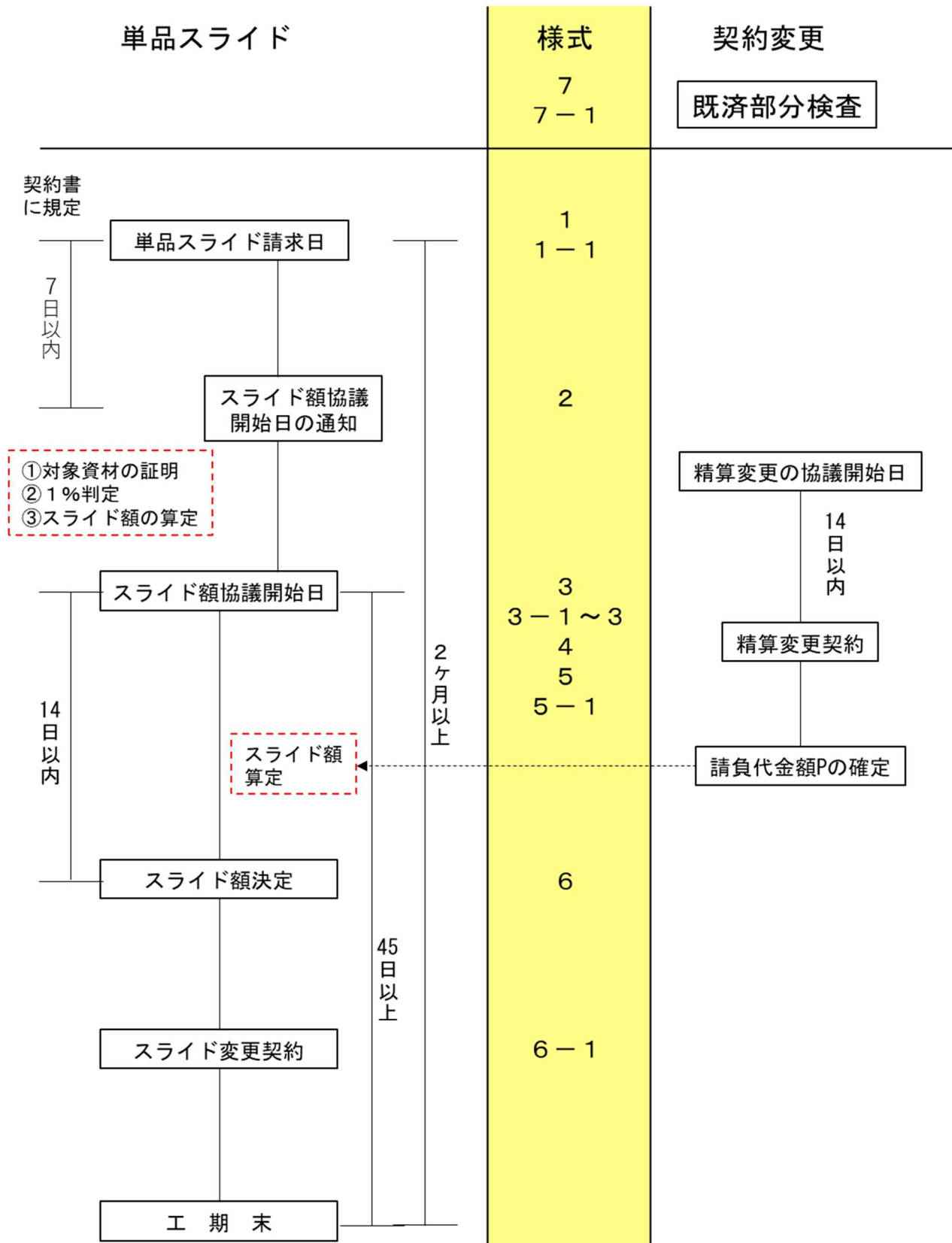
5－4 部分引き渡しにかかる指定部分の取り扱い

- ・部分引き渡しを行う「指定部分」は、指定部分の工期の2ヶ月前までに請求。
- ・部分引き渡しを行う指定部分については、その部分のみを対象に単品スライド条項が適用されるため、指定部分の工期2ヶ月前までに単品スライド請求を行う。

第6章 その他留意事項

本運用マニュアル（案）の適用にあたり疑義等がある場合は、施設整備官と協議するものとする。

単品スライド条項にかかる実施フロー及び様式



単品スライド額算定の考え方 概略フロー

別紙—1

(参考) 対象品目及び材料

区 分		品 目	材 料
鋼材類	鋼材類	鋼材類	H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等(賃料や損料も対象とすることが可能)
	燃料油	燃料油	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
	その他工事材料	コンクリート類	レディーミクストコンクリート(生コン)、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品等
		アスファルト類	アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等
		その他主要な工事材料	

受注者
単品スライドの請求
(必要な情報、資料等)
・対象品目、対象材料
・変更請求概算額
・材料毎に対象数量、搬入・購入等の時期、購入先、単価・購入価格及び、それが証明できる納品書、請求書、領収書



発注者
「実勢価格に基づく変動後の金額」と「実際の購入金額」を比較
品目毎の合計金額で比較する(材料毎の比較は行わない)

① 実勢価格に基づく変動後の金額(品目毎の合計金額)実勢価格は落札率を考慮



「① 実勢価格に基づく変動後の金額」が安価となる品目

発注者
実勢価格にて品目毎の変動額を算出



発注者
品目毎の変動額が請負代金額※の1%を超えるかを確認
品目の一部の材料について実際の購入金額を用いて確認すること



変動額が請負代金額※の1%を超える品目

発注者
実勢価格にてスライド額を算定



受注者から実際の購入金額でスライド額を算出することを希望する旨の申し出があった場合

申し出のあった材料毎にスライド額を「実際の購入金額」にて算出するか「実勢価格」にて算出するかを確認



「② 実際の購入金額」が安価となる品目

発注者
実際の購入金額にて品目毎の変動額を算出



発注者
品目毎の変動額が請負代金額※の1%を超えるかを確認



変動額が請負代金額※の1%を超える品目

発注者
実際の購入金額にてスライド額を算定



変動額が請負代金額※の1%を超えない品目は単品スライドの対象外

※ 部分払いをした工事における「請負代金額」は出来高部分に相応する請負代金額を控除した額

実際の購入金額の確認フロー

受注者

実際の購入金額でのスライド額算定を希望

- ・対象品目及び対象材料を申出※
- ・実購入先を含まない2社以上の見積り提出※

➢「実際の購入金額の単価」が「実勢価格(落札率考慮)」以上となることを受注者にて確認

(補足) 見積りについて
□ 工期内の代表的な月
(1ヶ月以上)とする

※ 単品スライドの請求時にあわせて提出

第1段階

発注者

受注者から提出された見積りから「地域の材料価格の傾向」と「実際の購入金額での検討」を行うことの妥当性を確認

＜チェック項目＞

対象材料ごとに以下を確認

- ・「現場に搬入された月もしくは購入した月」のうち、代表的な月(1ヶ月以上)の単価で確認

➢「実際の購入金額の単価」と2社以上の「見積り単価」を比較し、「実際の購入金額の単価」が最も安価となる

「実際の購入金額の単価」が最も
安価とらない材料

実勢価格にて算出

- 実購入先の当該材料の価格変動は社会(もしくは地域)全体としてのものではない。

第2段階

「実際の購入金額の単価」が最も安価となる材料

発注者

- 「実際の購入金額」の「実勢価格」からの乖離の程度を確認

＜チェック項目＞

- ①が②以内であるかを確認

①「実際の購入金額の単価」

(複数月に渡って搬入している場合は、購入単価の加重平均)

②「実勢価格の単価(落札率考慮) + 30%」

(複数月に渡って搬入している場合は、実勢価格の単価(落札率考慮)の加重平均 + 30%)

- ①が②を上回る場合、特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認

＜確認方法＞ 発注者の判断による

1) 発注者による見積り徴収

2) 近隣工事における材料調達状況

3) 特別調査で設定した単価の場合、調査機関へのヒアリング等

実際の購入金額の妥当性が
確認できない

実勢価格にて算出

実勢価格の単価(落札率考慮)の + 30%は発注者として妥当性を確認するためのものであり、+ 30%を超えても妥当性が確認されれば採用可能

実際の購入金額の妥当性が確認できる

実際の購入金額にて算出

- ①が②以内の場合、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致しているため、妥当と判断
- ①が②を上回る場合、実際の購入金額の単価が妥当であることが発注者が入手できる情報・資料から確認できる

様式一1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇 殿

〇〇建設 株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇

〇〇〇〇〇〇〇工事に係る建設工事請負契約書第27条第5項
に基づく請負代金額の変更請求について

令和〇年〇月〇日付けで契約締結した〇〇〇〇〇〇〇工事について、契約当初に比べて工期内に主要な工事材料の価格に変更が生じたので、建設工事請負契約書第27条第5項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

1 工 事 件 名

2 請 負 代 金 額 ￥

3 工 期 令和〇〇年〇〇月〇〇日から
令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

4 請求する主要品目名・材料名

※ 請求する工事材料を具体的に記載

5 変更請求概算額 ￥

※ 請求の際には、変更請求概算額及びその概算額計算書を作成し、提出すること。
なお、今回の請求はあくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題ない。

請負代金額変更請求額概算計算書

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇 殿

〇〇建設 株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇

建設工事請負契約書第27条第5項に基づく請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。
工事名：〇〇〇〇〇〇工事

記

品 目	規格	単位	数量	当初単価	当初想定金額	購入単価	購入金額	購入年月	差額	備考
記載例										
〇鋼	〇	t						RO年〇月		
〇鋼	〇	t						RO年〇月		
										RO年〇月 計
〇鋼	〇	t						RO年△月		
〇鋼	〇	t						RO年△月		
										RO年△月 計
〇鋼 計	〇	t								〇鋼合計
鋼材類 合計										
□油	〇	L						RO年△月		
□油	〇	L						RO年△月		
										RO年△月 計
□油 計	〇	L								□油合計
△油	〇	L						RO年□月		
△油	〇	L						RO年□月		
										RO年□月 計
△油 計	〇	L								△油合計
燃料油 合計										
変動額										
単品スライド請求額										

(注)

1.購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料(納品書等)を添付の上、併せて監督官に提出すること。
証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。

2.対象材料は、品目毎及び購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚になってもよい。

3.変動額から受注者の負担額を差し引いて、単品スライド請求額を算出する計算過程を、別紙に記載すること。

4.詳細に数量計算が出来る場合は、様式一3を用いてもよい。

様式—2

令和 年 月 日

〇〇建設 株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇

〇〇〇〇工事における建設工事請負契約書第27条第8項に基づき協議の開始の日について（通知）

標記について、令和 年 月 日付けで請求のあった〇〇〇〇工事における建設工事請負契約書第27条第8項の規定に基づき、スライド額協議開始日を通知します。。

記

1 スライド額協議開始日 令和 年 月 日

※受注者からの請求日から7日以降に工期の延期を想定している場合は、「工期末の45日前」と記載する。

請負代金額変更請求額計算書

支出負担行為担当官
 〇〇防衛局長
 〇〇 〇〇 殿

〇〇建設 株式会社
 代表取締役社長 〇〇 〇〇

建設工事請負契約書第27条第5項に基づく請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。
 工事名：〇〇〇〇〇〇工事

記

品 目	規格	単位	数量	当初単価	当初想定金額	購入単価	購入金額	購入年月	差額	備考
記載例										
〇鋼	〇	t						RO年〇月		
〇鋼	〇	t						RO年〇月		
										RO年〇月 計
〇鋼	〇	t						RO年△月		
〇鋼	〇	t						RO年△月		
										RO年△月 計
〇鋼 計	〇	t								〇鋼合計
鋼材類 合計										
□油	〇	L						RO年△月		
□油	〇	L						RO年△月		
										RO年△月 計
□油 計	〇	L								□油合計
△油	〇	L						RO年□月		
△油	〇	L						RO年□月		
										RO年□月 計
△油 計	〇	L								△油合計
燃料油 合計										
変動額										
単品スライド請求額										

(注) 1.購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料(納品書等)を添付の上、併せて監督官に提出すること。
 証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
 2.対象材料は、品目毎及び購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚になってもよい。
 3.変動額から受注者の負担額を差し引いて、単品スライド請求額を算出する計算過程を、別紙に記載すること。
 4.詳細に数量計算が出来る場合は、様式－3を用いてもよい。

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇 殿

〇〇建設 株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇

工事名：〇〇〇〇〇〇工事

記

[illegible]

- (注) 1. 購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料(納品書等)を添付の上、併せて監督官に提出すること。
証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
2. 対象材料は、品目毎及び購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、別紙にとりまとめるものとする。
但し同一の品目で同一年月でも複数の単価がある場合は、区分するものとする。
- また、当該品目が同一月で複数の工種や機械で使用されている場合、監督官より工種や機械毎等の内訳を提出するよう要求があった場合など、追加資料が必要な場合がある。

各種資機材の材料証明書

[illegible]

様式-3-3

建設機械の貨物自動車等による運搬にかかる運搬金額計算総括表(提出資料)

建設機械名・規格		○○○		機械搬入所在地		○○○		現場所在地		○○○		機械搬出場所		○○○		
運搬車両				運賃												
機械名	規格	運搬距離	積載重量	基本運賃	×	特大品	+	悪路	+	深夜早朝	+	冬期割増	)+	地区割増・その他	=	合計
	(t積)	(km)	(t)													
セミトレーラー	○	○	○		×		+		+		+		)+		=	
					×		+		+		+		)+		=	
					×		+		+		+		)+		=	
					×		+		+		+		)+		=	

重建設機械の分解、組立及び輸送にかかる運搬金額計算総括表(提出資料)

建設機械の移動と搬送にかかる運搬量計算総括表(提出資料)

記載

建設機械名・規格		〇〇〇		機械搬入所在地		〇〇〇		現場所在地		〇〇〇		機械搬出場所		〇〇〇		
運搬車両				運賃												
機械名	規格	運搬距離	積載重量	基本運賃	×(	特大型	+	悪路	+	深夜早期	+	冬期割増	)+	地区割増・その他	=	合計
	(t積)	(km)	(t)													
セミトレーラー	○	○	○		×		+		+		+		)+		=	
					×		+		+		+		)+		=	
					×		+		+		+		)+		=	
					×		+		+		+		)+		=	
					×		+		+		+		)+		=	
					×		+		+		+		)+	合計往復	=	

仮設材(鋼矢板、H形鋼、覆工板等)の運搬にかかる運搬金額計算総括表(提出資料)

仮設材		〇〇〇		機械搬入所在地		〇〇〇		現場所在地		〇〇〇		機械搬出場所		〇〇〇	
運搬車両				運賃											
機械名	規格 (t積)	運搬距離 (km)	台数 (台)		数量(t)	+	基本運賃 (t)	×(	深夜早期	+	冬期割増	)+	その他	=	合計
セミトレーラー	○	○	○	H鋼(12m以内)		+		×(		+		)+		=	
						+		×(		+		)+		=	
						+		×(		+		)+		=	
						+		×(		+		)+		=	
						+		×(		+		)+		=	

※本様式は、発注者から協議開始日に受注者に対象の品目、規格、数量等について通知する場合に必要な応じて使用

スライド変更等協議書

令和 年 月 日

〇〇建設 株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇

件 名 : 〇〇〇〇〇〇〇工事

工期又は履行期限 : 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

令和 年 月 日付けで請求のあった建設工事請負契約書第27条第5項の適用に基づく請負代金額の変更請求について別添のと通りの品目、規格、数量としたので協議します。

(また、本協議書の通知日をもって協議開始の日とします。(必要に応じて記載))

ス ラ イ ド 調 書

工 事 名	〇〇〇〇〇〇工事
請 負 代 金 額 (消 費 税 相 当 額 含 む)	
工 期	自) 令和 年 日 至) 令和 年 日
ス ラ イ ド 金 額 (S)	
うち取引に係る消費税及び 地 方 消 費 税 の 額	

〇〇〇〇〇〇工事に係る物価の変動に基づくスライド額計算書

①請負代金額 (消費税相当額含む)	
②既済部分出来高金額 (消費税相当額含む)	
③スライド対象請負金額(①－②) (消費税相当額含む)	
④(M変更鋼－M当初鋼) (消費税含む・落札率考慮)	
⑤(M変更油－M当初油) (消費税含む・落札率考慮)	
⑥(M変更材料－M当初材料) (消費税含む・落札率考慮)	

1)スライド額(S)
 $S = (M\text{変更鋼} - M\text{当初鋼}) + (M\text{変更油} - M\text{当初油}) + (M\text{変更材料} - M\text{当初材料}) - P \times 1/100$
 $= ④ + ⑤ + ⑥ - ③ \times 1/100 =$

M当初鋼, M当初油, M当初材料 $= [p_1 \times D_1 \times k_1 + p_2 \times D_2 \times k_2 + \cdots + p_m \times D_m \times k_m] \times 110/100$

M変更鋼, M変更油, M変更材料 $= [p'_1 \times D_1 \times k_1 + p'_2 \times D_2 \times k_2 + \cdots + p'_m \times D_m \times k_m] \times 110/100$

M変更鋼, M変更油, M変更材料 : 価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

M当初鋼, M当初油, M当初材料 : 価格変動前の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価
p' : 価格変動後における各対象材料の単価
D : 各対象材料について算定した対象数量
k : 落札率
P : 請負代金額

2)スライド金額(S') = スライド額S × 100/110 =
(万円未満切り捨て)

3)消費税相当額 = スライド額(S) × 0.1 =

4)スライド額(S) = スライド額(S') + 消費税相当額

様式一6

令和 年 月 日

〇〇建設 株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇

建設工事請負契約書第27条第5項に基づく請負代金額の変更
について（協議）

令和〇年〇月〇日付けで請求のあった建設工事請負契約書第27条第5項に基づく請負代金額の変更について、同条第7項の規定に基づき、下記のとおり協議します。
なお、異存がなければ、承諾書を提出願います。

記

- 1 工 事 名 〇〇〇〇〇〇工事
- 2 スライド変更金 （増）¥〇, 〇〇〇, 〇〇〇. —
うち取引に係わる消費税及び地方消費税の額 ¥〇, 〇〇〇, 〇〇〇. —

スライド額が請負代金額の1%を超えない場合に限り本様式を使用する。

様式—6

令和 年 月 日

〇〇建設 株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇

〇〇〇〇〇〇〇工事における建設工事請負契約書第27条第5項
に基づく請負代金額の変更について（協議）

令和 年 月 日付けで請求のあった標記について、建設工事請負契約書第27条第7項に基づき、下記のとおり協議する。

記

- 1 工 事 名 〇〇〇〇〇〇〇工事
- 2 スライド変更金 スライドの適用が認められない
- 3 理 由 スライド額が請負代金額の1%を超えないため

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇 殿

〇〇建設 株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇

承 諾 書

令和〇年〇月〇日付けで協議のあった下記工事の建設工事請負契約書第27条第7項によるスライド協議変更額に異存ありませんので、承諾します。

記

- | | | |
|---|----------------------|--------------|
| 1 | 工 事 名 | 〇〇〇〇〇〇工事 |
| 2 | 請負代金の変更額 | (増) <u>¥</u> |
| | うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 | <u>¥</u> |

様式一7

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇 殿

受注者住所
会 社 名
代表者氏名

請 負 工 事 既 済 部 分 検 査 請 求 書

建設工事請負契約書第40条第2項により第〇回既済部分検査を請求します。

今回、請求する部分払いの範囲については、建設工事請負契約書第27条第5項の請求対象とすることを併せて要請します。

記

工 事 名	〇〇〇〇〇〇工事
工 期	自 令和〇〇年〇〇月〇〇日 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇建設 株式会社
代表取締役社長 殿

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇 殿

工 事 既 済 部 分 検 査 結 果 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付請負工事既済部分検査請求書による〇〇〇〇〇〇工事について、確認を了したので、建設工事請負契約書第40条第3項に基づき通知する。

記

確 認 年 月 日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

既済部分出来高金額

¥ -

当該既済部分検査で確認した出来高は建設工事請負契約書第27条第5項の請求対象とする。

様式—8

令和〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

証 明 書

令和 年 月 日付け〇〇〇〇(株)【受注者】あて提出した〇〇〇〇〇〇工事の見積書について、金額等の記載事項に間違いはありません。なお、見積金額は設計価格のため、取引価格としては〇〇,〇〇〇,〇〇〇円です。(を想定しておりました。)

見積書担当者連絡先
〇〇〇〇(株) 〇〇部 〇〇〇〇
連絡先：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

建設工事請負契約書第 27 条第 6 項（インプレスライド条項）
運用マニュアル（案）

令和 6 年 7 月

防衛省整備計画局施設整備官

目 次

1	スライド条項の趣旨	・ ・ ・ ・ ・ 1
2	全体スライド条項、インフレスライド条項と単品スライド条項の関係	・ ・ ・ ・ ・ 1
3	適用対象工事	・ ・ ・ ・ ・ 2
4	請求日及び基準日等について	・ ・ ・ ・ ・ 3
5	スライド協議の請求	・ ・ ・ ・ ・ 3
6	請負代金額の変更	・ ・ ・ ・ ・ 4
7	残工事量の算定	・ ・ ・ ・ ・ 6
8	物価指数	・ ・ ・ ・ ・ 7
9	変更契約の時期	・ ・ ・ ・ ・ 7
10	全体スライド及び単品スライド条項の併用	・ ・ ・ ・ ・ 7
11	その他留意事項	・ ・ ・ ・ ・ 8
(別紙1)		
建設工事請負契約書第27条第6項に伴う実施フロー		・ ・ ・ ・ ・ 9

1. スライド条項の趣旨

- ・受注者と発注者とは対等との考えのもと、片務性を解消するため、受注者のみに合理的な範囲を超える価格の変動を負担させないことが基本的な考え方である。

- ・建設工事は、工期が長期にわたるため、その間の事情の変更に左右されることもあるが、通常合理的な範囲内の価格の変動は契約当初から予見可能なものであるとして請負代金額を変更する必要はないというのが基本的な考え方である。しかし、通常合理的な範囲を超える価格の変動については、契約当事者の一方のみにその負担を負わせることは適当でなく、発注者と受注者で負担を分担すべきものであるとの考え方の下、建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第27条が規定されているものである。

2. 全体スライド条項、インフレスライド条項と単品スライド条項の関係

- ・全体スライド条項は、請負契約後12ヶ月を経過した後に賃金水準や物価水準が変動した場合、インフレスライド条項は、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションといった短期的で急激な変動が生じた場合の中間修正的な変更であるのに対し、単品スライド条項は特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の精算的な変更である。

- ・全体スライド条項は、請負契約後12ヶ月を経過した後に賃金水準や物価水準が変動した場合、インフレスライド条項は、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションといった短期的で急激な変動が生じた場合の中間修正的な変更であり、直接工事費の変更に連動して諸経費等の変更を含むものである。
- ・一方、単品スライド条項は、特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の精算的な変更である。すなわち、対象となる材料価格の変動のみが請負代金額変更の要素となるものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。
- ・また、単品スライド条項は企業の規模を問わずあらゆる工事を対象とするものであることから、受注者の負担割合は契約書第31条の「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益までは損なわれることがないように定められた「請負代金額の1%」を採用したものである。

なお、全体スライド条項は、12ヶ月以上の長期間にわたる工事を対象とする規定であり、比較的大きい建設業者が受注していることが前提になっていることから、受注者の負担すべき割合を「請負代金額における残工事費の1.5%」としている。また、インフレスライド条項は、単品スライド条項と同様に、受注者の負担割合は契約書の第31条の「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益までは損なわれることがないように定められた「請負代金額における残工事費の1%」を採用したものである。

3. 適用対象工事

- (1) 契約書第27条第6項の請求は、4.(3)に定める残工期が4.(2)に定める基準日から2ヶ月以上あること。
- (2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。

(参考) 全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な賃金水準等の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後、基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材(鋼材類、燃料油、その他主要な工事材料)	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (31条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能

4. 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日：スライド変更の対象となる場合、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求日を基本とするが、これにより難しい場合は、請求日から14日以内の範囲で発注者と受注者とが協議して定める日とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

・請求日について

請求に際しては、残工事の工期が基準日（請求日とすることを基本とする。請求日から14日以内の範囲で定めることも可とする。）から2ヶ月以上必要であることに留意すること。

・基準日について

発注者と受注者とが協議して定める基準日は、請求日を基本とするが、これにより難しい場合は、請求日から14日以内の範囲で定める。

・残工期について

残工期については、基準日における契約工期の残工事期間を基本とするが、基準日までに変更契約を行っていない場合でも発注者からの指示等により工期延期が明らかな場合には、その工期延期期間を考慮することができる。

5. スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

・スライド対象の確認

スライド判定にあたっては、設計変更に伴う変更契約を行った上で、出来高を確認し、変動前と変動後残工事請負代金額により判定することを基本とする。

・スライド協議の請求について

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面（別紙様式1-1又は1-2）により行うこととする。

また、基準日設定後に新たに賃金水準が変更され、かつ、残工事の工期が新たな基準日から2ヶ月以上ある場合には、その都度スライド協議の請求をすることができる。

なお、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更の間における発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、1回を基本とする。

・スライド額協議開始日について

発注者は、受注者の意見を聴いてスライド額協議開始日を定め、請求日から7日以内に受注者に書面（別紙様式2）により通知する。

・実施フローについて

別紙1「工事請負契約書第27条第6項に伴う実施フロー」を参照すること。

6. 請負代金額の変更

- (1) 賃金等の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相應する請負代金額を控除した額の100分の1に相當する金額を超える額とする。
- (2) 増額スライド額については、次式により行う。
- $$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$
- この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。
- $S_{\text{増}}$ ：増額スライド額
- P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相應する請負代金額を控除した額
- P_2 ：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出した P_1 に相當する額
- $$(P = \Sigma (\alpha \times Z) \text{、} \alpha \text{：落札率、} Z \text{：官積算額})$$
- (3) 減額スライド額については、次式により行う。
- $$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$
- この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。
- $S_{\text{減}}$ ：減額スライド額
- P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相應する請負代金額を控除した額
- P_2 ：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出した P_1 に相當する額
- $$(P = \Sigma (\alpha \times Z) \text{、} \alpha \text{：落札率、} Z \text{：官積算額})$$
- (4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

・受注者の負担割合

受注者の負担割合については、契約書第31条の「不可抗力による損害」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「100分の1」としている。

・ P_2 について

P_2 は、出来形部分に相應する直接工事費（基準日以前の単価）に残工事部分に相應する直接工事費（基準日時点の単価）を加算した額及びそれにより算定した共通仮設費率に基づく共通仮設費を含んだ額から、出来形部分に相應する直接工事費及び共通仮設費の額を控除した額とする。

・共通仮設費積み上げの費用について

P_2 における共通仮設費積み上げ費用は、出来形部分に相應する費用（基準日以前の単価）に残工事部分に相應する費用（基準日時点の単価）を加算した額から、出来形部分に相應する額を控除した額とする。

・複数回スライドを行う場合について

スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき同様に実施するものとする。なお、その場合基準日における請負代金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。

- ・複数回スライドを行う場合の受注者負担額について

複数回請求された場合の受注者負担額は、基本的には、残工事請負代金額から 1.0%の範囲内については、受注者のリスク負担であり、何回目のスライドであってもその考え方は変わらないため、控除する。

- ・共通仮設費の算定について

共通仮設費の計算は、出来形部分に相応する直接工事費（基準日以前の単価）と残工事部分に相応する直接工事費（基準日時点の単価、スライド後の変更増含む）を加算した共通仮設費率により算出する。

また、積み上げで計上している項目については、出来形部分に相応する項目と残工事部分に相応する項目を加算し、共通仮設費を算定する。

7. 残工事量の算定

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、内訳数量に対応して出来高確認を行うものとする。
- (2) 基準日までに変更契約を行っていないが、書面により先行指示されている設計数量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とすること。
- (3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うものとする。
 - ・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
 - ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とする。ただし、基準日以降の賃料等については、スライド対象とする。
 - ・契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
- (4) 内訳数量で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- (5) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
- (6) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。

・出来形数量等の確認方法について

基準日における工事の出来形数量の確認については、本項に基づき監督官が実施することを基本とする。

なお、受注者に出来形数量を確認して作成した数量調書（以下「工事出来形数量調書」という）又は「実施工程表付き工事履行報告書」の提出を求め、これにより、数量書に対応した出来高を確認できることとする。

- ・「工事出来形数量調書」による出来高の確認
「工事出来形数量調書」に記載された出来形数量により、数量書に対応した出来高を確認する。
- ・「実施工程表付き工事履行報告書」による出来高の確認
次式により数量書に対応した出来高を算出する。（ただし、実施工程表は、基準日まで
に作成されたものとする。）。

出来形数量 = 基準日における設計数量 × (基準日における実施済工程工期 / 実施工程工期)

本通達に基づくスライド請求を複数回行う場合、2回目以降の基準日における出来形数量の確認方法は、1回目の基準日における確認方法と原則同じ方法によることとする。

・出来形数量等の確認時期について

発注者は、請求日から14日以内に出来高確認を行う。

8. 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

・積算に使用する単価について

変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、発注者が積算に使用している物価資料等の基準日における価格を基礎とする。

・基準日における特別調査又は見積価格採用単価について

見積価格は、見積額の変動の有無を確認することを基本とする。なお、再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価^{*}の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

※類似単価とは、同一地区における類似資材等の単価もしくは、他地区における同一資材等の単価をいう。

9. 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。

・精算変更時で行う場合

スライド額に係る契約変更を精算変更時点で行う場合は、スライド基準日における出来形数量を確認し、残工事量を受発注者間で確認すること。

10. 全体スライド及び単品スライド条項の併用

- (1) 契約書第27条第1項から第4項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本運用によるスライドを請求することができる。
- (2) 本運用に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約書第27条第5項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

- ・契約書第27条第6項に規定するインフレスライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まずはインフレスライド条項によるスライド額の算出が基本となる。その上で、インフレスライド条項と単品スライド条項の重複を防止するため、インフレスライド条項で対象とした数量は、単品スライド条項における変動前の単価をインフレスライド条項の適用日の単価に置換えた上で単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。

- ・また、インフレスライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単独で考えれば、前者においては残工事費の1%、後者においては対象工事費の1%、それぞれで受注者の負担が生じることとなる。両スライドのルールをそれぞれ適用した場合には、受注者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大なものとなる。

- ・このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間においては当該期間の工事費の1%を受注者の負担とするが、インフレスライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、インフレスライド条項の適用により受注者が負担する残工事費の1%をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方に

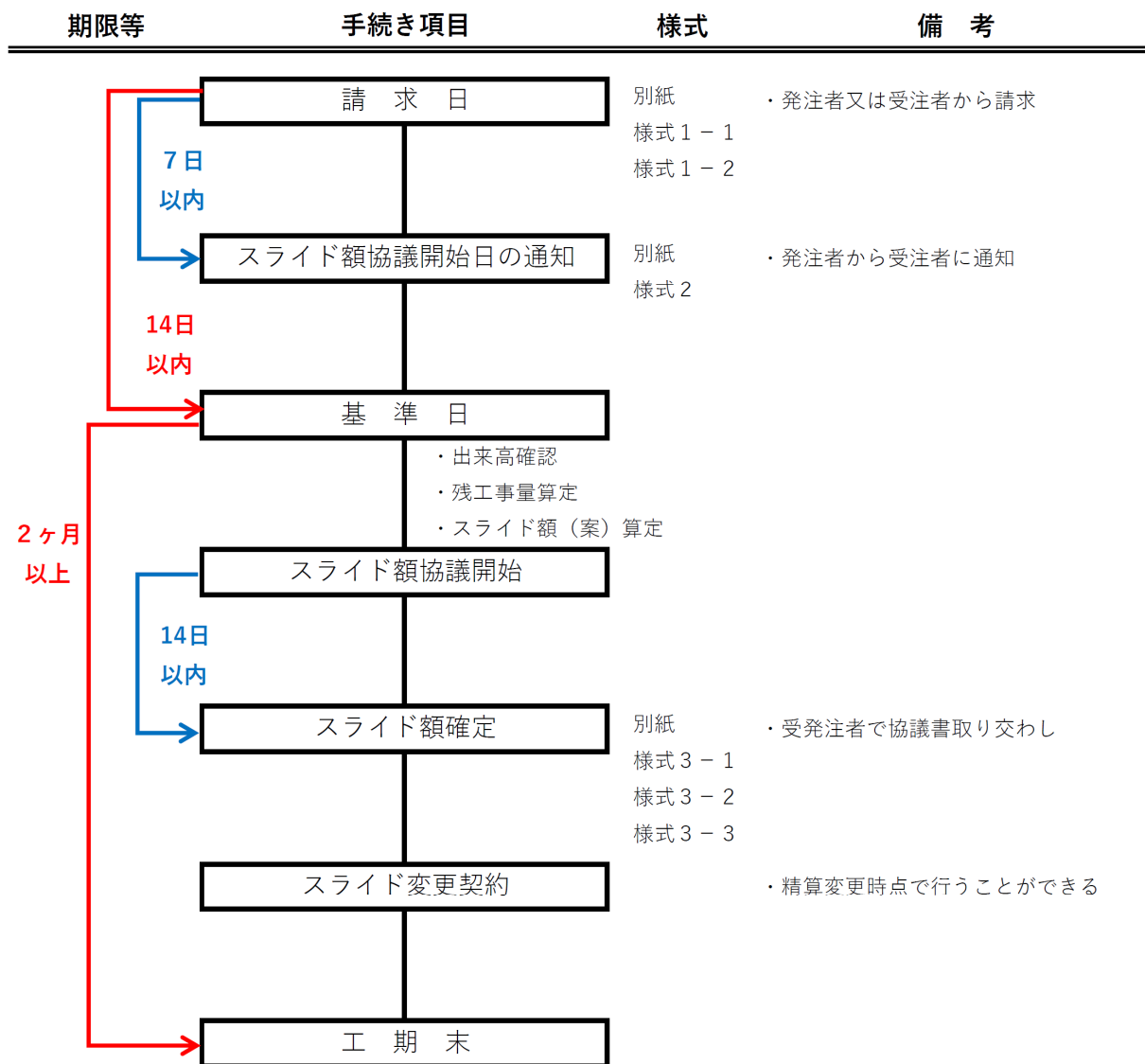
基づき、単品スライド条項に係る１％分の負担は求めない。

- ・さらに、単品スライド条項に係る対象工事費は基本的には最終的な全体工事費であり、インフレスライド条項と併用した場合の対象工事費はインフレスライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価となる。

1 1. その他留意事項

- ・スライド額協議開始日は、基準日（＝請求日を基本とする）以降に、出来高確認の実施と合意及び、残工事額の算定後にスライド額を算定する必要があるため、これらの作業に要する日数を確保し、スライド額協議開始日を決定する。また、スライド変更契約日を考慮した上で適宜設定を行う。なお、先行実施されている工事については、設計変更契約をしておく必要があるため、その期間も考慮し適宜設定する。
- ・インフレスライド協議完了後、若しくは、同時に設計変更を行う場合は、基準日時点の単価で算出する。
- ・スライド協議の結果、スライド額が対象工事費の１％を超えないためにスライドの適用が認められなかった工事において、協議以降に設計変更を行う場合の単価は、基準日以前の単価により算出する。

建設工事請負契約書第 27 条第 6 項に伴う実施フロー



※) 契約書で規定

※) 建設工事請負契約書運用基準及び本マニュアルで規定

[受注者からの請求]

(別紙様式1-1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇 殿

〇〇建設 株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇

建設工事請負契約書第27条第6項に基づく請負代金額の変更請求について

令和〇年〇月〇日付けで契約締結した〇〇〇〇〇〇工事については、賃金等の変動により、建設工事請負契約書第27条第6項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

- | | | |
|---|--|--------------------------------|
| 1 | 請負代金 | ¥ |
| 2 | 工 期 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日から
令和〇〇年〇〇月〇〇日まで |
| 3 | 希望基準 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 4 | 施工場所 | 〇〇県〇〇市 |
| 5 | 変更請求概算額 | ¥ |
| 6 | 概算残工事請負代金額 | ¥ |
| | 概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額 | |

※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

[発注者からの請求]

(別紙様式1-2)

令和 年 月 日

〇〇建設 株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇

建設工事請負契約書第27条第6項に基づく請負代金額の変更請求について

令和〇年〇月〇日付けで契約締結した〇〇〇〇〇〇工事については、賃金等の変動により、建設工事請負契約書第27条第6項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

- | | | |
|---|--|--------------------------------|
| 1 | 請負代金 | ¥ |
| 2 | 工 期 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日から
令和〇〇年〇〇月〇〇日まで |
| 3 | 希望基準 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 4 | 施工場所 | 〇〇県〇〇市 |
| 5 | 変更請求概算額 | ¥ |
| 6 | 概算残工事請負代金額 | ¥ |
| | 概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額 | |

※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

(別紙様式2)

令和 年 月 日

〇〇建設 株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇

建設工事請負契約書第27条第8項に基づく協議の開始の日について（通知）

令和〇年〇月〇日付けで請求のあった標記について、建設工事請負契約書第27条第8項の規定に基づき、スライド額協議開始日を通知します。

記

- 1 工 事 名 〇〇〇〇〇〇工事
- 2 スライド額協議開始日 令和 年 月 日
(※スライド額協議開始日は、受注者の意見を聴いて、請求日から7日以内に設定する)

(別紙様式3-1)

令和 年 月 日

〇〇建設 株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇

建設工事請負契約書第27条第6項に基づく請負代金額の変更 について（協議）

令和〇年〇月〇日付けで請求のあった建設工事請負契約書第27条第6項に基づく請負代金額の変更について、同条第7項の規定に基づき、下記のとおり協議します。
なお、異存がなければ、別添承諾書へ記名のうえ提出願います。

記

- 工 事 名 〇〇〇〇〇〇工事
- ヘフイト発史金 (増) ¥〇, 〇〇〇, 〇〇〇. -
額
うち取引に係わる消費税及び地方消費税の額 ¥〇, 〇〇〇, 〇〇〇. -
基 準 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(別紙様式3-2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇 殿

〇〇建設 株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇

承 諾 書

令和〇年〇月〇日付けで協議のあった下記工事の建設工事請負契約書第27条第7項によるスライド協議変更額に異存ありませんので、承諾します。

記

- 1 工 事 名 〇〇〇〇〇〇〇工事
- 2 スライド変更金 (増) ¥
- うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥
- 基 準 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(別紙様式3-3)

令和 年 月 日

〇〇建設 株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇

建設工事請負契約書第27条第6項に基づく請負代金額の変更 について（協議）

令和 年 月 日付けで請求のあった建設工事請負契約書第27条第6項に基づく請負代金額
の変更について、同条第7項の規定に基づき、下記のとおり協議します。

記

- 1 工 事 名 〇〇〇〇〇〇工事
- 2 スライド変更適否 スライドの適用が認められない
- 3 理 由 スライド額が対象工事費の1%を超えないため

※別紙様式1-1、1-2、3-1、3-3の添付資料

ス ラ イ ド 調 書

工事名	
請負代金額	円(消費税抜き)
	円(消費税込み)
積算価格	円(消費税抜き)
	円(消費税込み)
工 期	自) 令和 年 日
	至) 令和 年 日
基準日	令和 年 日
出来高額	円(消費税抜き)
残工事額(P ₁)	円(消費税抜き)
変更残工事額(P ₂)	円(消費税抜き)

支出負担行為担当官
○○防衛局長
○○ ○○

※増額スライド用(スライド調書の添付資料)

〇〇〇〇〇〇工事に係る
賃金等の変動に基づく請負代金額計算書

請負代金額	出来高額	P ₁	P ₂

スライド額(S) = (P₂ − P₁) − P₁ × 1／100
= (−) − × 1／100
= −
=

(但し、P₁ < P₂)

- P₁ : 請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額
P₂ : 変動後(基準日)の賃金等を基礎として算出したP₁に相当する額
Z₁ : 積算額(工事価格)から出来形部分に相応する積算額(工事価格)を控除した額
Z₂ : 積算額(工事価格)から出来形部分に相応する積算額(工事価格)を控除した額
α : 落札率

出来高額 = 出来高部分に相応する積算額(工事価格) × α
P₁ = Z₁ × α
P₂ = Z₂ × α

スライド額
(税込み) = × 消費税及び地方消費税率
=

※減額スライド用(スライド調書の添付資料)

〇〇〇〇〇〇工事に係る
賃金等の変動に基づく請負代金額計算書

請負代金額	出来高額	P ₁	P ₂

スライド額(S) = (P₂ − P₁) + P₁ × 15／1000
= (−) + × 15／1000
= +
=

(但し、P₁ > P₂)

- P₁ : 請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額
P₂ : 変動後(基準日)の賃金等を基礎として算出したP₁に相当する額
Z₁ : 積算額(工事価格)から出来形部分に相応する積算額(工事価格)を控除した額
Z₂ : 積算額(工事価格)から出来形部分に相応する積算額(工事価格)を控除した額
α : 落札率

出来高額 = 出来高部分に相応する積算額(工事価格) × α
P₁ = Z₁ × α
P₂ = Z₂ × α

スライド額
(税込み) = × 消費税及び地方消費税率
=